

令和4年第5回臨時会

飯 島 町 議 会 会 議 録

令和4年12月 9日 開会

令和4年12月20日 閉会

飯 島 町 議 会



令和4年第5回飯島町議会臨時会議事日程（第1号）

令和4年12月9日 午前9時10分 開会・開議

1 開会（開議）宣告

1 議事日程の報告

1 町長議会招集挨拶

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 第 1 号議案 飯島町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 5 第 2 号議案 飯島町教育委員会委員の任命について

日程第 6 第 3 号議案 飯島町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 7 第 4 号議案 飯島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 8 第 5 号議案 飯島町税条例の一部を改正する条例

日程第 9 第 6 号議案 令和4年度飯島町一般会計補正予算（第6号）

日程第10 第 7 号議案 令和4年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第11 第 8 号議案 令和4年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第12 第 9 号議案 令和4年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第13 第10号議案 令和4年度飯島町水道事業会計補正予算（第2号）

日程第14 第11号議案 令和4年度飯島町下水道事業会計補正予算（第2号）

日程第15 第12号議案 千人塚公園及び飯島町B&G海洋センター艇庫の指定管理者の指定について

日程第16 第13号議案 与田切公園の指定管理者の指定について

日程第17 第14号議案 飯島町道路線の変更について

○出席議員（12名）

1 番	浜田 稔	2 番	久保島 巖
3 番	片桐 剛	4 番	吉川 順平
5 番	坂本 紀子	6 番	星野 晃伸
7 番	三浦寿美子	8 番	堀内 学
9 番	坂井 活広	10 番	伊藤 秀明
11 番	宮脇 寛行	12 番	折山 誠

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者																		
<p>飯島町長 下平 洋一</p>	<table border="0"> <tr> <td>副 町 長</td> <td>宮下 寛</td> </tr> <tr> <td>総 務 課 長</td> <td>大島 朋子</td> </tr> <tr> <td>企画政策課長</td> <td>座光寺満輝</td> </tr> <tr> <td>住民税務課長</td> <td>松村 和夫</td> </tr> <tr> <td>健康福祉課長</td> <td>藤木真由美</td> </tr> <tr> <td>産業振興課長</td> <td>堀越 康寛</td> </tr> <tr> <td>建設水道課長</td> <td>片桐 雅之</td> </tr> <tr> <td>地域創造課長</td> <td>久保田浩克</td> </tr> <tr> <td>会計管理者</td> <td>松澤 京子</td> </tr> </table>	副 町 長	宮下 寛	総 務 課 長	大島 朋子	企画政策課長	座光寺満輝	住民税務課長	松村 和夫	健康福祉課長	藤木真由美	産業振興課長	堀越 康寛	建設水道課長	片桐 雅之	地域創造課長	久保田浩克	会計管理者	松澤 京子
副 町 長	宮下 寛																		
総 務 課 長	大島 朋子																		
企画政策課長	座光寺満輝																		
住民税務課長	松村 和夫																		
健康福祉課長	藤木真由美																		
産業振興課長	堀越 康寛																		
建設水道課長	片桐 雅之																		
地域創造課長	久保田浩克																		
会計管理者	松澤 京子																		
<p>飯島町教育委員会 教育長 片桐 健</p>	<p>教 育 次 長 小林 美恵</p>																		

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	林 潤
議会事務局書記	吉澤 知子

## 本会議開会

開 会	令和4年12月9日 午前9時10分
事務局長	御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「おはようございます」) 御着席ください。(一同着席)
議 長	おはようございます。(一同「おはようございます」) 開会に先立ちまして、町民の皆様、行政関係の皆様はこのたびの不祥事につきまして議長からおわびを申し上げます。 この12月2日開会の12月定例会につきましては、開会初日に議員総数12名のうち出席者4名であり、過半の定足数に達することができず流会という事態になりました。 冬期の除雪対策費用などの補正予算審議など重要案件が審議未了のまま流会という極めて異例な議会運営となってしまいました。これは会食の席を一にした議員間の新型コロナ集団感染で開会日に自宅療養を余儀なくされたことに起因するものであります。 これに対し、町民の皆様からは、危機管理の甘さを指摘され、起因する経緯の公表と今後の対応を強く求められております。失墜した信頼回復のためにも、速やかにこうした町民の声に真摯に向き合ってまいります。 このたび町民及び行政関係各位に多大な御迷惑をおかけしたことに對しまして、改めておわびを申し上げます。(起立) 大変申し訳ありませんでした。(頭を下げる) (着席) 本日からの臨時議会で誠心誠意案件審議を進め、町政運営に支障を来さないように努めてまいります。 また、議員の皆さんにおかれましては、ただいま議長が代表して反省と謝意を述べましたので、会期中における議員個々の弁は不要に願ひ、案件の審議に集中してください。 それでは本日の会議を開きます。 開会に当たり町長から御挨拶をいただきます。 〔下平町長登壇〕
町 長	おはようございます。(一同「おはようございます」) 臨時議会招集に当たりまして御挨拶を申し上げます。 令和4年12月5日付、飯島町告示第93号をもって令和4年第5回飯島町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には、時節柄、御多忙中にもかかわらず全員の皆様の御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。 さて、今年も残すところ僅かとなりました。この一年、議員並びに町民の皆様には、町の行政運営に對しまして御理解、御協力を賜り、厚く御礼を申し上げる次第でございます。 年明けにコロナ感染症の第7波を迎え、一旦は落ち着いたかと思われましたが、現在は、医療非常事態宣言が発出され、県内では第8波を迎えたとの知事の発言もありましたように、連日、新規陽性者数が多く発表されています。

コロナ対策も3年目になり、ワクチン接種の4回目の対応や感染予防対策を講じながら経済を止めない対策等を行ってまいりました。

先月19日には飯島町くらし復興券第5弾を販売いたしました。同時に飲食店応援券も販売し、こちらは開始から2日で完売となり、好評をいただいております。復興券、応援券ともに年末年始に町内各店舗でぜひ御利用いただきたいと思っております。

また、イベントについても、いいちゃん産業祭りや文化祭、民間の皆さんが中心になってのラブリー♡フェスタ、りんりん祭、先日の米俵マラソンなどなど、今年は自粛をしつつも感染対策をしながらにぎやかに行うことができました。

今後も、引き続き感染症対策を地道に継続しながら、経済の活性化も考えた対策を講じてまいりたいと存じます。

さて、コロナ以外で町の一年を振り返ってみますと、第6次総合計画の2年目であり、各事業の具現化を目指し、4月以降、事業を実施してまいりました。

主要事業としましては、人口増プロジェクトの事業で飯島でマイホームや飯島で子育ての支援を開始いたしました。

飯島でマイホーム補助金では、多くの申請をいただき、補正予算の対応をお願いしてきているところでございます。

また、ワーケーションの拠点施設でありますi i ネイチャー春日平や櫻山が相次いでオープンいたしました。宿泊や農業体験のプログラム等、少しずつではありますが取組を進めているところでございます。

また、民間の運営ではありますが、千人塚にはグランピング施設もオープンしました。

こういった施設を利用してワーケーションで飯島町を訪れる方がだんだんと増えて、地元の方と都会の方、また企業とのつながりができ、地元経済や町の活性化など多方面へ波及していくことに期待をしております。

そのほかの事業では、4月には待望の学校給食センターの供用が開始され、安心・安全なおいしい給食を提供しています。

6月には中川村と水道用水の供給に関する基本協定を締結いたしました。この協定により、中川村は慢性的な水不足が解消されるとともに、当町——飯島町は経営基盤の強化が図られ、両町村の課題や弱点を補う広域化、広域連携が図られました。こうした私たちの取組は、全国的にも先進事例として非常に多くの自治体から注目されているところでございます。

今後においても、下水道事業も含め、近隣自治体との広域化、広域連携を推進し、人口減少が推進する社会においても上下水道事業の健全な経営を継続できるよう努めてまいります。

また、建設資材メーカーや運送業などの企業誘致が実現いたしました。今後、飯島町で経済の発展に関わってくることを大きく期待するものでございます。

その他、それぞれの所管において計画に沿って事業を進めてまいりました。年度末に向けて計画されている事業が滞りなく実施できるように取り組んでまいります。

さて、国の経済状況に目を転じますと、7月—9月のGFP速報値は前期比0.3%減、

年率で1.2%減と4・四半期ぶりのマイナスとなりました。個人消費は増加したものの、輸入の増加幅が大きかったことなどが要因ということでございます。

また、長野県の8月―9月の経済状況は「持ち直しの動きがみられる」とされていて、県内でも個人消費は増加し、乗用車の新車販売は16か月ぶりに前年を上回ったとのことでございます。

一方で、公共工事請負額や新設住宅着工戸数は前年を下回っているという状況です。

それでも長野県の10月の求人倍率は1.59倍で、前月を0.01ポイント上回り、4か月ぶりの増加となっています。

伊那管内においては1.54倍で、前月を0.03ポイント上回っています。

恒常的な人手不足は否めないものの、雇用情勢は着実に改善が進んでいます。

引き続き新型コロナウイルス感染症や国際情勢の動向が雇用に与える影響を注視する必要があるとされています。

こうした国や県の状況を踏まえて、町といたしましては物価高騰に対応した経済対策、復興券事業等を行ってきたところでございます。

今後につきましても、新型コロナウイルス感染状況や物価上昇による個人消費への影響、高騰が続く原油価格の動向など、経済状況を見ながら国の財政措置の情報に注視し、対策を図ってまいりたいと思います。

さて、本臨時会に提案申し上げます案件は、人事案件2件、条例案件3件、予算案件6件、一般案件3件の計14件でございます。いずれも重要な案件でございますので、慎重な御審議の上、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。議会招集の挨拶といたします。

ありがとうございました。

〔下平町長降壇〕

- 議 長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により9番 坂井活広議員、10番 伊藤秀明議員を指名します。
- 議 長 日程第2 会期の決定についてを議題とします。  
本臨時会の会期につきましては、過日開催されました議会運営委員会において協議をいただいております。議会運営委員長より会期は本日から12月20日までの12日間とすることが適当との協議結果の報告がありました。  
お諮りします。  
本臨時会の会期は議会運営委員長からの報告のとおりとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議 長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月20日までの12日間とすることに決定をいたしました。

事務局長	<p>会期の日程は事務局長から申し上げます。</p> <p>会期日程説明</p>
議長	<p>日程第3 諸般の報告を行います。</p> <p>議長から申し上げます。</p> <p>初めに、請願、陳情等の受理について報告します。</p> <p>受理した請願、陳情等はお手元の請願・陳情等文書表のとおりであり、会議規則第89条第1項及び第92条の規定により所管の常任委員会に審査を付託します。</p> <p>次に、監査委員からお手元に配付のとおり令和4年度定期監査の報告がされております。</p> <p>次に、例月出納検査結果について報告します。</p> <p>11月における例月出納検査の結果、特に指摘事項はありません。</p> <p>次に、議会閉会中に議員派遣を行い、その報告につきましてはお手元に配付のとおりです。</p> <p>次に、本会議に説明員として出席を求めた方は別紙のとおりであります。</p> <p>以上で諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>日程第4 第1号議案 飯島町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。</p>
事務局長	<p>事務局長に議案を朗読させます。</p>
議長	<p>議案朗読</p> <p>本案について提案理由の説明を求めます。</p>
町長	<p>[下平町長登壇]</p>
町長	<p>第1号議案 飯島町固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由の説明を申し上げます。</p>
町長	<p>固定資産評価審査委員会の委員は、地方税法第423条第3項により町民であり町税の納税義務がある者または固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから議会の同意を得て町長が選任するとされております。</p>
町長	<p>また、飯島町税条例第78条の規定により委員の定数は3人とされております。</p>
町長	<p>現在、委員としてお務めいただいております宮下好矢さんが本年12月20日に任期満了となります。</p>
町長	<p>任期満了後の委員として資格、見識とも最適任と考え、引き続き宮下好矢さんを委員として選任いたしたく、議会の同意を求めます。</p>
町長	<p>なお、任期は令和4年12月21日から令和7年12月20日までの3年間となります。</p>
町長	<p>よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願いいたします。</p>
町長	<p>[下平町長降壇]</p>
議長	<p>これより質疑を行います。</p>
議長	<p>質疑ありませんか。</p>



	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p> <p>この議案は討論を省略し、これより第1号議案 飯島町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。</p> <p>この採決は起立によって行います。</p> <p>本案は、これに同意することに賛成の方の起立を求めます。</p> <p>[賛成者起立]</p>
議 長	<p>御着席ください。(起立者着席)</p> <p>起立全員です。したがいまして、第1号議案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>日程第5 第2号議案 飯島町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。</p> <p>事務局長に議案を朗読させます。</p>
事務局長	<p>議案朗読</p>
議 長	<p>本案について提案理由の説明を求めます。</p> <p>[下平町長登壇]</p>
町 長	<p>第2号議案 飯島町教育委員会委員の任命について提案理由の説明を申し上げます。</p> <p>本年12月21日付をもちまして、2期6年、教育委員として町の教育行政のために御尽力をいただきました鈴木富美さんが退任されることとなりました。</p> <p>ここに改めて町教育行政に対する御尽力に感謝を申し上げたいと思います。</p> <p>任期満了後の教育委員として御提案申し上げます北村自治会の竹内榮一さんは、お手元の経歴書にございますとおり、昭和55年3月に日本大学法学部法学専攻科を修了後、同年4月に建設省——現在の国土交通省に入省されました。</p> <p>そして、平成28年3月に国土交通省を退職された後は、天竜川上流河川事務所へ再任用職員として勤務されながらも、七久保公民館長や飯島町社会教育委員などを歴任されておられます。この経験も生かして教育行政の振興に御尽力いただけるものと思っております。</p> <p>つきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意をお願いするものでございます。</p> <p>なお、任期につきましては令和4年12月22日から令和8年12月21日までの4年間となります。</p> <p>よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願いいたします。</p> <p>[下平町長降壇]</p>
議 長	<p>これより質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p>
5番 坂本議員	<p>質問いたします。</p>

教育委員は鈴木さんのように子育て中の女性ということで女性の方に教育委員の門戸を開いてきた経過があるわけですが、その中で、男性という言い方は失礼ですが、そういう形の中で、もう一人の女性の教育委員がいるわけで、そういう中で女性の方という候補はなかったのでしょうか。考え方のその部分をお尋ねしたいと思います。

教育長 ありがとうございます。

私どもで選任していくに当たって、今、坂本議員がおっしゃられるように子育て中の方を教育委員にというところは当然のことです。

しかしながら、1つは七久保地区から子育て中の教育委員の方が続けて出ておられるということがありました。ですので、今後の教育委員の方については違う地区から子育て中の委員の方を選任していくというような方向を考えております。

また、七久保地区で子育て中の委員の方を当たりましたが、なかなか難しい状況がありまして選任できなかったということで、今回については竹内榮一委員ということでお願いをしたいと思っております。

議長 ほかに質疑ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。

この議案は討論を省略し、これより第2号議案 飯島町教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕

議長 御着席ください。(起立者着席)

起立全員です。したがって、第2号議案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

暫時休憩とします。そのままお待ちください。

休憩 午前9時35分  
再開 午前9時35分

議長 再開いたします。

ここで、ただいま全会一致で任命に同意をいたしました竹内榮一さんから御挨拶をいただきます。

〔竹内教育委員会委員登壇〕

教育委員会委員 ただいま紹介にあずかりました竹内榮一と申します。どうぞよろしくお願いをいたします。

このたび飯島町議会の同意をいただきながら町長から教育委員を推薦されました。教

育委員という大切な任務をお引受けいたしますが、今、改めて考えてみますと、その役割の重要さに一層身の引き締まる思いでございます。

私の教育委員としての抱負を述べる前に、まず初めに自己紹介を簡単にしたいと思います。

出身地は飯島町の七久保です。

現在の職業は会社員です。それ以前は長年にわたり国家公務員として国土交通省中部地方整備局の職員をしていました。

公務員生活の前半は名古屋市内や岐阜市内における勤務が長かったのですが、後半は飯島町に戻ってきて生活をしていました。南信地方における勤務先といたしましては、天竜川上流河川事務所や飯田国道事務所、また三峰川総合開発事務所です。

長年にわたり建設行政一筋に役所勤務をしてきましたけれども、60歳を契機として、その年の平成28年3月末日に天竜川上流河川事務所を最後に定年退職いたしました。その翌日から再任用職員として引き続き天竜川上流河川事務所に勤務いたしました。ここで5年間の任期満了日まで勤務をいたしまして、令和3年3月末日に65歳で退職をいたしました。合計で41年間にわたって役所勤務をいたしました。

その後、令和3年4月に駒ヶ根市内にある建設コンサルタント業や補償コンサルタント業務を営んでいる民間企業に入社して現在に至っています。

以上が私の主な経歴です。

次に、教育委員としての抱負といたしまして私が教育に対して考えていることの一端を述べてみたいと思います。

現代は、大人たちにとってのみならず、子どもたちにとっても変化の激しい時代です。このため、教育にも多種多様な取組が期待されているところです。

そうした取組に応えるために、私は幼児期から中学生に至る子どもたちの学ぶ力や生き抜く力を育むことを大切にしていきたいと考えています。

飯島町の教育目標は次代を担う健やかな子どもを育むということですが、私はこの目標を実現していくために努力をしていきたいと思います。

そして、もう一つ大切なことは、学生時代が終了してからも、その後の一生にわたってこの地域において生活する皆様方が生き生きと学び続けていけること、これもまた大切であると考えています。いわゆる生涯学習です。

私は、これら2つの大切な事柄を基礎に据えた上で、飯島町の教育に関する諸問題に対する解決策を町役場の関係部署の皆様や保護者の方々及び地域一般の皆様と一緒に考えてまいりたいと思っています。

町議会議員の皆様におかれましても御理解と御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

私は、定年退職後の平成29年4月から令和4年3月末日までの5年間にわたって七久保公民館の館長を務めさせていただきました。この5年間の間には、公民館長と並行する形で七久保小学校運営審議会委員や飯島町社会教育委員及び男女共同参画社会推進協議会委員並びに健康長寿のまちづくり推進委員等も経験させていただきました。

公民館活動も含めまして、これらの各種の委員を経験する中で学んだ様々な事柄を生かしながら、地域住民の一人として感じていることや考えていることを教育委員会の中で率直にお話をしていきたいと思えます。

私は、今まで幾つかの役職を経験してきたとはいえ、教育行政に関してはまだまだ学ぶべき事柄がたくさんありますので、これからもさらに研鑽を重ねてゆき、また勉強を継続してゆきまして、飯島町の皆様方の御期待に応えられるような教育委員になっていきたいと、このように考えています。

私は元より微力な者ではございますけれども、今後とも努力を継続していきまして、皆様方のお力に少しでもなっていきたいと考えております。どうぞよろしく願いをいたします。

これを持ちまして私の教育委員への就任の挨拶といたします。

御清聴ありがとうございました。(一同拍手)

[竹内教育委員会委員降壇]

議 長 竹内さん、ありがとうございました。  
暫時休憩とします。そのままお待ちください。

休 憩 午前9時44分  
再 開 午前9時45分

議 長 再開します。

議 長 日程第6 第3号議案 飯島町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

[下平町長登壇]

町 長 第3号議案 飯島町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

令和4年度の人事院勧告に基づき一般職の国家公務員の給与に関する法律が一部改正されたことに伴い、町の一般職の職員の給与について国家公務員に準じた改正を行うものでございます。

内容は、勤勉手当について0.1月分引上げ年2.0月分となるよう改正するものでございます。

細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

[下平町長降壇]

総務課長 補足説明

議 長 これから質疑を行います。

		質疑はありませんか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	質疑なしと認めます。
		これで質疑を終わります。
		これから討論を行います。
		討論はありませんか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	討論なしと認めます。
		これで討論を終わります。
		これから第3号議案 飯島町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。
		お諮りします。
		本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。
		〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	異議なしと認めます。したがって、第3号議案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第7 第4号議案 飯島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。
		本案について提案理由の説明を求めます。
		〔下平町長登壇〕
町	長	第4号議案 飯島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。
		このことにつきましては、国家公務員の育児休業等に関する法律及び地方公務員の育児休業等に関する法律が一部改正されたことに伴い会計年度任用職員の育児休業等の取得要件や条件の変更に関して条例で定める必要があるため、所要の整備を行うものであります。
		詳細につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。
		〔下平町長降壇〕
総務課長		補足説明
議	長	これから質疑を行います。
		質疑はありませんか。
1番		
浜田議員		今の資料の2のほうに具体的な事例がございますけれども、現実に飯島町の該当者で育児休業を取得している割合というのはどのくらいになりますでしょうか。
総務課長		会計年度任用職員さんについての育休取得者は、今のところ実際に取った方はいらっしゃいません。
		ただ、今、これからお子さんを産む予定の方がいらっしゃいまして、その方は取得を

する予定というふうにお聞きをしております。

議 長 ほかにも質疑ございませんか。

1 番

浜田議員 今回は要件緩和で利用しやすくなったということなんですけれども、地方自治体の条例は必ずしも国の法律に縛られる必要はなくて、国の法律と衝突しない限り横出しや展開も可能だというふうに理解しております。

そういう意味で、国の条件緩和に限定されずに、さらに発展的な内容を条例に加えるというような議論は、この条例の提案に当たってございましたでしょうか、お伺いいたします。

総務課長 一応国の基準に沿ったことで考えてまいりました。

議 長 ほかにも質疑ございませんか。

議 長 「なし」と呼ぶ者あり

議 長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

議 長 「なし」と呼ぶ者あり

議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから第 4 号議案 飯島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

議 長 「異議なし」と呼ぶ者あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、第 4 号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第 8 第 5 号議案 飯島町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔下平町長登壇〕

町 長 第 5 号議案 飯島町税条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 26 条の地方公共団体等を定める省令の一部改正により計画期間が延長されたことに伴い、この条例の一部を改正するものでございます。

細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定を賜りますようお願いいたします。

〔下平町長降壇〕

住民税務課長 補足説明

議 長 これから質疑を行います。  
 質疑はありませんか。  
 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 質疑なしと認めます。  
 これで質疑を終わります。  
 これから討論を行います。  
 討論はありませんか。  
 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 討論なしと認めます。  
 これで討論を終わります。  
 これから第5号議案 飯島町税条例の一部を改正する条例を採決します。  
 お諮りします。  
 本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。  
 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、第5号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第9 第6号議案 令和4年度飯島町一般会計補正予算（第6号）  
 日程第10 第7号議案 令和4年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
 日程第11 第8号議案 令和4年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）  
 日程第12 第9号議案 令和4年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第2号）  
 日程第13 第10号議案 令和4年度飯島町水道事業会計補正予算（第2号）  
 日程第14 第11号議案 令和4年度飯島町下水道事業会計補正予算（第2号）  
 以上6議案を一括議題とします。  
 それでは、本6議案について順次提案理由の説明を求めます。  
 〔下平町長登壇〕

町 長 第6号議案から第11号議案について一括して提案理由の説明を申し上げます。  
 まず、第6号議案 令和4年度飯島町一般会計補正予算（第6号）について申し上げます。  
 予算の規模につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,628万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ60億9,599万1,000円とするものであります。  
 なお、債務負担行為の追加としまして防災行政無線の同報系操作卓の老朽化等による更新業務に関わる費用について補正計上したところでございます。  
 主な歳出の内容につきましては、ふるさと納税の寄附金増による関係経費におよそ1,060万円、ふるさといいじま応援寄附金の積立てに2,200万円、懸案でありました飯島保育園の駐車場拡幅工事に660万円、地元要望である朝待地区農業用排水路改修工事を4,000万円増とする一方、後期高齢者医療特別会計繰出金は後期高齢者医療給付費の過年度分の確定等によりおよそ2,100万円の減、農地・水・環境保全管理協定運営委

員会補助金は県支出金の減額を受けおよそ 800 万円の減としながら、緊急性の高い工事箇所を実施するため一部を一般財源に繰り替えております。

そのほか、人事院勧告に基づく人件費、公共施設等の電気料や燃料費などの価格高騰に伴う増額分など、各種事務事業に対応するため必要な経費を補正計上し、予備費で調整するとともに、特定財源となる国庫支出金や町債、財政調整基金等により歳入予算を増額補正するものでございます。

続きまして、第 7 号議案 令和 4 年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)について提案理由の説明を申し上げます。

予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 3,565 万 6,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 10 億 2,043 万 9,000 円とするものであります。

今回の補正は国及び県の支出金、事業等の諸経費を補正するものであります。

歳入では、国庫支出金 7,000 円、県支出金を 3,550 万 5,000 円、繰入金を 14 万 4,000 円増額するものです。

歳出では、総務費を 14 万 4,000 円、保険給付費を 3,550 万 8,000 円、保健事業費を 1 万 8,000 円、諸支出金を 20 万円、差額を予備費で調整するものであります。

続きまして、第 8 号議案 令和 4 年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)について提案理由の説明を申し上げます。

予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 321 万 2,000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 1 億 5,520 万 3,000 円とするものであります。

今回の補正は、令和 4 年度の後期高齢者広域連合納付金確定による補正と事業費の補正を行うものです。

歳入では、繰入金を 321 万 2,000 円減額するものです。

歳出では、総務費を 20 万 3,000 円増額、後期高齢者医療広域連合納付金を 341 万 5,000 円減額するものであります。

続きまして、第 9 号議案 令和 4 年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第 2 号)について提案理由の説明を申し上げます。

予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 66 万 2,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 11 億 6,628 万 7,000 円とするものであります。

歳入につきましては、主に地域支援事業費に関する国県支出金及び支払基金交付金、繰入金を 48 万 4,000 円増額するものであります。

主な歳出につきましては、地域支援事業費を事業実績見込みにより 67 万 5,000 円増額し、差額を予備費により調整するものであります。

続きまして、第 10 号議案 令和 4 年度飯島町水道事業会計補正予算(第 2 号)について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正につきましては収益的収支の支出に関する補正を行うものです。

支出につきましては、営業経費を 433 万 4,000 円増額し、支出総額を 2 億 2,781 万円とするものです。

主な支出につきましては、賃借料 58 万 3,000 円、浄水場の修繕費 315 万円、不足が見



込まれる動力費を30万円増額するほか、総係費の人件費につきまして30万1,000円増額するものです。

続きまして、第11号議案 令和4年度飯島町下水道事業会計補正予算(第2号)について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正につきましては収益的収支及び資本的収支に関する補正を行うものです。

初めに、収益的収支に関する補正では、下水道事業費用を644万9,000円増額し、支出総額を4億7,000万2,000円とするものです。

主な支出につきましては、営業費用として不足が見込まれる管渠費及び処理場費の動力費のほか、総係費の人件費を合わせて564万6,000円、営業外費用につきまして企業債利息を80万3,000円増額するものです。

次に、資本的収支に関する補正では、新規加入金及び公共ます設置工事として収入支出それぞれ137万6,000円を増額し、収入総額を2億7,887万2,000円、支出総額を4億3,744万6,000円とするものです。

その他細部につきましては、第6号議案の一般会計については担当課長からそれぞれ説明申し上げ、第7号議案から第11号議案の特別会計等については御質問により説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

〔下平町長降壇〕

企画政策課長 補足説明  
総務課長 補足説明  
住民税務課長 補足説明  
健康福祉課長 補足説明  
産業振興課長 補足説明  
建設水道課長 補足説明  
地域創造課長 補足説明  
教育次長 補足説明  
議長

提案理由の説明がありました。

これから本6議案について一括して質疑を行います。

なお、今後の議事運営上、ここでは総括的な事項について質疑されるようお願いいたします。

質疑はございませんか。

9番  
坂井議員

第6号議案、5ページの債務負担行為についてお聞きします。

飯島町同報系防災行政無線操作卓等改修業務なんですけれども、これは音声合成機能及び電話応答機能を付加するというふうに前回の全員協議会で伺ったんですけれども、音声合成機能に関してはテキスト入力に変更するという事なんですけれども、これは現行と比較して、テキスト入力することでどのようなメリットがあるのかというのが1点。

それと、電話応答機能を追加するという事に関しては、これは聞き逃しを防ぐこと

ができるという趣旨だというふうに伺っているんですけども、放送を聞き逃したっていう声はどの程度あるんでしょうか、何件くらい。お答えください。

総務課長 テキスト変換については、現在は放送をするときには人が放送をしております。それとは別にメールですとか文字放送にそれぞれ入力をしているので、それぞれに手間をかけているところがございますけれども、音声になりますと、入力すると上伊那広域の火災の放送のときのように機械で音声を、入れると自動的に放送されるというところで、まず放送を人がしなくてもいいようには、できるようになります。もちろん人が直接放送をすることもできます。

その入力したものでメールとかが送れるようになると手間が少し省けるかなあというところがございます。

それから、音声の聞き逃しですけども、具体的に何件っていうような取りまとめはしてございませんけれども、そういったニーズもあるのではないかなあというところで、そういうのも取り入れていきたいというところがございます。

議長 関連ですか。

9番  
坂井議員

はい。

これは債務負担行為なんで詳細はこれからだと思うんですけど、5,900万円っていうものの算出根拠についてお答えください。

総務課長 詳細については、今、設計を詰めているところがございますが、参考に業者さんとかにお聞きしながら算出をしています。

議長 ほかにも質疑ございませんか。  
6番

星野議員 大分燃料が高騰しているんですが、町としての例えば灯油の備蓄っていうのはどのようになっているか教えてください。

総務課長 灯油の備蓄については、庁舎の地下に燃料タンクがございます、常に一定程度は備蓄をしています。ちょっとすみません、具体的な数字は忘れてしまいましたが、一定のラインを下回らないように常に補足をするようにしています。

議長 関連ですか。  
6番

星野議員 関連です。

備蓄の量なんですが、どのくらいもつのでしょうか、庁舎内で使用するのに、使用する量ですか。(星野議員「どのくらいもつかということです」)もつか……(星野議員「はい」) ちょっと期間は……。

分かりました。ちょっと今具体的なものがないので、委員会でまた後日お答えしたいと思います。

すみません。1週間ほどということがございますが、また詳細は追ってお願いします。  
議長 通常業務で1週間ほどの量だということですか。

5 番	
坂本議員	<p>関連なんですけれども、電気、それから灯油に関して、各課それぞれに関係する部署で全部不足分が出ているんですけれども、このことは、例年の補正に比べれば、令和4年度の今の時期の補正っていうのはどの程度高くというか、補正金額としては多いのかということは分かりますでしょうか。</p>
企画政策課長	<p>例年、年度予算を見込みまして計上しておりますので、使用状況に応じて変わってるところもございますが、本年度は特に、やっぱり原油価格高騰のところの影響しておりますまして、大きく各施設で、燃料費、それから光熱水費につきましては補正しているところですので、例年に比べますとかなり大きな金額の補正という形になっております。</p>
議 長	<p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p> <p>お諮りをいたします。</p> <p>第6号議案から第11号議案は、審査に要する期間を設け12月20日の臨時会最終日に採決したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって、本6議案については、12月20日の臨時会最終日に採決することに決定をいたしました。</p> <p>ここで休憩を取ります。再開を11時15分とします。休憩。</p>
休 憩	<p>午前11時00分</p>
再 開	<p>午前11時15分</p>
議 長	<p>休憩を解き会議を再開します。</p> <p>先ほど中日新聞の記者さんから審議中の写真撮影の申出がございました。</p> <p>フラッシュを使用しない条件でこれを許可します。</p>
議 長	<p>日程第15 第12号議案 千人塚公園及び飯島町B&amp;G海洋センター艇庫の指定管理者の指定について</p> <p>を議題とします。</p> <p>本案について提案理由の説明を求めます。</p> <p>〔宮下副町長登壇〕</p>
副 町 長	<p>第12号議案 千人塚公園及び飯島町B&amp;G海洋センター艇庫の指定管理者の指定について提案理由の説明を申し上げます。</p> <p>両施設は令和3年度から株式会社紡縁社を指定管理者として管理、運営を行っておりますが、指定管理の期間が令和5年3月31日をもって満了することから、次期の管理者について公募を行ったところであります。</p>

本議案は、地方自治法第244条の2第6項の規定により指定管理者の候補となった株式会社社縁社を両施設の指定管理者として指定するものです。

細部につきましては担当課長より説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔宮下副町長降壇〕

地域創造課長  
議 長

補足説明

これから質疑を行います。  
質疑ありませんか。

1 番  
浜田議員

お尋ねします。  
公募要件及び選定に当たっての検討要件は2年前と同一であったのかどうかをお尋ねいたします。

地域創造課長

ほぼ同じです。  
ただ、今管理をお願いしている団体については、やってきたことを反映できるように、その項目だけ足してございます。したがって、今までやってきていない業者がもし出たとすれば、その業者さんにはその評価項目がございませんが、今やっただいてある業者さんについてはこの2年間の可否が点数に反映される、そういう評価にしております。

議 長  
1 番

関連ですか。(浜田議員うなずく)

浜田議員

ほぼ同じということでありましたけれども、これは本社の所在地等についての条件も同じだったということでしょうか。

地域創造課長

ちょっと、私、そのところ、地域要件を設けていないというふうに判断しておりますけれども、2年前ですね。今回も地域要件は設けてございませんが、私はちょっとそういう判断ですが、確実にそうかっていうと、ちょっと分かりませんので、後でまた御報告させていただきたいと思っております。

議 長

ただいまの件、この後の審査に影響があるなら時間を取りますが、いいですか、続けて。(浜田議員うなずく)

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
討論ありませんか。

1 番  
浜田議員

これについては賛成すべき立場で討論いたします。  
ただ、しかしながら今の質問に対する答弁は甚だ遺憾であります。ほぼという言い方で一番肝腎なところを説明いただかなかったというのは大変残念であります。そのこと

を申し添えて賛成すべきという討論にいたします。

議長 長 ほかに討論ございませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 長 討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これから第 12 号議案 千人塚公園及び飯島町 B & G 海洋センター艇庫の指定管理者の指定についてを採決します。  
お諮りします。  
本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長 長 異議なしと認めます。したがって、第 12 号議案は原案のとおり可決されました。

議長 長 日程第 16 第 13 号議案 与田切公園の指定管理者の指定についてを議題とします。  
本案について提案理由の説明を求めます。  
〔宮下副町長登壇〕

副町長 第 13 号議案 与田切公園の指定管理者の指定について提案の理由の説明を申し上げます。  
与田切公園は令和 3 年度から一般社団法人アイネットを指定管理者として管理、運営を行っておりますが、指定管理の期間が令和 5 年 3 月 31 日をもって満了することから次期の管理者について公募を行ったところでございます。  
本議案は、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により指定管理者の候補者となった株式会社伊那リゾートを与田切公園の指定管理者として指定するものです。  
細部につきましては担当課長より説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。  
〔宮下副町長降壇〕

地域創造課長 補足説明  
〔浜田議員「議長、動議」と呼ぶ〕

1 番 浜田議員 本議案は議会全員協議会でも多数の質問が集中した議案であります。したがって、本日の即決を避け、十分に議会の内部で審議の上、最終日に審議するように日程の組替えを動議として提出したいと思っております。

議長 長 ただいま浜田議員から議事進行に関わる動議が提出されました。  
ほかにこのことに対して賛成される方は挙手を。  
〔賛成者挙手〕

議長 長 ありがとうございます。  
1 人以上の賛成者がおりましたので、この動議は成立をいたしました。  
これより浜田議員から出されました即決ではなくて案件の審査にかかる期間、時間の

確保を求める動議を議題として採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この動議のとおり期間、時間を設けることに賛成の方は御起立ください。

[賛成者起立]

議長 お座りください。(起立者着席)

賛成者全員であります。したがって、案件審査期間確保を求める動議は可決されました。

ここでお諮りをいたします。

本案は臨時会最終日の12月20日に採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長 異議なしと認め、本案は最終日——12月20日に質疑、討論、採決を行うことに決定いたしました。

議長 日程第17 第14号議案 飯島町道路線の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

[宮下副町長登壇]

副町長 第14号議案 飯島町道路線の変更について提案理由の説明を申し上げます。

御提案しました路線の変更は、町道昭和通り横道線の終点を約11メートル延長する区域変更を道路法第10条第3項の規定によりお願いするものでございます。

本路線終点の先線は、現在、町の公衆用道路になっており、既に下水道施設などのインフラが整備され、生活道路として公共性が高く、町道としての機能を有しているため、道路の区域変更をお願いするものでございます。

細部につきましては御質問により担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

[宮下副町長降壇]

議長 これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから第14号議案 飯島町道路線の変更についてを採決します。

	お諮りします。
	本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	異議なしと認めます。したがって、第 14 号議案は原案のとおり可決されました。
	以上で本日の日程は全部終了しました。
	本日の会議を閉じ、これで散会とします。
	お疲れさまでした。
事務局長	御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「お疲れさまでした」)
散 会	午前 11 時 31 分

令和4年第5回飯島町議会臨時会議事日程（第2号）

令和4年12月13日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第1 緊急質問について

令和4年第5回飯島町議会臨時会議事日程（追加日程第1号）

令和4年12月13日

追加日程第1 緊急質問

質問者	質問事項
宮脇寛行	1 飯島流ワーケーション事業について 2 基幹産業の農業支援について
浜田稔	1 新型コロナ感染症第8波に飯島町はどう備えるか 2 新型コロナ対策「地方創生臨時交付金」の効果検証を問う (飯島流ワーケーション事業を中心に)
三浦寿美子	1 医療・介護を支えるために 2 学校給食費の無償化を 3 高齢による補聴器購入補助の対象者拡大を
坂井活広	1 Uターンした子どもへの奨学金返還免除制度の創設について 2 七久保地区での診療所開設について
坂本紀子	1 管理者制度を導入してからの与田切公園の状況を問う 2 空き家対策について 3 自治会加入問題について



○出席議員（12名）

1番	浜田 稔	2番	久保島 巖
3番	片桐 剛	4番	吉川 順平
5番	坂本 紀子	6番	星野 晃伸
7番	三浦寿美子	8番	堀内 学
9番	坂井 活広	10番	伊藤 秀明
11番	宮脇 寛行	12番	折山 誠

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者																		
<p>飯島町長 下平 洋一</p>	<table border="0"> <tr> <td>副 町 長</td> <td>宮下 寛</td> </tr> <tr> <td>総 務 課 長</td> <td>大島 朋子</td> </tr> <tr> <td>企画政策課長</td> <td>座光寺満輝</td> </tr> <tr> <td>住民税務課長</td> <td>松村 和夫</td> </tr> <tr> <td>健康福祉課長</td> <td>藤木真由美</td> </tr> <tr> <td>産業振興課長</td> <td>堀越 康寛</td> </tr> <tr> <td>建設水道課長</td> <td>片桐 雅之</td> </tr> <tr> <td>地域創造課長</td> <td>久保田浩克</td> </tr> <tr> <td>会計管理者</td> <td>松澤 京子</td> </tr> </table>	副 町 長	宮下 寛	総 務 課 長	大島 朋子	企画政策課長	座光寺満輝	住民税務課長	松村 和夫	健康福祉課長	藤木真由美	産業振興課長	堀越 康寛	建設水道課長	片桐 雅之	地域創造課長	久保田浩克	会計管理者	松澤 京子
副 町 長	宮下 寛																		
総 務 課 長	大島 朋子																		
企画政策課長	座光寺満輝																		
住民税務課長	松村 和夫																		
健康福祉課長	藤木真由美																		
産業振興課長	堀越 康寛																		
建設水道課長	片桐 雅之																		
地域創造課長	久保田浩克																		
会計管理者	松澤 京子																		
<p>飯島町教育委員会 教育長 片桐 健</p>	<p>教 育 次 長 小林 美恵</p>																		

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	林 潤
議会事務局書記	吉澤 知子

## 本会議再開

開 議	令和4年12月13日 午前9時10分
事務局長	御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「おはようございます」) 御着席 ください。(一同着席)
議 長	おはようございます。(一同「おはようございます」) これから本日の会議を開きます。 議事日程についてはお手元に配付のとおりです。 日程第1 緊急質問についてを議題といたします。 別紙のとおり、宮脇寛行議員、浜田稔議員、三浦寿美子議員、坂井活広議員、坂本紀 子議員より緊急質問の申出があります。 これより申出のあった緊急質問についてを議題といたします。 お諮りいたします。 申出のあった緊急質問に同意の上、これを日程に追加することに御異議ございません か。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	異議なしと認めます。したがって、申出のあった緊急質問については、これを日 程に追加することに決定をいたしました。 次に、緊急質問の順番についてお諮りをいたします。 順番は別紙のとおりといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	異議なしと認めます。したがって、緊急質問の順番は別紙のとおりとすることに 決定をいたしました。 ここで暫時休憩とします。
休 憩	午前9時11分
再 開	午前9時14分
議 長	会議を再開します。 追加日程第1 緊急質問を行います。 なお、質問は質問趣旨にのっとり明確に質問されるようお願いをいたします。 11番 宮脇寛行議員。 〔宮脇議員質問席へ移動〕
11番 宮脇議員	それでは緊急質問を行います。 今までの一般質問で何回も確認してきておりますけれども、くどいようでありますけ

れども、ワーケーション事業と基幹産業の農業支援について、前回までの確認事項を含めまして質問をいたします。

初めに、飯島流ワーケーション事業について確認します。

9月の一般質問では宿泊状況を確認しました。目標に対しまして49%の達成率で、目標達成に向け情報発信等に努めてまいりますと、こういうことでしたが、現時点での達成予測を確認いたします。お答えください。

〔下平町長登壇〕

町長

おはようございます。

それでは、お答えいたします。

飯島流ワーケーション事業につきましては、i i ネイチャー春日平オープンがされてから8か月が経過したところでございます。この間、新型コロナウイルス感染症の第7波により、いただいた予約の多くがキャンセルになる時期もありました。

本事業はリニア新時代に向けた都市と農村との関係人口増加の布石である事業でございます。そのために一つ一つの課題を解決しまして、よりよい仕組みづくりにたどり着き注力しているところでございます。

詳細につきましては担当課長から説明申し上げます。

〔下平町長降壇〕

地域創造課長

今年度につきましては、年間の目標泊数を96泊としており、この11月末現在、76泊の実績となっております。率にしますと79.2%ということで、約8割の達成ということですので、今年度の目標は達成するというふうに見込んでおるところでございます。

宮協議員

今の数字、随分頑張ったなあ、そんなふう思うわけではありますが、2つ目の質問と重なると思えますけれども、過日、順天堂大学の千葉先生の研修会がありました。その中で先生も提言しておりましたが、行政も進めている長期的な連携を見据え、企業をターゲットにした長期的なプログラムを設定しているということをお聞きしました。この長期的なプログラムは実施され、それが有効であったのか、ちょっと確認をしたいと思えます。

地域創造課長

企業をターゲットとしたプログラムとしては、企業と長期間にわたりまして施設の利用契約を結び、社員の方々が代わる代わる利用していただく仕組みを考えております。利用のモデルとしては、ワーキング——仕事ですね、仕事の合間に農業体験をしていただくことも提案しております。この取組はi i ネイチャーの経営安定のためにも必要であると感じているところです。

現時点では、まだ協定を結べたという事例はございませんが、11月26・27日に企業向けのモニターツアーを行いまして、こちらから7月に訪問させていただいた企業の社員の方が御家族で参加していただきました。少しずつではございますが、飯島流ワーケーションに関する企業の認知度も向上し、交流も生まれてきたところでございます。

なお、長野県の東京事務所に出向しております職員も積極的に企業へアプローチをかけており、成果を上げてきているところでございます。

宮協議員

それでは次に移りますけれども、少しずつ成果を上げてきていると、そういう中で、

特に今回はヒーリング効果というものをしっかり高めていきたいんだと、こういうことで千葉先生もおっしゃっておられたわけですが、その中でヒーリング効果としてはどのような形になったのか、確認をいたします。

地域創造課長

農業ヒーリングにつきましては、参加者の好みや性格的傾向に左右されるという部分がございます。

11月末現在で73名、130回の計測を実施してまいりました。

効果につきましては、農業体験がストレス軽減、また活力醸成などのメンタル状態に改善効果があるということは順天堂大学の研究で立証されております。

引き続き、こちらとしましても機会があるごとに計測を続けまして、データの蓄積をしていきたいという段階でございます。

宮協議員

今、ヒーリング効果については大学の研究の中で確実にあるってということだったんですけど、その効果と今回130回実施された効果との差異ってというのは特に見受けられなかったかどうか、確認します。

地域創造課長

飯島町に今まで来ていただいた方々は、全員がストレスを抱えて来ていただいている方々ではありません。したがって、計測をしても、正常値の中での動き、増減、こういうものがあるという計測がちょっと多いというのが実態でございます。

我々としては、企業に対して、ちょっとトラブルというか、課題のある社員の方々にこちらへ来ていただいてというところを今アプローチしております。それは、まだ多く実績がございませんので、これからそういった飯島流ワーケーションのものを企業にPRして、そういった社員の方々に来ていただいて初めてヒーリングの効果の数値が上がってくるのかなと。

ちょっと今の段階では、まだそういった比較ができない状況でございます。

宮協議員

ヒーリング効果をちょっと確認したかったわけですが、大学の研究のテーマがいろいろ問題の発生している方を中心にしてやっているということであれば、今おっしゃられた中身が少し理解できるかなあと思うわけですが、やはりこの体験で、効果としてこのくらいになっているっていうのを数字でできれば示すことで、より有効じゃないかなあと思うわけですので、そんなことも今後公表していただくとお願いしておきたいなあと、そんなふうに思います。

次の質問に移ります。

過日、上伊那広域連合主催の講演会で人口動態シニアリサーチャーの天野氏が情報ツールとしてはホームページでは不足だと言っておりました。SNSが一番で、次はYouTubeだと、こういうふうに言っていたわけですが、情報発信はどのように行っているのか、資料があれば資料で確認したいのですが、可能でしょうか。

地域創造課長

飯島流ワーケーション事業では、トレーラーハウスの宿泊予約用と飯島流体験プログラム用、この合わせて2つのホームページを現在は運用しております。

また、SNSではInstagramに定期的に記事を掲載し、現在までに約100件の投稿を行っております。まだまだフォロワーは250人程度ということでございますが、引き続きファンを増やす取組を続けてまいりたいと思っております。

ホームページやインスタグラムの情報を確認ということで、もしペーパーベースで御確認ということでしたら、後ほど提供することはできますので、また御指示いただければと思います。

宮協議員 ありがとうございます。個人的には見せてほしいなあと思っていますので、お願いしたいと思います。

それから、250 人の方が確認をしているということだったんですけども、その中からこの施設を利用した方は何人かおいでになったのでしょうか。

地域創造課長 ちょっと予約の段階でこういったインスタグラムを見て来られたという確認ができておりませんので、本日は何人くらいいたかというのはちょっとお答えができませんので、申し訳ございません。後ほど、もし調べて報告できるようでしたら報告させていただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

宮協議員 承知しました。

そうですね、情報発信というのは非常に重要だということ、これは私も承知しておりますし、あまりこの内容を知らないという方が私の同級生にもいましたので、ぜひ積極的な情報の発信についてお願ひをしたいと思います。

それから、次の質問に入ります。

9月の一般質問で確認した内容ですけれども、利用拡大についてでございますが、平日の集客に最も有効な手段として団体の利用を確保することとし、企業の人事部または福利厚生部門に営業をかけ、安定的かつ継続的に集客できるよう努めておりますとしていました。

平日の集客対策は有効であったか、確認をいたします。

地域創造課長 平日の集客に有効な手段としまして企業、団体での利用を確保することを考えておるところです。

企業の確保という点では首都圏や中京圏の企業への訪問をこれまでに何回か行ってきておりますが、現時点では残念ながら利用拡大につながるというところまでまだまだ達していないという状況でございます。

団体の確保という点では、世界 190 か国以上で利用されています民泊サイトである Air b n b という——通称はエアビーと言われているようですが——こちらに本取組を掲載したところ 30 連泊のお客様の確保につながり、1つの実績となったところでございます。

今後も、休日、平日を含め、さらなる利用拡大に努めてまいりたいと思っております。

宮協議員 先ほどの達成率の予測中で、この 30 人っていうのは非常に大きいなあと思って、有効になったのかなあと、そんなふうに理解をいたしました。

やはり前回確認した内容についてもう一度確認したいことがありますので確認しますけれども、公的交通機関での利用、この方への送迎については早急に検討するという回答をいただいたのを覚えております。公的交通機関利用者への送迎方法は確立されたかについて確認いたします。

地域創造課長 公共交通機関を利用してお越しいただくお客様に対しての送迎方法につきましては、

これまでも検討を内部でやってきたわけですが、今のところ明確にこういった方法で提供できるというサービスはまだできていなくて、今後、個々個別に対応していくというのがまだ現状でございます。

お客様が移動しなくても飯島ならではの食を味わえる食材の提供という取組を今行っておりまして、飯島流のバーベキューセットですとか鍋セットだとか、そういったものをワーケーション推進協議会において試食会などを重ねて検討しているということもございます。

送迎方法につきましてはなかなか難しい問題ではありますが、今後も検討してまいりたいと思います。

宮脇議員

分かりました。

この辺で飯島流ワーケーションについては終わりにして、次のことに入っていきます。

2つ目は「基幹産業の農業支援について」でございます。

初めに、政府の水田活用直接支払交付金の見直しについて、この制度の見直し内容がこの地域には困難であるという報告をしたと伺っております。

今後も水田活用の直接支払交付金見直しの動向を注視しながら地域の農業振興につながるよう働きかけを行うとしていましたが、その後どのような状況となっているか、確認をいたします。

町長

国による水田活用の直接支払交付金の制度見直しが行われまして、令和4年度から令和8年度までの5年間で1度も水張りが行われない農地は交付対象から外すという方針が出されたわけでございます。

町としましては、この内容は、これまで生産調整に協力し転作作物への転換による水田活用に尽力していただきました農業者に対しまして非常に大きな負担を強いるものであり、地域農業の衰退が懸念される誠に遺憾な内容であると捉えております。関係機関と力を合わせて対策を取ってまいりました。

具体的には、国に対しまして地域の実情に見合うよう農業振興上適切な措置を取るよう、また、さらに今回の水田活用の直接支払交付金の制度見直し、これ自体を見直しするよう要望するとともに、県議会へは同内容の陳情を行いました。

また、関東農政局へは、このことに関する様々な課題点を報告してまいりました。

現在のところ、国からこれら意見に対する回答はありません。

11月9日には事務レベルでの令和5年度水田活用に関する会議というものが招集されました。

国としては、5年間で1度も水張りが行われない農地は交付対象から外すという方針はそのままで現在おります。

なお、それが変えられたということはありません。

この国の対応につきましては大変遺憾であります。町としましては、引き続き関係自治体、関係者と一緒に働きかけを行ってまいります。

この問題は、すぐ政府が方針転換をして発表するというにはならないと思っておりますけれども、問題点を述べておるところでございます。

これは、令和4年度から令和8年間までの5年間、水張りがなかった田んぼということでございますので、5年間の猶予はあるのかなと思いますけれども、最終段階へ行くまでに国の方針を何とか変えられるような努力を図っていききたいなと思っています。引き続き交渉してまいります。

宮脇議員

町長の姿勢がよく理解できます。

地元の私も農家です。地元を見ていると、この国の施策に対して相当無理をして協力しているということは十分理解できるわけで、この施策に対しては何としても変更をする、もう少しいい方向に持って行ってもらう、こんなようなことには何とか力を尽くしていきたいなあと私も思っております。

ぜひこの地域に見合った形での支援というふうにしていかなければならないと思いますので、議会も町も一緒になってこれについては取り組んでいきたいなあと、そんなふうに考えております。

次の質問に入ります。

農業資材の物価高騰対策支援というのが実施されました。販売農家の作付面積に対する支援で、小規模な農家も対象となっている点を大きく評価しております。

一方で、耕作農地の状況を見ますと、何を作付しているか分からないような農地もあります。恐らく来年もこのような農業支援が必要な状況と考えられるわけですが、耕作農地の管理状況も評価基準に入れることがいいんじゃないのかなあと私は思うわけですが、行政側の考えはいかがでしょうか。

産業振興課長

飯島町が実施しております農業資材等物価高騰対策支援事業につきましては、これまで特に要望いただいております小規模農家、兼業農家に対する支援を十分に勘案した内容とさせていただきます。御評価をいただき、ありがとうございます。

さて、農地の管理状況を基準とすべきではとの御質問をいただきました。

まず、今回の支援では農作物を出荷していることを要件の1つとしておりますので、少なくとも最低限の農地管理はしていると解釈できます。

農地の管理につきましては、畦畔の除草を含め、いわゆる良好な管理が望ましいわけですが、除草の行い方やその回数、また、いつの時点を基準としてどのように確認するかなど、補助基準の設定については難しい課題もあるんじゃないかというふうに思います。

今回の支援につきましては緊急性のある激変緩和対策であることも含め、御理解をいただきたいと思っております。

宮脇議員

確かに評価基準として管理状況っていうのを入れるっていうのは非常に難しいなあと私も思います。

ただ、なぜそんなことを言ったかというと、本当に、畦畔も含めましてですけども、お盆頃になって穂が出る状況の中で、例えば水田の稲が全く見えないようなこと、または畦畔はどうも1回も草刈りをしていないんじゃないかなあというような圃場、そんなようなものもあります。雑草のほうが多いようなところで、これで面積をたくさんやっているんで補助金をいただけるっていうのはいいなあっていうふうに思われてはちょっと

困るなあと思ったんで、農業者の姿勢を正す意味でも何かその辺の施策が必要じゃないかなと私は思っているんで、来年度も何かの支援があるとすれば、ぜひそんなようなこともひとつ考慮に入れていただくことを希望して、この件については終わりにいたします。

それでは次の質問に入ります。

政府は食料安全保障の強化や自給率向上に向け国内生産を戦略的に拡大しようとしており、行政もこの動きを注視しながら需要が見込まれる販売品目を減反の作物として推奨したいというふうにしておりました。

既に来年の作付を準備している、そのような時期になっているわけですがけれども、私はどのようなものを推奨しているのか全く知りません。したがって、どのような作物を考えており、どのような指導を行っているのか確認します。

また、関係機関との連携はどのように行っているのかについてお答えください。

産業振興課長 飯島町農業再生協議会では、来年の生産調整の対策としてJ A、県支援センター等の連携により令和5年の米生産と水田活用方針を策定しております。

方針の中では、需要が見込まれる販売品目として大豆、六条大麦、ソバ、キュウリ、アスパラガス、ネギ、ユリ、アルストロメリア、栗、リンゴ等を掲げ、交付金による支援策と併せて推奨してまいります。

これらの方針につきましては、12月の営農センター小委員会で確認、決定した上で各地区営農組合等を通じて各農家へお伝えし、耕作の指導に当たってまいりたいと考えております。

また、栽培技術の指導につきましてはJ A、県支援センターと協力して行う体制となっておりますので、御理解、御協力をいただきますようお願いいたします。

宮協議員 今聞いた推奨作付の種類としては今までやってきたものと変わりが無いというふうに関心したわけですがけれども、そんな理解でよろしいでしょうか。

産業振興課長 今まで推奨してきているものもございますけど、基本的には、今、また、これからのことを見据えて需要が見込まれるかどうかという、その辺を十分点検しながら品目のほうを選定してまいったところであります。

宮協議員 先ほど12月の中で確認をしてということでもございましたけれども、多分、来年度の肥料の注文だとか種子の注文だとかっていうのはもう既に来ている時期だなあと、そんなふう思うわけです。そんな中で、12月に確認をしてスタートして来年度に間に合うとお考えかどうか、確認をします。

産業振興課長 この件につきましては、大変厳しい状況ではないかというふうに思います。1つには米の生産調整という大きな課題がございますので、この件につきましては、県等でももう少し早く目安値等を示していただければ、今も要望を上げておるところであります。

宮協議員 そうですね、確かに減反の率が決まったのがついせんだってのような状況の中で、なかなか厳しいかなあと思うわけですがけれども、いずれにしても、この地域は農業が基幹産業ということでもありますので、ぜひそれらについてはこれからのスタートでも何とか間に合うように御協力をお願いしたいということで、この質問を終わりにしたいと思



ます。

続きまして、農地の賃借料についてちょっと確認をします。

3月の一般質問で確認した内容でございますけれども、賃借料については市町村が料金改定をする仕組みがないということだったわけですが、一旦持ち帰って営農センターや関係機関を通じて検討をしたいという御回答をいただきました。

このことについて改善策の検討をされたか、確認をいたします。

産業振興課長

農地の賃借料につきましては、以前もお答えしましたとおり、貸手と借手の双方の話し合いによって決めることが原則となっております。

借手の現状は、自身の規模拡大のためよりも、所有者の高齢化や不在地主の増加などに起因する農地の維持管理のために農地を借りて耕作をする状況が増えております。借受け農地のうち不在地主との契約は全体の約15%を占めております。

また、9月1日現在の農地の全利用権設定件数のうち約34%は使用貸借と言われる賃借料ゼロ円での契約となっており、地域や地目にもよりますが、借手の負担が少ないケースもございます。

当町では使用貸借の情報をこれまで公開しておりませんが、ほかの市町村の情報発信方法も研究する中で、毎年農業委員会を出しております賃貸借情報については、今年の改定——10月になりますけど——この改定の中で使用貸借——賃借料ゼロ円、無償の情報も含めてお示しし、賃借料の参考としていただけるようにしてまいったところでございます。

宮協議員

今の内容で大分前進するかなと、こんなような感じがしますので、ぜひ農地の荒廃地をなくしていくということも含めまして、何とかこういう方向で維持できていけばいいのかなあとお思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次の質問に参ります。

町の推奨米について確認をいたします。

過日、農業経営者会議役員と総務産業委員会との懇談会で越百黄金について確認をしました。大規模農家の多くが、作りづらいということで先細りするんじゃないかというふうに心配をしておりました。

このことについて行政は現状をどのように捉えているか、また何か改善策を考えているかについて確認をいたします。

産業振興課長

越百黄金栽培は、肥料及び農薬の化学成分を大幅に削減して栽培を行うことを通じて安全・安心な農作物の産地化、農家の経営確立、自然環境の保全を目的に、環境共生栽培普及会が中心となって栽培に取り組んでいるところでございます。

越百黄金の御質問をいただきましたが、生産拡大、また販売促進について現状と考え方をお答えさせていただきます。

生産拡大の考え方につきましては、まず拡大のための栽培技術を確立することが課題であり、現在も切磋琢磨している状況にあります。化学肥料や農薬を大幅に削減して栽培を行うことは、通常の栽培に比べて高い技術や手間を要するところでございます。現在でも新規の栽培者を募り支援をしておりますが、一方で、より省力化を求める農家も

多い実情であることから、まずは栽培技術を確立することが優先というふうに考えております。

また、販売計画につきましては、販売分野を担うJAを中心に、より有利な販売先について普及会、営農センター会議等で検討を重ねているところでございます。

全国の各産地でブランド米の取組が展開されている中ではありますが、今年は米・食味分析鑑定コンクール国際大会に我が町が誇る越百黄金を出品し、世界最高米の称号を目指すなどの取組を行っているところでもあります。

このように、越百黄金の取組につきましては、すぐに成果の出ない一面もございますが、普及会からも栽培技術を磨く取組であり焦らずに取り組みたいと、そういった声もございます。

また、みどりの食料戦略を含め、先進的な取組であること等もぜひ御理解いただきたいと考えておるところでございます。

宮脇議員

行政の考えておられる方向性っていうのは分からんではないわけですけども、実質は、越百黄金を作付するっていうことに対して、やっぱり後ろ向きになっているっていうのが実態ですよ。

その中で、技術確立、これがまず第一のテーマだということですけども、もう既に5年目になるのかな、そのくらいになるかと思えますけれども、なかなか確立ができていないっていつているうちにだんだんやめていつてしまつて、どっかへ消えちゃうっていうことのないようにしていただきたいなあと、そんなふうに思うわけで、私の知り合いでも2年くらい作つて、いや、こんな面倒なものはもう駄目だつてやめてしまつた人がいるわけで、技術の確立っていうことをとにかく進めるのであれば、早急に進めていかないと、これはどこかへ消えちゃうんじゃないかなあと思いますので、ぜひそのことについてしっかり進めていつていただいて、稲作農家に見えるような形でこれなら大丈夫だつていうのを示してほしいなあと、そんなふうに思いますので、よろしくお願ひします。

最後の質問になります。

小規模農家は、時期によって人手が足りず、大変苦勞して農作業をしております。小規模な農家では、なかなか賃金を支払つて労働力を確保することが困難で、高齢のためぼつぼつ続けることを考えにやしゃあねえなあつてというような農家を幾らか知っております。

このような農家に対する支援として、手助けが必要な農家の作業、またその時期、そんなものの項目を洗い出しながら、トレーラーハウス、これは先ほども平日の利用つていうのを非常に大きな課題としておりましたけれども、この空いている期間を活用してワーケーション事業と交流人口増加につなげることはできないのか、賃金は支払えないが、トレーラーハウスでの宿泊料を格安にすることで、農業ヒーリング効果とトレーラーハウスの有効活用に加え、交流人口の増加と、また農家支援、これにつながる、そんなことが考えられないかなあと思つていたわけですけども、行政側の考えはいかがでしょうか。

産業振興課長 地域の農業と農地を守っていくために、小規模農家や兼業農家の皆様がそれぞれの向きに合った農業や生きがいにつながる農業を営むことはとてもよいことだと考えております。

ワーケーション事業との連携につきましては地域創造課長よりお答えをさせていただきます。

地域創造課長 ワーケーションの農業体験プログラムの中に「農家をお助け、草刈り体験」というメニューがございます。

ただし、ワーケーション参加者に鎌や刈り払い機を使用していただくことは、けがのリスクもありますので敬遠する企業の方も多くございます。

そこで、小型のラジコン草刈り機を活用してアクティビティとして小規模農家等の支援を具体化できないか、ワーケーション推進協議会で、今現在、実現に向けて検討を進めておるところでございます。

宮協議員 そうですね、確かに機械を使うというのは非常に危険が伴います。それでけがをしたら、おまえ責任取れよって言われても、なかなか取れるわけではないので、今のラジコン草刈り機ってというのは非常に面白いのかなと思っています。

また、私は果樹農家ですけれども、果樹の時期ってというのは非常に忙しい時期が重なります。例えば摘果——実を取るほうの摘果の作業だとか、または収穫っていう作業は非常に短期間に非常に大きな時間を使うと、こういう作業になります。

そのほかにも農業関係でいろいろな集中した作業っていうのがあるわけですが、そのときにそんなようなお手伝いをすることによって、小規模農家の支援につながるし、また平日であれば、空いていればトレーラーハウスの活用もできるし、交流人口もその時点で増えるというようなことがあるので、ぜひそんなような体験プログラムを考えていただければ、私は手を挙げます。来てくださってという形で手を挙げます。

ぜひそんなことも考えていただいて、そうすればいろいろな体験をしながら農業ヒーリングっていうのを実感できるような取組になるんじゃないかなあと、そんなふうに思いますので、ぜひそれも検討していただいて、お願いをするということで、考えていただきたいなあと思います。

以上で私の緊急質問を終わりにいたします。

〔宮協議員復席〕

議長 1番 浜田稔議員。

〔浜田議員質問席へ移動〕

1番 浜田議員 それでは緊急質問を行います。

まず最初の質問は「新型コロナ感染症第8波に飯島町はどう備えるか」という内容でございます。

まず、今年度の町内感染者数の推移と特徴はということであります。

この質問は一般質問として通告を提出した当時のままでありますけれども、その後、議会議員を中心とする集団感染が発生いたしました。私は個人的な事情で原因となった

宴会には不参加でありましたけれども、中止を求めなかったということについては非常に深く反省しております。この件については別途究明がなされることを願うものでありまして、この緊急質問は、そうした事情に左右されることなく、当初の趣旨に沿って進めてまいりたいと思います。

まず1番目、今年度の町内感染者の推移と特徴について問うものであります。

コロナ感染症は年を追うごとに深刻さを増しているというふうに私は認識しております。

具体的には、お手元の資料に過去10年間の中で非常に社会的な原因を持つ様々な死亡の推移を比較したものを示しております。

まず、肝腎の新型コロナウイルスによる死者数でありますけれども、本年1月1日から昨日まで、データのある昨日までの死者数は3万3,444人という数字になっております。

具体的な推移は下側のグラフに示してございますけれども、今年に入ってから、第6波、第7波ということになりますでしょうか、非常に大きく感染が拡大しておりまして、もともとコロナ発生の死者が最初に発見された2020年3月15日、それから昨年の末までの間の死者数は2万4,741人、これに対して1年たらずに過去の約2年の死者をはるかに超える死者が発生しているのが現在の状況だというのが客観的なデータです。

これは、NHK、それから日経から拾ってきた数ですので間違いのないと思っております。

それに比べてほかの原因による死者数は例えばどんなものかということになりますけれども、自殺者が2万1,007人。

それから、インフルエンザは実は第5類ですので正確なデータがございません。ですけども、これも同じく日経だったと思っておりますけれども、2019年が最近の中では一番多くて3,575人。

ただ、裏づけはないもんですから超過死亡という見方がありまして、何事も起こらなければ年間の死者数はこんなものであろうというところからはみ出した分が一番影響の大きいインフルエンザだろうという見方もありまして、それによれば約1万人ということで、お手元のグラフではグレーの部分です。

統計的に出ているのは3,575人、医療機関からこれが原因での死者だと。それ以外は、間接的に持病等をお持ちであったものを含めておおむね1万人であろうと。

それから、交通事故は大変急減してまいりまして、2020年は2,839人と。

こういった様々な社会的な、あるいは経済的な原因による死者数の中で、新型コロナウイルス感染による死者は群を抜いて多い上に収まる心配が全くないと、これだけ深刻な社会的な事象であるというふうに考えているわけです。

一方で、残念ながら、全国的にはこれで分かるんですけども、飯島町ではどうなっているのかということが全く最近は分からなくなりました。次々に情報が届かなくなつて、上伊那郡の推移が伝えられるところまでになってしまったということでもあります。

そうはいつでも町民の安全・安心に関わる、あるいは私たちの身の回りがどうなっているかということに対しては、目を背けることはできませんし、我々が危険度の判断を

する上では欠かせない情報だと思います。

そこで、最初にお尋ねいたします。年初からの月別の飯島町の感染者数、重症者数、死者数、それから集団感染の有無、それからさらには後遺症、これは後で申し上げますけれども、実は隣の山梨県ではついせんだって県が後遺症の割合を発表しまして、4割を超える方が後遺症にかかっていると、これは程度の問題もありますけれども、そういう情報を発表しています。そういうのに照らして飯島町はどうであるのか、こういった飯島町の現状についての情報を知りたいと思いますので、お答えをお願いいたします。

〔下平町長登壇〕

町 長

お答えいたします。

今年度における町内の感染者数は、県が市町村別の新規陽性者数の公表を行いました9月26日までの間408人ございました。

現在は圏域ごとの新規陽性者数の発表となっておりまして、町内の感染者数は把握することができない状況となっております。

この間、オミクロン株の亜系統への移り変わりが進んでいるとされており、町内でも7月下旬から8月にかけて新規陽性者数が急増いたしました。

このところの新規陽性者数の推移や小学校での感染状況等を鑑みると、町内でも再び感染拡大に転じていることが推測されております。

また、オミクロン株の感染の多くは軽症もしくは無症状が多く、自宅療養が多くを占めていると思われませんが、このところ確保病床使用率が60%を超えていることや季節性インフルエンザとの同時流行が懸念されていることを踏まえ、町としましても感染状況や国や県の方針等を踏まえて引き続き対応してまいりたいと考えております。

〔下平町長降壇〕

浜田議員

町内の情報の不足については、過日、9月付だったと思います……。もっと前でしたっけね。6月ですね。議会が要望書を町のほうに提出いたしました。それで、その1番目は県保健所に対して新型コロナウイルス感染症に関する詳細な情報提供を求めることという要望でした。それに対するお答えはホームページで一般的なことは報告されているというのとどまっております、町個別での情報は得られていないというのがお答えだったというふうに認識しております。

しかし、本当にそれでいいのでしょうかというのが1番目の質問の大きな趣旨です。

1枚おめくりいただきまして、次はお隣の県、山梨県のホームページの状況を拾ってみました。

これは今も毎日更新されている情報から抜き取ったものです。

それで、年代別の内訳がまず全体像として公表されています。

それから、市町村別には、長野県ではやめてしまいましたけれども、実は市町村別の数字が毎日発表されています。ここにあるように、郡でくくるのではなくて、それぞれの市や村、町の発生状況が発表されています。

それから、さらに優れた内容だと思いますのは、ゲノム解析結果という情報も発表しています。ここでは極めて大きな表でしたのでくくってしまいましたけれども、どのタ

イプのものがどのくらいの割合で発生しているかということが刻々と報告されるようになっていきます。

つまり、県民は新しい——先ほど町長も若干触れられましたけれども——どういう型のウイルスが今県内で拡大しているかということについての情報を常に見ることができるといっていいことでもあります。

それから、さらに同じページの一番下に集団発生事例というのがございます。これは、やはり県内のどのような施設で、何郡のどの施設、ここでは例えば障害者の施設でありますとか、あるいは高齢者の施設でありますとか、そこの従業員は何人で、そこでの年齢構成はどうでというふうなことが克明に発表されるということで、これも山梨県民に対して警戒を呼びかけ現状を知る上では大きな材料になっているというふうに考えております。

ですので、長野県ができない特段の理由はないという——もちろん国が概括的なデータに閉じ込めてしまったことによって若干の影響はあったんですけども、けれども可能な限りは今日も出し続けているというのが山梨県の状況だということでもあります。

改めて町長にお伺いしたいんですけども、こういう取組に対して長野県は非常に遅れていると私は思っております。飯島町がということではありませんけれども、改めて、近隣の市町村あるいは町村会等を通してもっと具体的な数字を県が発表するように求めて住民に対して十分な情報を提供するような取組を行うべきだというふうに思いますけれども、町長としてはどのようにお考えでしょうか。

町 長 飯島町としましては、国、県、またそこに準ずる保健所、こういった機関、病理的な分析を行うそういった機関を通じて、その指導に基づいて対応を行っていききたいと基本的に考えております。

また、それでよかろうというふうに考えております。

浜田議員 それでよかろうというお話でありますけれども、私だけではないと思いますけれども、実は町内の皆さんから最近さっぱり分からないという声は複数お聞きしています。要するに分からないんですよ、町民の皆さんは、どのくらい危険が身の回りに迫っているか。

本当にこれでいいというふうにお考えなんですか、もう一度お尋ねします。

町 長 国、県の方向は、最初のデルタ株の頃、本当に重症者が出てきた、それで、しかも血管の中へウイルスが入り込む、それで血栓を起こす、そういうような状況から、オミクロン株にこの1月から変わってきております。その代わり感染力はデルタ株の40倍とも言われていますから、まあ誰でもかかる、こういったオミクロン株の状況だなあと、誰がかかっても不思議ではない、40倍ですから。ただし、非常に軽症であると、無症状である、これが特徴であります。

したがって、感染予防についてはそれぞれ気をつけなければいけませんけれども、以前ほど、分類を2類にしたときの頃よりも今は軽症が多いということで、今、国はこれを5類にしようというふうに、そういった動きもありますし、医師会もその方向性で同意しております。

したがって、今の状況を人数が多い多いうえに余分に過分に危機感をあおる

ということも、また私たちは気をつけなければならないというふうに考えております。

したがって、そういった人数の管理の仕方というのは、ウイルスの菌の強さとか薄さ弱さとか、そういったことに準じて対応されるものだと思っております。国、県、保健所はそういった専門家の集まりでございますから、その指示に従うのがいいんじゃないかなというふうに考えております。

浜田議員　もしもそれほど安全な重症化しないウイルスであるのならば、先ほどお手元に示したような、これほどの死傷者は出ないんじゃないかと思えます。

それから、血栓を起こさなくなったというのは、私は初耳です。

ウイルスのとげが接触するACE2受容体は臓器の至るところにあるものですから、血管と言わず至るところにコロナウイルスが付着するというのは現在も変わっていないというふうに認識しております。

これは町長の確実な情報でしょうか、お尋ねします。

町長　死傷者が2万人3万人と数字を挙げられましたけれども、この死傷者の数というのは——専門の先生にお聞きになってください。死亡したときにその患者さんの粘膜を取って——どこを取るかは分かりませんが——そのときにコロナ菌に感染していた、これは発症じゃなくて、感染していた場合には死因はコロナという表示がされるそうでございます。

したがって、2万人3万人は全てコロナが原因で死亡したとは限らなくて、あるいはがん、持病があつて死亡された場合、その患者さんがコロナ菌を持っていた場合、これはコロナという登録がされるそうでございます。例えば交通事故で亡くなった場合にも、その方にコロナ菌が付着していたら、それを培養しなきゃいけませんからね、培養してコロナということで数字に上がると、こういうことをお聞きしたことがあります。

先生もそういうことで死亡したらコロナの検査をしますと、こういうことでございますので、その数字は本当にどこまでが実質コロナで死亡したかということとは分からないというふうに感じております。

浜田議員　それに近い取組をしているのが先ほどお話ししたインフルエンザの超過死亡なんですね。インフルエンザでは病院の直接の解剖までしていませんので、社会的な増減で実際はこの程度であろうということの評価していると。

今の町長のお話に従うのであれば、むしろコロナ死亡者の数はもっと増えるという話になるんじゃないかと私は思っております。

今の町長の話が責任を持った答弁であるならば、その裏づけをまた別の機会にお伺いしたいと思います。

少なくとも私は、そういう公式な見解を読んだことはありません。

もう一つ、そういった中で、町のいろんな情報は発表されていないんですけれども、この間、集団感染は町内の小中学校であったというふうに聞いております。

それと同時に、この間、県の教育委員会が感染による学級閉鎖の基準を緩めましたよね。これまではかなり細かい条件を集めて学級閉鎖すべきだったというのを20%一律で緩和すると。緩和する目的は医療の逼迫を防ぐためだということと学級閉鎖にしてしま

うと保護者の負担が増えてしまうから、こういう理由でありました。つまり、非常に不思議なんですけれども、児童生徒を守るという視点ではなくて、社会が面倒を見切れなから学級閉鎖を緩めてしまえ、こういう論理だったんですね。通知を見ているとそういうふうに見える。

そんな中で、町としてはどのように学級閉鎖に対して対応しているのか、あるいはどのような注意を払っているのかについて教育長にお伺いしたいと思います。

教育長

お答えします。

飯島町の子どもたちの感染状況っていうのは、ほかの市町村に比べると今までは本当に低いレベルで推移していたかなというふうに思っています。

しかしながら、この11月に来まして子どもたちの感染状況っていうのは本当に今までで最大だったなあと、職員も含めて11月には100名を超える感染っていう、そういう状況でありました。

それで、11月には小中学校で全部で8学級の学級閉鎖を行いました。

それから、保育園関係でも11月に1学級を閉鎖し、それから、現在、ある1園では職員の感染がありまして、なかなか対応が厳しいっていうことで今週いっぱいの登園の自粛のお願いをしているっていう状況があります。

そんな中で、先ほど浜田議員のほうからお話がありましたように、県のほうからは20%という——インフルエンザの閉鎖も20%なわけですが——そんな連絡というのが来ています。

ただ、しかしながら、私どもとしましては、20%を単に学級の人数とかの数値で合わせるのではなくて、その様子を見ながら、できるだけクラスターになる前に止めようっていう意識でおりますので、20%という指針が出されていますけれども、子どもたちの日頃の健康状態とか、そんなところを見ながら、これは広がりそうだっていう話になりましたら——今までの学級閉鎖もクラスターになるのを防ぐために学級閉鎖してきたということなんですけれども、事前にそれを防ぐための対応をしていきたいと思っています。

ですので、一律に20%を当てはめるっていう気持ちではおりませんので、各学校の子どもたちの健康状態を見ながら、学校長と、それから園長と相談をしながら考えていきたいというふうに思っております。

浜田議員

教育現場のほうは大変具体的に現状をつかんでおられて、また独自で深刻な事態に至るのを防ごうとしているということが大変よく理解できました。これは、やっぱり保護者の皆さんに安心していただけるような取組が進んでいるのかなというふうに思った次第であります。

そんな中で、やはり飯島町の感染対策は、私は、ある意味じゃあ安心する方向にといえますか、軽く見る方向に進んでいるというふうに先ほどの町長の話では聞こえてしまったんですけれども、一方で、各地域に目を向けますと、実は取組はかなり違う方向に行っています。

実は、日本の感染症研究所等は長らく空気感染の可能性を非常に低く評価していたん



ですね。それで、接触感染、ですから手を洗いなさいと、それから飛沫感染、2メートルぐらい距離を取りなさいと、このあたりが中心的な対策になっていたんですけども、そうではなくて、飛沫が飛んでいる間に乾燥して、長時間空気中を漂って、その結果、広範な人々に感染が拡大するという、いわゆる空気感染ですね。本当にウイルスに軽く回りに水がついた程度というふうなことによる空気感染がかなり重要だという認識が最近では広まってきまして、こういったことに対する取組がそれぞれの地域で広まっているということをちょっと御紹介しておきたいと思います。

お手元の資料3ページ目、かなりカラー刷りになっています。

これは、千葉県松戸市、東京のすぐ隣ですね、江戸川区、葛飾区のすぐ隣の50万人都市で、非常に巨大な都市なんですけれども。

まず、空気感染の前に、松戸市はかなり積極的な対策を取ってしまして、松戸市民のPCR検査の助成事業を続けています。この制度は——細かくは書いてありますけれども——市民と、それから市で働く、言ってみればエッセンシャルワーカー、介護やなんかに関わっている方、この方に関しては、月に2回、一部無料のPCR検査を行うということ準備しています。

それから、もう一つは、空気対策について様々な研究を進めまして、これは有志のグループですとか市会議員等も積極的に働きかけていて、恐らく12月議会でも提案しているんじゃないかと思うんですけども、上から噴き出すダクトに対して中性能のフィルターを貼ったらどうかという提案をしているようです。

これはどういう意味かっていうと、ウイルスを通さない高性能フィルター、HEPAフィルターと言われまして、非常に厳格な規格が決まっているフィルターがあつて、本当にこれだとコロナを通さないんですが、圧力損失がひどくて、逆に風が噴き出さないと。中性能フィルターはそれよりはるかに悪いです。95%の捕捉率もあるかどうかなんですけど、逆に、一方で風量はかなり通せるのでファンには負荷がかからないということで、これを出口につけてはどうかというふうなことの検討を始めているということになります。

中性能フィルターを使った場合と、それから、いわゆる空気清浄機、この議場にも置いてありますけれども、それを使った場合と、それから徹底的にHEPAフィルターでやった場合のコスト比較なんかが出ていますけれども、こんなことも含めて、安いところでもいいから早く手をつけようという動きがあります。

それから、別の業界でもやはり空気感染を考慮した様々なシミュレーションをやっているところがありまして、例えば、この漫画の左のほうに青や赤の写真がございましてけれども、これは何かというと、赤いところっていうのは、空気齢——空気の年齢が非常に高いところ、言い方を変えると新しい空気じゃなくて長いことここに空気がたまっていたということを示すのが赤、それで新鮮な空気が入っているのが青、中間どころが黄色や緑っていうことになります。

これは何の比較かというと、実は教室なんです。一番上側が実は廊下で、その間に教室の扉があつて、一番手前側が外気に面した窓というのをを使ってシミュレーションをやつ

ています。

ちょっと分かりにくいので簡単にお話ししますと、これは、廊下側を全部締め切って、手前側を普通の窓だけ開けましたという状態が左側、赤がいつぱいたまっているところですね。右側も実は同じなんです。同じなんですけど、何が違うかっていうと天窓を開けているんですね。天窓を開けると、実は上昇気流で空気が非常によく入れ替わるということで、この効果が、その上のグラフにありますように、数倍ですね、約4倍、天窓を開けるだけで空気が大きく入れ替わると、こんなデータが出たりしているわけです。

そんなことも含めて、どうやって——この場合は児童生徒を守るというための研究なんですけれども——そんなことが行われて、できるだけ安いコストでこういう密閉空間の安全を確保しようかと、こんなことが進んでいるということでもあります。

もう一つは、空気を入れ替えればいいかっていうと、そうでもなくて、図の右のほうにちょっと茶色の図がありますけれども、空気自身はかなり早く入れ替わるんです、空気の分子というのは実際には音速ぐらいで飛んでいますから。なんですけれども、ウイルスというのはその数十万倍の重さがあるもんですから、空気と同じようには必ずしも動きません。空気の固まり、いわゆる気流が動いたときに初めてそれに乗って動いていくということなんで、空気だまりができると、ウイルスはもうそこにすみついてしまうということになって、これについてももっと積極的な取組が必要だろうという様々な技術の検討も現在行われているっていうことでもあります。

それで、実は、私はこの情報を見て、これは飯島町で一番最初にやったほうがいいんじゃないかなあというふうに思いました。

実は松戸の議員の皆さんはかなり悩んでいまして、どうしてかっていうと、50万人都市ですからめっちゃめっちゃクラスが多いわけですね。それで、不公平があってもいけないということで計算すると、たとえここに書いてある8万5,000円でも教室が1,000も2,000もあれば膨大な予算額になってしまうということなんです。

ところが、飯島町ですと、3校、50教室ぐらいあるでしょうかね、比較的着手する上では投下コストが少ないと。

先ほど教育長のほうから、過去はそれほどでもなかったけれども、やはりこのところ感染者が児童生徒の間でも急増しているっていうことなんで、ちょっと私の提案なんですけれども、例えば飯島町でさほどコストをかけない段階でこういう取組をやってみて、もし効果があれば、これは全国というのはちょっと大げさかもしれませんが、他市町村に対して1つの先進事例になるんじゃないか、もちろん先進事例が目的ではなくて、児童生徒の安全を向上させるということなんですけれども、こういったことに取り組んではいかがかなあというふうに思っておりますけれども、本当は町も全体、役場庁舎もやったらいいと思いますけれども、まずは、例えば児童生徒、管理しやすいところという意味で、そういうことを御検討いただければというふうに思いますけれども、教育長はどのようにお考えでしょうか。

教育長

現在、町内の小中学校のエアコンは、費用の関係で外気との循環式のものはなっておりません。

御質問の内容にあった松戸市の対応については、私どもは詳細を把握しておりませんが、中性能フィルターによってどの程度集団間感染拡大防止の効果があるのかはつかみ切れていないところでもあります。

現状では、各校では、浜田議員の資料で言いますと、3ページの真ん中よりちょっと下にある教室の図がありますが、その一番右側の状態になっているのかなというふうに思っております。

各校とも休み時間に換気をするということの徹底と、それから寒い中なんですけれども外側の窓を若干空けて空気を入れたり、それから廊下側の戸とか上の窓については空けてってところで、換気については現状でできるところで十分対応しているところかなあというふうに思っています。

現状では御指摘のような対応については考えておりませんが——飯島町の学校に入っているエアコンがこの絵のタイプではないので、その辺も含めてであります——松戸市や、それから他の自治体での取組状況、それから効果についての情報収集、それから子どもたちのコロナの感染状況を見ながら、必要があれば検討をしてみたいと考えています。

浜田議員

多分かなり注意深い換気の管理がなされているというふうに私も理解しています。

それから、お手元の資料で御覧に入れたような天井からのダクト空調ではございませんよね、飯島の学校は。

それで、暖房はFFだというふうにお伺いしています。ですので、それはそれで効果はあるのかもしれませんが、FFでも何にもしないと単にウイルスをかき回して回しているだけになる可能性もあります。そこに中級フィルターをつければ、その分リスクは下がるというふうに私は思っています。

いずれにしても、より一層安全性を高める措置は取っていただきたいというのと、一方で、換気を重視するあまり子どもたちが凍えながら、せっかく作った新しい給食を、温かい給食を食べられないようなことがあってはいけないというふうに思いますので、必要であれば、若干のチャンネルもありますから、多分無料で説明に来ると思います。そのときにはぜひ前向きに検討していただきたいなというふうに要望するものであります。

それでは1—3に移ります。

感染者の早期発見と隔離、保護が言ってみれば一般的な感染症に対する基本原則だというふうに思っています。要するに、ネットワークで病気は感染していくわけですから、いかにネットワークの中にある感染者を早く発見して、それで感染者とほかの非感染者との間をいかに早く断ち切るかっていうのが、これはもう人間の世紀が始まってからずっと感染対策として人間がやってきたと思うんで、現在でもそれは同じだというふうに思っています。

それで、まず感染者の早期発見、これについては抗原キットを配布するしないということで二転三転した経過がございましたけれども、抗原キットは症状が出てこないと感度が悪くてなかなか測れないということで、発症前に測ることは難しいわけですね。松

戸市のようにPCR検査を市がやっていただけるのが一番いいと思います。

ただ、飯島では非常に敷居が高いのであれば、例えばPCR検査キットを郵送でやるやり方があります。

実は、今回、私も使いました。議員間の発症に関連して郵送のキットを使いました。

これは、当日、恐らくウイルスが発見できるであろうというときに唾液を取って、手順は全部書いてありますので、それで郵送すると、早ければ翌日にも結果が出る、今は混み合っていたので、どうも2日くらいかかったようですけども、それだけかかると。

お値段は、まとめ買いすると1キット2,500円です。抗原検査が1,000円だとすると、めちゃめちゃ効率はいいです。PCR検査っていうのはウイルスを少なくとも100万倍、大体10億倍以上に増幅するのがPCR検査ですので、何の増幅も行わない抗原検査に比べればはるかに信頼できる結果が出るわけです。

私は、今回はある方が手持ちのものを譲っていただいたんですけども、そうではなくて、町でそろえるとしても、1セット2,500円なら10セットで2万5,000円、30セットで7万5,000円ぐらいということで、十分にそろえることが可能だというふうに思いますし、診療機関も圧迫しないと思います。

こういう手当てでもってまず早期発見に努めてはいかかというふうに思いますけれども、町長のお考えをお尋ねします。

感染症の拡大を防ぐためには、早期発見、隔離、保護っていうのは大原則だと、私もそのように思っております。

ただ、町の対応といたしましては、先ほど来、町長も申しておりますように、国、県のほうの方針を踏まえて、それに沿った対応をしているところでございます。

そんな中で、県、国においては、コロナの感染の状況について、感染の特徴等々も踏まえて方針等も変わってきております。

現在の国、県の対応は、体調に異変を感じた場合に重症化リスクが高い方、子どもや妊娠している方は、かかりつけ医等へ相談の上、速やかに受診していただき、重症化リスクが低く軽症の方はできるだけ御自身で薬事承認された抗原検査キットを用意して自己検査をお願いしているという状況でございます。自己検査で陽性になった中学生から64歳の方は医療機関を受診せずに自宅療養していただくことができるような、そのような方針と——御存じのとおりだと思いますけれども——なっております。

ただ、やはり心配な方については、まずはかかりつけ医ですとか受診相談センターに相談をしていただくことが今は一番だなあというふうに思っております。

確かにPCR検査キットを準備するというのも効果の1つかと思いますけれども、なかなかその判断は、今の段階ではちょっと難しいかなというふうに思っております。

そんな中でも、町では——前もっての判断は難しいとは思いますが——抗原検査キットについて、数に限りがありますけれども、希望する町民の方へ配布をしております。

ただ、やはり、お話にもありましたけれども、検査キットでの検査については、検査をした段階では陰性でも、検査日以降も陰性というような保証はございませんので、今

現在は、とにかく引き続き体調の管理または自分自身での感染防止対策に御協力をいただくのが一番ではないかというふうに思っております。

浜田議員

大変苦しい御答弁をありがとうございました。

このくらいのことは、やって当たり前だと思うんですけどもね、10万円ぐらいのキットを絶えず常備しておいて。

というのは、もう少し突っ込んだ話をしますと、今回、議会を中心にコロナ感染症が発生したときに、私は直ちに議会事務局にまだ発症していないけれども濃厚接触の可能性のある方には速やかにPCR検査を実行すべきだということを申し上げました。多分お忙しくて、それ以上どこにも伝わらなかったと思うんですけども。

実は、症状がない状態で、今の飯島町の状況では、医療機関に行っても門前払いですね。そのまま検査していただくという状況にはないんですよ。つまり、実際に発熱があるとか症状があって初めて検査に入るわけです。そうすると、それまでに感染の可能性のあった方々が気づかずにほかの方と接してしまうということが現実にかかるわけです。このくらい防備体制が甘いんですよ。

ですので、私は、最低——10万円って大した予算じゃないじゃないですか、それによって多くの方々が守られるための早期発見のツールとしては。そのくらいは、やって当たり前だと思いますし、もしなさらないのであれば、私は別の何かの手法を通じて町がやっていないことを町民の中でやるぞということをお示しするしかないというふうに思っております。そのことは町の恥だと思いますけれども、町長は本当にそれでよろしいのか、答弁を求めます。

町長

検査キットにつきましては、用意すべきものは用意してあるということでございますので、御利用いただきたいというふうに思います。

ただし、先ほども申し上げましたとおりに、もう3年、コロナが発生してから3年たちます。その間にコロナウイルスもどんどんどんどん変異してきております。変異の仕方としては、感染しやすいウイルスに変異してきている。しかし、症状としては軽いウイルスになってきているということです。

したがって、国もその度合いによって対応を変えてきているわけでございます。最初の強い、死亡ということも即疑われやすいような、どんなような姿か分からないようなデルタ株のときには、そういった前もっての検査というのも非常に重要だったかもしれませんが、今は3年たつて姿が分かってきておりますし、今は菌の弱さというものも分かってきております。軽症、無症状というのがほとんどであるということです。

このコロナの状況っていうのは日本だけじゃないんです。日本だけが特別なコロナ菌であるわけではなくて、世界中で同時に進行してきておるとい状況があります。したがって、特別な菌が日本で感染しているということではございません。各地のサッカー場等、今はワールドカップが行われていますけれども、そういったこと、国によって同じ菌でありながら対応が全然違ってきているという状況。

そういった状況を踏まえて、日本政府も、第2類——第1類のエボラ出血熱、もう即死亡に変わるような、そういったのが第1類。最初は第2類にコロナウイルスというの

は感染ランクが分類されました。これは、肺結核、結核と同じものですね。それほど分からなくて恐怖感があった。しかし、3年の間に、これは2類という指定を解くべきだと、今は5類にしようと、普通のインフルエンザの分類にしようじゃないかと、ということは普通の風邪ですよね、そういった分類に下げようという動きが出てきておる中です。

したがって、コロナウイルスと一概に言っても、だんだんにその性能というか強さというのは下がってきておる、そういった状況を踏まえて的確な対応を取るべきだというふうに思っております。

今後、年明けにでも第5類——今、政府で検討しており、どういう状況になるか知りませんが、それに沿った対応を準じてやっていくことである。

ただし、我々はコロナ対策をしながらも経済がそれによって疲弊してはいけないと。コロナによる今は規制が全然ないわけです。そういったことで、経済も回さなきゃいけないという両方をしなきゃいけませんから、例えばコロナ即死亡という、こういうプロパガンダは、ちょっとやっぱ町民にとってはきついんじゃないかなあ、言い過ぎなんではないかなあと。

やはり、現状のコロナウイルスの感染の症状、性質っていうものをしっかり把握した中でそれに対応すべきだと、このように思っておりますので、やはりそのことをしっかりと認識した中で経済も動かし、そして換気をしながら——今のウイルスはオミクロン株、先ほど申しました、1月からオミクロン株に代わってきていると。これは血中へ入らないことを伝聞で聞いております。これは特に喉粘膜に付着するという特性が強いということをお聞きしておりますので、大事なものは、外から帰ったら必ずうがいと手洗いを、これはしっかり励行しなければならないんじゃないかなというふうに思っております。そういったふだんの心がけが大事だなと、こうに考えております。

浜田議員

ちゃんとエビデンスを示して判断を示していただきたいと私は思います、日本語発言ではなくて。

血管に入らないというのは本当に事実なんでしょうか。

それから、軽症者が多いとおっしゃいますけれども、町長は軽症者と重症者の区別を御存じでしょうか。重症者というのは、ECMOとか、それ以外の本当に命に危険がある状態の方だけを重症者っていうふうに定義しているわけです。軽症者っていうのは全く軽い人たちのことを言っているわけではありません。少なくとも町民をミスリードするような発言は控えていただきたいと思います。

時間も押してまいりましたので、2つ目についてはごく端的に現状だけを報告いただきたいと思います。

「新型コロナ対策「地方創生臨時交付金」の効果検証を問う」ということで、過日、信濃毎日新聞に交付金が正しく使われているかどうかの会計検査院の調査が入ったと、その中には長野県もありましたので、飯島町へは調査が入ったのかどうか、それに対して町はどういう報告をしたのか、それが1点。

それから、先ほどトレーラーハウスの利用状況については目標に対して何割というこ

とがありましたけれども、そうではなくて、もっと生の数字、つまり月別の利用者数、それから宿泊数、空室率、これは5台のうち何%が営業時間中に埋まっていたのか、それから農業体験者は宿泊者数のうち何人が行ったのか、それからストレス関連のデータ数、それから収益的な収支状況、これについて、既に通告してありますので簡潔にお答えいただきたいと思います。

企画政策課長

それでは、私のほうから効果検証のところにつきまして御答弁させていただきます。

端的にということでございますので、端的にさせていただきますが、まず効果検証の内容につきましては、交付金の事業の名称、それから交付金の充当額、それから事業実施によります定性的・定量的な効果などについて報告をしております。

飯島流ワーケーション事業につきましては総事業費がおおよそ8,400万円でございます、臨時交付金を7,580万円充当したところでございます。

本事業につきましての効果検証は、令和2年度の繰越事業ってということもあまして、ハード事業等の完了直後ということがございました。そのため、まだ判断指標ということがないということから、今後、宿泊者数、それから農業体験参加者数を判断指標として設定するというところで報告をしたところでございます。

地域創造課長

それでは、私のほうから報告させていただきます。

本年4月29日にオープンしまして8か月が経過したところですが、11月末現在の状況ということで、利用者数、宿泊数、空室率、これを月別にということですので、御報告させていただきます。

4月、利用者数4名、宿泊数2泊、空室率75%、5月、利用者数43名、宿泊数10泊、空室率91.9%、6月、利用者数2名、宿泊数1泊、空室率99.2%、7月、利用者数3名、宿泊数2泊、空室率98.4%、8月、利用者数、55名、宿泊数13泊、空室率89.5%、9月、利用者数14名、宿泊数4泊、空室率96.7%、10月、利用者数46名、宿泊数11泊、空室率91.1%、11月、利用者数79名、宿泊数33泊、空室率72.5%ということで、合計しますと利用者数246名の宿泊数76泊ということで、空室率が91.2%となります。

なお、参考に今年度の目標宿泊としている96泊を空室率で計算した場合は92.9%という数字になります。

それから農業体験についてでございます。

4月、参加者数9名、お米の種まき等です。

5月が参加者数20名、野菜の定植等。

6月、参加者数18名、田植等。

7月、参加者数30名、野菜の収穫等。

8月が参加者数70名、野菜等の収穫。

それから10月が参加者数21名、稲刈り体験。

11月が参加者数6名、リンゴ狩り、そば打ち等です。

合計で174名となりますが、これは全て宿泊者数ではなくて体験者数ということで御理解いただきたいと思います。

続いてストレス関係のデータでございます。

6月が15名で23回、7月が14名で14回、8月9月はコロナウイルス感染症の第7波の関係があつて唾液採取を自粛しております。10月、28名の36回、11月が16名の57回で、計73名、130回となっており、ストレスチェックの実施率は約42%となっております。

次に収益的収支の状況でございますが、月別ではちょっと分かりにくいと思いますが、大変恐縮ですが11月末の時点の収入支出の状況でお願いしたいと思います。

収入総額は約318万円、支出総額が301万円で、約17万円の黒字となっておりますけれども、収入の部に町からの補助金106万円が入っておりますので、これを差し引きますと89万円ほどの赤字ということでございます。

よろしくお願ひいたします。

町長 オープンして8か月が過ぎておりまして、なかなかお客さんが今は順調に入ってこないということです。大きな原因は、やはりコロナの影響です。

今は、この3年間で日本の企業が約5万件、休業あるいは廃業しているということを一これは伝聞ですからね、調査、数字が出ております。その中で宿泊業は約4,000件から5,000件と言われております。その宿泊業の皆様方は、当然、もう営業経験があり、顧客も持っている、お得意さんを持っている、こういう状況でありながら、社会が全体的にコロナで委縮しております。そういった環境の中で廃業、休業せざるを得なかったと、こういうところに追い込まれているわけでございます。

我々の宿泊施設の利用状況についてお尋ねがありましたけれども、飯島町だけコロナがないんじゃないんです。飯島町だったって日本全体のコロナの影響を受けているわけです。各企業にいろいろアプローチをしておりますけれども、コロナを前提にしておりますから、なかなか大車輪の活動はできない状況でございます。

今、私たちは、ワーケーションは、今、ここ一、二年で勝負しようという話ではございません。10年、リニア新幹線が通った頃、東京、大阪からも1時間の距離になった頃に、そういった企業、そういったお客様を、この伊那谷へ、飯島町へ運んでこよう、これがワーケーションの主たるスケジュールでございますので、今、ここ二、三人を取って数が少ないじゃないか、まだ進んでいないじゃないかと、こういう評価はどうか御勘弁いただきたい。

このために一生懸命、今準備しておるわけでございますから、まず飯島町のいろいろの体験を組むこと、これが大事な要素になっております。

しかし、ここへは、全国からも、今、視察が来ております。先日は鹿児島からも視察が来ておりました。そういうふう注目される事業でございますので、しっかりと、じっくりと育てていきたいと思っております。

議長 時間です。

[浜田議員復席]

議長 ここで休憩を取ります。再開時刻を11時10分といたします。休憩。

休憩 午前10時57分



再開

午前11時10分

議長

会議を再開します。  
緊急質問を続けます。  
7番 三浦寿美子議員。  
〔三浦議員質問席へ移動〕

7番  
三浦議員

それでは通告に従いまして緊急質問をいたします。  
最初に「医療・介護を支えるために」ということで質問をしたいと思います。  
1—1です。  
駒ヶ根市にある病院が10月30日で入院を中止いたしました。ベッド数46床が減りました。入院できる身近な病院として長年町民の皆さんにも利用されてきた病院です。上伊那の医療体制が弱い中で、他の病院の負担増となり、住民の命に関わる事態と私は受け止めました。  
この影響は大きいと思いますが、どのように受け止めておられるかお聞きをいたします。

〔下平町長登壇〕

町長

お答えいたします。  
駒ヶ根市にあります病院についての無床診療所への転換についての御質問でございます。

このことにつきましては、この病院の状況と伊南行政組合、さらには上伊那医療圏地域医療構想調整会議での見解を確認しておりますので、町としてもその判断を尊重しておるところでございます。

人口減少、高齢化により、入院治療の内容は急性期の患者さんが減少して回復期の患者さんは増加、そして慢性期は在宅や施設へ移行する流れが国全体で見込まれていることを背景にしまして、地域医療構想で示す上伊那医療圏におきまして急性期病床数より現状のベッド数が上回っていることや病棟施設等の状況も踏まえ判断されたことと受け止めております。

当病院のさらなる状況、あるいは伊南行政組合の見解、上伊那医療圏地域医療構想調整会議の判断につきましては、担当課長より詳細に説明をさせていただきます。

〔下平町長降壇〕

健康福祉課長

それでは、詳細について私のほうから説明をさせていただきます。  
御質問の病院につきましては、建築から24年が経過している病棟で、現状では今後の施設基準への対応が難しくなること、今後の地域の医療需要予測を踏まえ療養型病院などへの移行は断念したこと、外科手術の標準的治療の進歩やその結果への期待に対する対応の限界を踏まえて決断のほうをされておる状況でございます。  
このことにつきまして伊南行政組合のほうの見解をお聞きしております。  
その内容でございますが、長野県及び県内各医療圏における病床の必要数については

地域医療構想において2025年の姿が示されており、県全体、上伊那医療圏のいずれも総数としては現状が過剰となっている、また病気別の病床については急性期病床と慢性期病床が過剰で回復期病床は不足とされている、こうした背景には、人口が減少する一方、高齢者数は2040年まで微増が続くため、入院治療の内容が高齢化、いわゆる軽症化していく疾病構造の変化が起きていく中で、急性期の患者は減少し、回復期の患者は増加、慢性期は在宅や施設へ移行する流れが国全体として見込まれていることによる。御質問の病院は急性期病床46床を有していたが、こうした背景による法人としての判断をされたと思う、この病床廃止によって直ちに住民に影響が生じることは少ないと考えられ、昭和伊南総合病院または上伊那圏内の病院に引き継がれると思われるが、伊南地域に病院が1つしかなくなった現状を考えると、地域の医療資源の多様性、重要性、選択性を維持していくためにも上伊那地域における医療機関がさらに連携を深めていく必要がある。昭和伊南総合病院は令和2年に策定した新病院建設基本構想において現在の稼働病床数239床から220床程度に減少する方針を公表しています、病床数や医療機能の分化、役割分担が進む中、今後のさらなる社会情勢の変化によっても伊南地域住民の安心のよりどころとなれるよう引き続き努めていくというようにお聞きをしております。

地域の医療提供体制については、県では団塊の世代が75歳以上となり医療ニーズが増大、変化する2025年に向けて2025年の医療需要と機能別の病床数の必要量の推計値、目指すべき医療提供体制を実現するための施策を地域医療構想として平成28年度に策定し、地域の関係者間の協議に基づく医療機関の自主的な取組によって病床の機能分化、連携を推進しております。

その中で、上伊那医療圏においては県内の急性期病床数が地域医療構想における2025年の病床必要量の参考値を上回っている状況でございます。上伊那医療圏地域医療構想調整会議としては、今回の事業転換については地域医療構想に沿ったものと判断をしているところでございます。

三浦議員

ただいま説明を受けました。1—2のところまでも説明をしていただいたように思えるんですけども、背景について説明がありましたし、今後、病床が減ったということによつての影響はさほどないのではないかというようなふうにも聞こえたわけです。

実は、最近、入院が必要だと思ったけれども入院ができなかったとか入院させてくれなかったという声もお聞きをしているわけです。

実は身内で起きた交通事故なんですけれども、重症を負って、本来なら入院すべきものと思われるんですけども、手術が必要な状況でありながら入院は手術の日を含めて3日間というものでありました。私が見た目では十分な治療がされたとは言えないような状況がありました。

入院を中止した病院は手術による入院を担ってまいりました。こうしたことが今度は手術、入院を担う病院の負担が重くなるのではないかなあというふうにも感じているわけなんですけれども、今は、さらにコロナ禍で病院のコロナ専用の病床も満床というふうにも伝えられております。このような状況下で医師や看護師が不足しているのではないか、その結果として手術や入院が速やかにできない実態があるのではないかというふうに私

は危惧しているところです。

患者や家族としては、自宅で十分な医療や治療ができるのか、緊急時に入院などスムーズに対応ができるのか、大変に不安です。

最近、私の知り合いでは、御主人が——亡くなってはしまいましたけれども——非常に多様な病気を抱えていて入院をしていたんですけれども、もうそろそろ在宅にしてくれないかと言われたそうです。とてもじゃないけど、四六時中、管のいっばいつながっている患者さんを見ることできないということで、ほかの病院を探して何とか受け入れてもらったというふうに言っておりましたけれども、在宅でそのような患者さんを見るということは、家族ではなかなか難しい、四六時中ということでは、そこに対して医師や看護師がいつも見ていてくれるわけではないという状況が起こるわけです。とても不安です。そういう状況が現実にあります。

ですので、伊南では昭和伊南一病院が身近な病院と、手術、入院ができる病院というふうになってしまったというふうに思います。

そういう中で、交通手段を持たない高齢者にとって病院が遠いということはとても大変な負担になります。洗濯物などは対応がとても大変です。業者を頼めば費用の負担が大きくなります。通って洗濯物などを洗濯してまた届けるとなると、交通手段など、様々な困難が考えられ、支える家族の暮らしへの影響も大きいというふうに思います。

ある方は、旦那さんのために伊那まで洗濯物を運んだりしたそうですけれども、一日仕事だというふうに言っておられました。本当に大変なことなんです。

近くに入院先がないというこの問題に対して、私は住民の命に関わる事態だというふうに思っておりますし、こうした実態を把握するということが町として必要ではないかというふうに考えるわけですが、先ほどの国の方針や県の構想、上伊那の構想で言えば、ベッド数はまあまあこれからもう少し将来的に減らしてもいいじゃないかということになるかもしれませんが、実際に飯島町で生活している人たちが、じゃあどういう環境になって入院ができるのか、そういうことを考えたときに本当にこれでいいのかというふうに私は思うわけです。

この実態について私は把握する必要があるというふうに考えるんですけれども、それについてのお考えを伺いたいと思います。

健康福祉課長

まず、上伊那地域における地域の医療構想について上伊那医療圏地域医療構想調整会議というのが開催されているところなんですけれども、こちらのほうの会議に私のほうも出席をしているところがございます。この中では上伊那管内のほうの状況の分析だとかっていう資料も踏まえて会議が開催されているところがございます。

その中で示された資料によりますと、上伊那医療圏における病床機能については、県内の急性期病床数が地域医療構想における 2025 年の病床必要量の参考値より上回っているというような状況が示されていたところがございます。

ですので、今回の御質問の病院のほうの事業転換については地域医療構想に沿ったものであるというふうに捉えているところがございます。

地域における医療体制については、やはり伊南ですとか、また上伊那地域全体で連携

しながら対応を考えていくことが必要かなというふうに考えております。

地域に必要とされる医療サービスの維持、充実を図りつつ、将来の医療需要に応じた医療提供体制の構築に向け関係者が自主的な取組を進めるための地域医療構想でございまして、この策定ですとか実現に向けた取組について協議、検討するために調整会議が開催されているところでございますので、またこの会議のほうにも出席をしながら、意見するところはしていきたいなというふうに考えております。

三浦議員

私が言いたいのは、大きな構想というよりも、飯島町に住んでいる皆さんが安心して医療を受け、入院やそうした治療が受けられるという体制がここにあるかどうかということが飯島町にとってどういう問題なのかということをおし言いたいです。

先ほど言いましたけれども、今、昭和伊南に入院しようと思ってもなかなか入院受けができない、そうなりますと入院が必要な人、手術が必要な人はどこに行くんでしょう。伊那に行ったり下伊那の遠くのほうの病院に行ったりしなければならぬんです。受入先がないんです。

そうしたときに、先ほど言いましたように、病院に家族が行く、今はコロナでなかなか会えませんが、洗濯物は毎日出るんです。その対応に毎日追われるんです。近ければいいちゃんバスを使って行けます。しかし、一日がかりで洗濯物のために遠くの病院まで通う、とても大変だという方が実際にいるんです。そういう状況で、ではどうするのでしょうか。

新しい昭和病院が建て替えになって、病院にかかる人も人口の割で言ったら減っていくとか、そういう机上の問題だけじゃなくて、今住んでいる、今生きている町民の皆さんの命を守るためにどうするかということに危機感を感じないのでしょうか。私は本当に悲しい思いをいたします。

それで、先ほども言われましたけれども、在宅をとという流れが、今、国の方針で進んでいます。先ほども言いましたけれども、じゃあ病院に入院できません、入院しても数日で、在宅で対応してくださいと言われたときに、誰が在宅を、医療を担うんでしょう。飯島町にそういう体制がありますか。

飯島町の医療機関は幾つも診療所がありますけれども、そこのお医者さんが飯島中の在宅の患者さんを診ることができるのでしょうか。そういう体制が今はありませんよね。じゃあ、これからどうしていくのかということをやっぱり考えていかなければいけませんし、今直面している問題だと思うんですね。

国の方針や県の方針、上伊那の大きな数字での机上での数字によるものじゃなくて、飯島町に住んでいる皆さんの命や暮らしを守っていくという立場に立って、駒ヶ根市の46床の入院を中止した病院があることの影響というものを考えていただきたいなあと、いうふうに私は思います。

そこで、1—3ですけれども、病床削減で在宅医療の増加がやはり心配になります。

先ほど言いましたけれども、飯島町で在宅医療を受けるための訪問診療体制とか、私は不十分だというふうに思います。

在宅医療を支える医師や看護師がいなければ命に関わる問題になってまいります。こ

の対策、どうでしょうか。今ある診療所や医療機関で訪問診療ができるでしょうか。手いっぱいですね。自分のところの患者さんを往診するのも手いっぱい。そういう中で在宅診療を支えるということは、お医者さんにとっても地域にとってもとても重大な問題です。そうした在宅医療を支える医療機関を地域に呼んでくる、そういう体制を整えるという努力をしなければ持ちこたえられないのではないのでしょうか。

国の方針は在宅を進めていますけれども、本当にそれで大丈夫でしょうか。飯島町として今の在宅医療に対する考えはお持ちでしょうか、お聞きをいたします。

健康福祉課長

1つの町の中でというところを見ますと、入院ができる医療機関っていうのはもちろんないわけで、伊南で考える必要があるのかなっていうふうには思っております。

その中でも、町内の医療機関のほうについても医師の確保については常々確保について対応を行っていきたいと考えているところなんですけれども、町内の医療機関についての3医療機関は往診対応をさせていただいているような状況がございます。それが精いっぱいかどうかというところは今後もあるかと思っておりますけれども、きちんと町内の医療機関については往診対応に御協力をいただいているところです。

また、介護のほうの事業者についても、事業所数については、上伊那の地域については他圏域に比べても充実している状況があるのではないかというふうには思っております。

そんな中で、介護のサービス事業所におきましても看護ができる介護小規模多機能の施設、事業所もございますので、そういったところでも体制のほうはちょっと整えていくことが今の段階でできているのかなというふうには思っております。

ただ、今後のやっぱり状況を踏まえて、飯島のほうの状況、安心して生活できるような状況について、医師の確保等々についてもまた取り組んでまいりたいというふうには考えております。

三浦議員

ぜひ、町内に住んでいて入院できず在宅で医療を受けるということになった方たちが安心して、家族も安心して在宅でも医療が受けられるような体制をつくっていかねばならないというふうに思います。

そういう点では、例えば在宅の訪問診療を行う医療機関に対しては助成をすとか、医師の配置のために——先ほどもそのために努力をすと言われましたけれども——医師の配置のための取組をもっと強めるとか、そうしたことをやはりして対応していくことをしていかないと、入院はできません、在宅です、そうなりますと、やはり医療だけではやっぱり支え切れない——先ほども課長が言いましたけれども——介護も必要ですし医療も必要。

でも、胃ろうだったりとか、本当に食事に時間がかかるとか、胃ろうやなんかでは一気に入れるわけにいきませんから、長時間をかけて食事を取らせると一日仕事、3食は一日仕事だという方もおいでになります。そういう人たちを支えることが本当にできなければ、とても在宅、家族で見ることもなんかできませんから、そういうことも必要になってくるわけです。ですので、そういうことを支えられる体制をつくるために、ぜひ努力をしていただきたい。でないと、本当に生きられる命が生きられなくなってしまいうふうには私はとても心配なんです。

ぜひそういう努力をしていただきたいなあと思いますけれども、町長にお聞きをしたいと思います。そうした対策が必要だというふうには思うんですけども、どのようにお考えでしょうか。

町長 まず、議員には、お身内の方が交通事故で手術をされ、本当に入院が必要だろうと私は思ったけれども……（三浦議員「そのことはいいです」）お医者さんは退院でいいと、こういう判断をされた、それは医師の判断によるものだというふうに思いますので、私が今ここでとやかく言うつもりはございませんけれども、医療というのは、やはり飯島町単独でどうにでもなるものではございません。やはり広域的視点で医療というものを考えるべきであろうと思います。

飯島へ医者呼んでこいと簡単におっしゃいましたけれども、ずっとずっとやっていますけど、なかなか飯島へ医者に来てくれないんです。やっぱり立地、医者もやっぱり利益が出なければ出てこられない、福祉事業はボランティアではございませんから。

やはり、そういった中で、地域圏の中で医療体制というものをしっかりと整えるということは基本的な考え方だというふうに思っております。

その中でいろいろと御不都合等がある場合には、やはり医療機関にしっかりと相談すること、あるいは、今度は福祉に関わる部分については、また町の福祉に御相談いただいてそれぞれの対応をしていくということが肝要かなあというふうに思っております。

三浦議員 今ここでメインテーマになっております医療を町でしっかり整えるということについては、やはり広域的視点で医療というものは考えるべきだというふうに思っております。

町内だけでは難しいということもありますから、ぜひ在宅診療が十分に行われるような上伊那広域での、また昭和伊南病院でそうした診療ができるような体制のために、ぜひ町としても声を上げていただいたり努力をしていただきたいなあというふうに思います。

では、次の1—4の質問に移ります。

介護保険の見直しが社会保障制度審議会で今審議をされております。

健康福祉課長 住民に特に影響があると思われる内容についてはどのようなものがあるのかお聞きをいたします。

介護保険制度は創設から22年がたち、サービス利用者、介護サービスの提供事業者数も着実に増加し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展してきております。

一方で、高齢化に伴い介護が必要な高齢者と介護費用は増え続けている状況でございます。

こうした状況の中で、要介護状態等の軽減、悪化の防止といった制度の理念を堅持し必要なサービスを提供していくと同時に、給付と負担のバランスを図りつつ、保険料、公費及び利用者負担の適切な組合せにより制度の持続可能性を高めていくことが重要でございます。

介護保険制度は原則3年に1度見直しがされており、2024年度の改正に向けて見直しの論点が社会保障審議会の部会に示されております。その内容は、所得が高い65歳以上の介護保険料や利用者負担を引き上げる一方で、給付を抑えて制度の持続可能性を高め

るための方策であり、制度を維持するため負担能力に応じた負担、公平性等を踏まえた給付内容の適正化の視点で検討が行われております。

住民の皆様への影響といたしましては、利用者負担ですとか保険料負担等に御理解、御協力をいただくところかと思っております。

三浦議員

大きく説明をしていただきました。

改正案が通った場合、町民への影響が私は危惧されるというふうに思っております。

まず大きな影響があるのではないかなあというふうに思っているのは、介護保険サービスの利用料の2割・3割負担の対象の拡大、それから要介護1・2の保険給付を外し総合事業のほうに移管する、ケアプランの有料化、老健施設などの相部屋の有料化、保険料の納付年齢の引下げと利用年齢の引上げ、補足給付の資産要件に不動産を追加する、高所得者の保険料の引上げなどなど、まだずらっとたくさんありますけれども、大きくは、私は今挙げたようなことが問題になってくるかなあというふうに思っているんです。

特に、まず1つ目の介護サービスの利用料が2割・3割負担に対象の拡大がされるということです。

今でも暮らしを優先させれば必要なサービスを十分受けられない状況に置かれている人が多いというふうに私は認識をしております。物価高騰や年金の減額の状況の中で、サービスがさらに受けにくい状況になると思います。これは介護度を重くすることにつながると思います。結果的に介護保険料に跳ね返ってくる、重度化することでそうなるのではないのでしょうか。

介護サービスが十分受けられるようにサービスの利用の負担を軽くするほうが私は有効ではないかというふうに考えております。

2つ目に要介護1・2の総合事業への移行です。

保険給付から外するのが目的と言われております。

既に要支援1・2は介護保険サービスから切り離されて自治体の行う地域支援事業の対象となっております。保険サービスから地域支援事業のサービスに移行になったことで介護度への影響が心配をされておりました。今度の見直しの作業の中で、国ではその検証がされていないというふうに私は認識をしております。

町でも要支援1・2の人が介護サービスから地域支援事業に移行したことで介護度どのような影響があったのか、変化があったのか、検証はできていないのではないのでしょうか。

要支援1・2の対象者は介護予防が大事と言いますが、既に支援が必要な人が現状を維持するためには一人一人に合った専門家の指導が必要だというふうに言われていました。そうだと思います。

さらに、介護が必要な要介護1・2の人を自治体の地域支援事業で対応することは介護度の重度化が懸念をされるのではないのでしょうか。

また、自治体のそのための負担増、自治体から事業委託した場合には介護事業所の負担増になります。人的対応が困難になることや介護収益が減る一方で人件費は増加する、そうした事態が懸念をされます。

3つ目にケアプランの有料化です。

これについては、12月8日の朝日新聞の報道によると断念する方向のようであるというような報道がされておりますが、注視する必要があります。

4つ目に老健などの相部屋を有料化するというものです。

相部屋だから利用ができていない人は利用ができない状態になるのではないのでしょうか。

5つ目は保険料の納付年齢の引下げと利用年齢の引上げです。

今でも若い人たちに国民年金保険料を払えない人もいます。非正規雇用では、新たな負担増でとても生活できません。

利用年齢の引上げは、若くして介護が必要な人が身近にいる家庭もあります。介護保険から外された場合には介護を誰が担うのでしょうか。全額実費ではとても生活していきません。

改正案どおりになっていけば介護度が重くなる人が増えて介護保険料に跳ね返ってくる、そうした専門家の見方もあります。

現場を知らない財務省の目先だけの圧力は、結果としてさらに負担増となるという声もあります。

厚生労働省、頑張れというような、そんな投稿もインターネットを見ていたら見え隠れしておりました。

本当に財務省の現場を知らない、そうした大きな力が働いているのではないかと、とても不安になるところです。

介護保険制度は、介護が必要になったときに誰でも安心して介護が受けられるための制度として生まれたはずです。家族への負担も少なくなる、本当に介護保険制度が実施されたときには多くの方が喜ばれました。

しかし、今は在宅在宅と言われれば、仕事を辞めてでも介護しなければならないような現状が全国でも起きています。

飯島町では、要支援を含め、認定者数は昨年度の行政報告書を見ると400人を超えています。

介護予防には一定の効果もあります。現実には病気やけがなどで介護が必要な人に要支援のうちから専門的な見地で必要な介護サービスを提供すれば、重度化を防ぐことができるのではないかというふうに思うわけです。

今の厚労省の介護保険の見直しの案に対して、本当にこれでよいのかというふうに私は思うわけですが、所見をお聞きしたいと思います。

健康福祉課長

ただいま部会のほうで審議がなされているところだとは思いますが、厚労省のほうでは——11月28日の社会保障審議会介護保険部会で次期介護保険制度改正に向けた給付と負担の見直しについて出てきた情報でございますけれども——高所得者の第1号保険料の引上げと利用者負担割合2割・3割の対象者の拡大、介護老人保健施設等の多床室の室料負担について見直す方向で検討するというふうにされているところでございます。

審議を踏まえて改正となった場合には、このようなところに影響が出てくるのかなと



いうふうに思っております。

また、制度の維持、持続可能性を強めていくために見直すところで改正となった場合には御協力をいただくところも出てくるのかなあというふうに思っております。

また、ケアマネジメントの利用者負担の導入ですとか、要介護1・2の方への総合事業の拡大ですとか、被保険者の範囲・受給権者範囲の見直し、また補足給付の在り方の見直しについては先送りをする見通しというふうになっておりますので、このような状況となっております。

三浦議員

ただいま課長からお伺いいたしました、幾つかは先送りになると、これはなぜかといいますと、やはり現場の多くの皆さんからこんなことをされては困るという反対の意見が多かったということでもあります。

毎回言いますけれども、やはり声を大きくして困るものは困ると、それは個人が言うことではなく、やはり事業所であったり、そうした住民の命を預かる自治体としてそれは困ると声を上げていくことが、そうしたこれは困ると思っていることを引き止めることができる、先送りになったらまたその先で審議されるだろうなと思うこと、前にもそれが出ているんですから、そういうこともあるわけですが、やはり困るものは困るとちゃんと声を上げていくことがこうした結果につながってくるということは分かっていただけだと思います。

ぜひ、町民の皆さんの命や暮らしに関わる問題については困るという声を上げていていただきたいというふうに思います。

では次の質問に移りたいと思います。

1—6です。物価高騰対策として支援対象の拡大をということで2つ挙げております。

1つは紙おむつ代の支援の拡大をということで質問をしたいと思います。

飯島町家族介護用品購入助成事業実施要綱というのがあります。

この中では対象者の要件があります。第2条には、当町に住民登録がある者、介護用品使用者と同居していること、住民税非課税世帯であること、介護用品使用者が要介護3・4または5の認定を受けていること、介護用品使用者が介護保険の施設サービスを受けていないこと、介護用品使用者が入院していないこと、介護用品使用者が他市町村で課税されている者と事実上同居していないこと、介護用品使用者及びその家族が町税その他義務的納金を滞納していないことと8つの条件があります。

それで、多くの皆さんは要件にはなっていますが、私が今回提案をしたいのは、3番目の「住民税非課税世帯であること。」ということで、非課税世帯のみが対象になるということです。

物価高騰の中で、紙おむつを毎日毎日使わざるを得ない人たちの出費は本当に大変です。ですので、例えば前年の所得額の限度額を1万円とか2万円とか決めて、もう少し対象となる方を広げるということができないかどうかということでお聞きをしたいと思います。

健康福祉課長

コロナ禍等々における原油価格・物価の高騰に対してなんですけれども、町としての支援といたしましては、第5弾くらし復興事業において、これまでの低所得世帯への

無料交付に加えて、低所得の高齢者及び障害をお持ちの方へも対象のほうを広げて無料交付を実施しているところでございます。

ただ、御質問の紙おむつ代の支援についてなんですけれども、議員の質問のほうで説明のあったとおり事業を行っているんですが、この事業は現在の介護保険の地域支援事業において任意事業の中の家族介護支援事業として高齢者を介護する家族等に対し紙おむつ等の介護用品の購入費を助成しているところでございます。

ただ、国では平成27年度以後より新しい総合事業及び包括的支援事業の創設に伴い介護用品の支給に係る事業の取扱いについて見直しがされておりまして、介護保険地域支援事業の任意事業としての事業から町の単独・独自事業とする方向で検討を進めることとされております。

これを踏まえて、町としては、地域包括支援センターの運営ですとか他の事業との優先順位を勘案しながら支援の内容等々を検討する必要があるというふうに考えているところでございます。

三浦議員 ぜひいい方向で検討をしていただきたなあと思います。

もう一つは、トイレを利用していない重度の病人などのいる家庭の下水道利用料の軽減ができないかということです。

重度の病人などのいる家庭は、一般家庭よりもトイレの使用や入浴などの利用状況から見ると下水道の利用が少ないと見えます。下水道料の軽減の検討を私は求めるところですが、いかがでしょうか、お聞きをします。

建設水道課長 トイレを利用していない重度の病人などがおられる御家庭の下水道利用料の軽減の御質問でございます。

現在、下水道使用料金については、一般家庭におきましては世帯人数割により基本料金と合わせて使用料を徴収させていただいております。

御質問の趣旨の重度の病人など寝たきりの方がおられる世帯、そうでない世帯での水道の使用料を比較してみますと、1人当たりの水量は、そういった病人などのおられる世帯のほうが少ない傾向であるということは確認しているところでございます。

障害高齢者の日常生活自立度、いわゆる寝たきり度の判定基準による軽減は今後の検討課題だと十分認識しておるところでございます。病状や身体状況等、個別ごと、ケース・バイ・ケースでの対応が必要になってくるものと思います。

ただ、一方で、下水道使用料金につきましては、使用実態に合わせた料金、つまり従量制による料金が現実的ではないかとの意見もいただいております。

下水道料金につきましては、このような課題解決のため総合的に検討を進めていく必要がございますので、できるだけ早期に従量制料金へ移行することで支援としていきたいと考えているところでございます。

三浦議員 ぜひ軽減できるようなふうをお願いをしたいと思います。

次に——時間がありませんので質問の1つ、補聴器のほうは次回に回させていただきます。

2—1です。学校給食法では7つの目標を示しており——ああ、そうですね。学校給

食なんですけれども、私は無償化ができないかという質問なんですけれども、学校給食法では7つの目標を示しております。

それで……。言っている暇があるかな……。

1つには、その目標としては、適切な栄養の摂取による健康の保持増進、日常生活における食事についての正しい理解や健全な食生活を営むことのできる判断力を培い望ましい食習慣を養う、3つ目に学校生活を豊かにして明るい社交性や協同の精神を養う、4つ目に自然の恩恵の上に成り立つものであることの理解を深めて生命や自然を尊重する精神並びに環境保全に寄与する、5つ目に食に関わる人々の活動に支えられていることについて理解を深める、6つ目 各地域の優れた伝統的な食文化について理解を深める、7つ目に食料の生産や流通、消費について正しい理解に導くことというように、学校給食法での7つの目標となっております。

そういう中で、私はこれを見たときに教育の一環であるというふうを感じるわけですが、法律もいろいろありまして保護者負担をすべきとするということやうたわれている法律もあるわけですね。

ですので、それを乗り越えても、今はなかなか子どもさんがきちっと食事が取れないとかいうこともあったりして、それによつての格差が生まれてはいけないというふうに思い、どの子どもひとしく学べる環境を整えるということが必要だと思いますので私は学校給食費の無償化を求めますけれども、その点についてお答えをいただきたいと思ひます。

教育長

まず、三浦議員の御質問にお答えする前提としまして、私たちは、子どもたちが保護者の経済力により学びの機会を奪われてしまったり子どもたちの持つ可能性が保護者の経済力によって制限されることのないよう、どの子どもたちにとつてもひとしく学びの環境を準備していくことが務めであると思っております。

そのために、教科書が無償であったり、家計的に苦しい保護者に対しては学用品などを補助する準要保護の制度があったり、福祉として生活保護や児童扶養手当の制度があったりと、行政の施策として進められることを理解しておかなければならないと思っております。

そこで、三浦議員の給食の無償化についての御質問に対してお答えします。

子どもたちがとても楽しみにしているのが給食の時間であります。

三浦議員の御指摘のとおり、学校給食は、単に食べるということだけではなく、食育という大切な教育の一環であると考えております。

そして、給食の負担については学校給食法第11条2項に「学校給食に要する経費（中略）は、（中略）学校教育法第16条に規定する保護者の負担とする。」とあり、保護者負担が基本であると明記されているところであります。

御指摘のとおり、それぞれの家庭状況があり、厳しい環境の子どもたちへの支援は考えていかなければならないことがあると認識しており、学校や相談員からの情報を基に具体的な支援の取組を行っているところであります。

しかしながら、人間にとって生きるための基本である衣食住の子どもたちの食については

保護者が責任を果たすべきものなのではないかと私は思っております。

給食費を無償化すれば経済的に厳しい保護者の方も救われるという考え方は理解できますが、そうしたとき、親とは一体何だろう、親の役割は一体何だろうという問いが私には湧いてきます。個々の家庭の経済状況には支援を考えつつも、全てを無償化するということは、親育て子育て、親育ち子育てという観点においてはよい方向には向かっていかないのではないかと考えており、給食の無償化について現時点では考えておりません。

議 長

時間です。

〔三浦議員復席〕

議 長

ここで昼食のため休憩とします。再開時刻は午後1時30分といたします。休憩。

休 憩

午後0時04分

再 開

午後1時30分

議 長

会議を再開します。

休憩前に引き続き緊急質問を行います。

9番 坂井活広議員。

〔坂井議員質問席へ移動〕

9番

坂井議員

それでは通告に従って質問を始めさせていただきます。

まず、質問事項1「Uターンした子どもへの奨学金返還免除制度の創設について」を質問いたします。

現在、飯島町独自の奨学金の制度は、貸与型、この貸与型っていうのは、ちょっと聞こえはいいんですけども、借金です、言うならば。借金型しか今の飯島町の奨学金制度はありません。

その上で、給付型は、一応、飯島町としてではなく、民間が行っているという状況です。

そして、町が行っている貸与型の奨学金の返還の免除が認められるというのは一応規則にはあるんですけども、この規則には本人が死亡するか重度の障害によって働けなくなった場合のみ返還を免除するというふうに規定されております。

返還の免除に関し本人の死亡と重度の障害の場合に限って認めるとしているのはなぜでしょうか、お答えください。

〔片桐教育長登壇〕

教 育 長

飯島町奨学金は、昭和40年に始まり、現在に至るまで57年間という長きにわたり貸与を行っています。

時代の趨勢により貸与の対象となる学校及び貸与の額を変更し、多くの飯島町出身の学生の皆さんに貸与を行っているところでございます。

返還免除が認められているのは、御指摘のとおり、規則上、本人が死亡するか重度の

障害により働けなくなった場合に限られているのはなぜかという議員の御質問でございますが、その他の理由、進学や疾病、経済的理由などにより奨学金の償還が困難だと認める場合は、相当の期間、償還を延期することができる償還猶予制度を活用してもらうということで返還免除の対象が限られております。

今後につきましては、社会情勢等を十分に考慮し、検討の必要があると考えておるところでございます。

〔片桐教育長降壇〕

坂井議員

償還の延期は行っているということなんですけれども、返還の免除に関しては本人の死亡と重度の障害の場合に限って認めるということ間違いはないということでしょうか。(教育長うなずく)

では、続いて事実確認に移りたいと思います。

1—2、飯島町で人口が減少し始めたのはいつからになりますでしょうか、お答えください。

住民税務課長

お答えをします。

昭和31年の合併後初の昭和35年実施の国勢調査では人口が1万1,230人でありました。その後、町外への人口流出によりまして昭和50年には1万292人まで減少しましたが、その後、緩やかに増加をしまして、平成7年には1万989人まで増加をしております。その後、平成17年以降は徐々に減少し、平成22年の調査では9,902人と1万人を切りまして、以降5年ごとの調査では370人ぐらいつつ減少してきている状況でございます。

坂井議員

では1—3に移ります。

飯島町では、ここ10年間、平成24年度から令和3年度で人口は何名減少しているのでしょうか、お答えください。

住民税務課長

お答えします。

住民基本台帳人口で、数値は日本人のみになりますけれども、平成24年度では9,761名、令和3年度末では8,882名で、10年間で879名の減少でございます。

坂井議員

では、続いて1—4に移ります。

飯島町では、ここ10年間で生産年齢人口——15歳～64歳は何名減少しているのでしょうか、お答えください。

住民税務課長

住民基本台帳人口で、先ほどと同じ日本人のみの数値になりますけれども、平成24年度では5,520名、令和3年度では4,521名ということで、999名の減少でございます。

坂井議員

では、続いて1—5に移ります。

飯島町では、ここ10年間で納税義務者のうち給与所得者は何名減少しているのでしょうか、お答えください。

住民税務課長

御質問の給与所得者ですけれども、平成24年度時点で3,718名に対しまして、令和3年度は3,667名、51名の減でございます。

坂井議員

続いて1—6に移ります。

飯島町では、ここ10年間で高齢化率はどの程度上昇しているのでしょうか、お答えく

健康福祉課長 ださい。

高齡化率につきましては、住民基本台帳による日本人のみの集計になりますが、10年前の平成25年度末時点で32.6%でありましたが、令和4年11月1日現在では38.4%となっており、ここ10年間で5.8%上昇している状況でございます。

坂井議員 続いて1—7に移ります。

飯島町では、ここ5年間で小中学生の数は何名減少しているのでしょうか、お答えください。

教育次長 小中学校の児童生徒につきましては、平成28年は757名、令和3年度は653名で、104名減少しております。

坂井議員 続いて1—8に移ります。

飯島町では、町の人口の現状分析のまとめとして転出超過による若い世代の減少についてどう考えているのでしょうか。

また、人口減少に伴う社会保障等の財政需要、税収等の減少による財政状況への影響についてはどのように考えているのでしょうか、お答えください。

町長 当町の現状分析につきましては、令和2年10月策定の飯島町人口ビジョンにおきまして、社会動態については、2006年以降、社会減が続いていましたが、近年は人口異動が落ち着き、社会増減は拮抗しています。

しかし、進学、就職等によるものと推察される東京圏やその他県外への転出超過が目立っています。

特に地域の担い手となる若い世代の減少は飯島町全体や地域へ多大な影響を及ぼすことは想像に難くなく、出生率の面からも若い世代の転出超過は大きな課題ですので、若い世代のUターン、転入、定住の促進に取り組む必要があると考えております。人口減少と少子化の進行を少しでも緩和させたり、あるいは歯止めをかけたりするとともに、持続可能な地域を実現できる施策を引き続き研究してまいりたいと思っています。

次に、人口減少による財政状況への影響につきましては、人口減少と少子高齢化による税収等の歳入減、また社会保障費等の歳出増は、収支の不均衡を招き、町独自の政策的な事業の選択肢を狭め、行政サービスの水準低下にもつながる可能性があります。

健全財政を維持するためには歳入面において自主財源の大きな要素であります町税の確保が必須になりますけれども、より人口が減少すると見込まれる中であって、持続的に安定した税収等の確保は難しい課題の1つであり、今後、行財政運営に大きく影響を与えるものと考えております。

坂井議員 では、続いて1—9に移ります。

飯島町では、人口減少問題に取り組む基本的視点のうち、人口の定常状態に向けた結婚、妊娠、出産、子育て支援及び転入、定住の促進のためにどのような環境整備が必要だと考えているのでしょうか、お答えください。

企画政策課長 お答えします。

令和2年の10月に策定しました飯島町人口ビジョンでは、人口減少に歯止めをかける方向性としまして、出生者数を増加させること、転出の抑制並びに転入の増加を図るこ

と、この2つを同時に進めていくことが必要であるという考え方から4つの基本的視点を掲げております。

御質問はそのうちの1つについての御質問ということであろうかと思えますけれども、どのような環境整備が必要かということでございますので、お答えしますが、結婚したいという機運が高まる環境、安心して暮らすことができる住まいの環境、安定的な経済基盤が確保でき子育てと仕事の両立可能な働く場の環境、安心して子どもを産み育てることができる子育て環境、こういったことが大切だろうと考えているところでございます。このような環境を整えるために様々な支援策を実行しているところでございます。

また、Uターンを促進するために郷土愛を醸成する、一度飯島町を離れても将来は町に帰ってきたい、そう思ってもらえるような意識が醸成される環境も大切なことと考えております。

いずれにしましても、住みたい、住み続けたいと思える魅力あるまちづくりが大切で、その実現に向けて取組を進めております。

坂井議員

それでは、事実確認を今行いましたので、その上で1—10の質問に移りたいと思います。

現在、上伊那地域の8市町村の中で消滅可能性都市とされた市町村は飯島町以外には存在しません。

私は、進学により転出した子どものUターンを促進するため、奨学金返還免除制度の拡充を提案いたします。

具体的には、進学により転出し、Uターンした子どもへの奨学金の返還を免除することでUターンへのインセンティブを与えるという内容です。

資料の7を御覧ください。

これは、今年4月4日付、内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局作成のものでございますけれども、この書面には「奨学金返還支援による若者の地方定着の推進について」が書かれております。

要約しますと、内閣官房デジタル田園都市国家構想の事務局によると、奨学金返還免除・返還支援による若者の地方定着を推進している、そして、それについては実効性があるということで現行の特別交付税、特交の措置率が0.3から0.5に引き上げた、またこの要綱や昨年11月に——この文書より前に公表された「奨学金返還支援に関する実態把握の調査結果」というのも——この文書には一緒に添付されているんですけども、ここにはつけていないですけども、そういうのも見た上で「本制度を未導入の地方公共団体におかれましては、導入に向けた積極的な検討をお願いします。」ということが記載されております。

続いて、親世代の経済状況の悪化という時代背景が現在はあります。

続いて資料8を御覧ください。

これは令和2年度の厚生労働白書の平均給与、給与所得者の平均額のここ30年間の推移を表にしたものです。この表を見ていただければ一目瞭然ですけども、今から約30

年前、1989年、このときの平均給与は452万1,000円でした。しかしながら、それから30年を経た2018年において平均給与は433万3,000円です。

皆様も御存じのとおり、諸外国ではここ30年間で平均賃金は増加しております。しかしながら、日本国においては、この原因は本当に様々だと思うんですけども、平均給与が全く増えていないどころか減っています。このような事実が存在します。

続いて資料9—1を御覧ください。

資料9—1は、これはちょっと見づらいんで補足しますけれども、これは昭和35年から平成30年までの進学率をグラフにしたもので、これの出典は中央教育審議会、中教審と言われるものになります。

これを見ていただくと、これも一目瞭然なんですけれども、一番左側、昭和35年の時点では大学に進学する率というのは10%~20%の間程度です。しかしながら、平成30年、資料9—1の右側の「進学率1（大学+短大+高専+専門学校）」というのを見ていただくと分かるのとおり、平成30年時点においては大学への進学率53.3%、短大への進学率4.6%、高専4年次への進学率0.9%、専門学校への進学率22.7%と記載されております。

これはどういうことかということ、この統計を取り始めた昭和35年に比べて進学率は格段に上がっております。こういった社会的な事実が読み取れるというふうに考えております。

続いて9—2を御覧ください。

これも同様に中教審の資料になります。

この図も見ていただければ一目瞭然ですけれども、進学率が上がる背景には何があったのかということですね。

これに関しては図の左側、「女性」というところを見ていただきたいです。これは昭和50年ですけれども、昭和50年の女性の進学率——これは大学です。大学の進学率が20.2%というふうに書かれております。しかしながら、平成29年を見ると大学進学率49.1%とおおよそ2.5倍も女性の進学率は上がっております。

続いて右側の男性の部分も見ていただきたいですが、これも昭和50年は41%となっておりますが、平成29年は55.9%、女性ほどではないにせよ、男性の進学率も上がっております。

こういった社会情勢の変化が見て取れます。

先ほど教育長は、昭和40年に貸与金という制度がスタートしたということで、時代の変化によってちょっといろいろ検討しなければいけないという旨を御答弁いただきましたけれども、まさに、それはおっしゃるとおりで、時代が今は全く変わっております。特に女性の進学率が非常に大きいです。

では、続いて、したがいまして、進学率の増加、特に女性は著しいという時代背景が上げられます。

続いて資料10を御覧いただきたいんですけども、これは先ほどの資料7の出典というか、事務局が作った資料ですけれども、内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議



事務局、これはちょうど先々月に作成されたものになります。

ここの調査によりますと、現在、奨学金返還支援の取組を実施している自治体数は36都府県、615市区町村、その上で昨年度調査に比べ3都県、128市区町村で実施、そして3割強の市区町村に取組の実施が広がっております。全自治体数に対する実施割合は35.3%にも上っております。そして、これは現在も上昇中です。

その上で、ページをおめくりください。

資料10—2ページになります。

質問という場ですのでこの資料しか出していないですけれども、茨木、栃木とかいろいろありますけれども、長野県、下の部分、下の真ん中のあたりですけれども、長野県で奨学金返還支援を実施している自治体は全部で40に上っております。

この星印、これは私が書いたんですけれども、上伊那地域というのは伊那市、駒ヶ根市、箕輪町、宮田村、南箕輪村、中川村において返還支援というのは既に実施されております。

ただ、これは近年始まったものですので、飯島町が特に遅れているということを強調したいというわけではないです。ただ、上伊那8市町村の中で既に伊那市、駒ヶ根市、箕輪町、宮田村、南箕輪村、中川村が導入しております。

その上で、先ほどの話に戻りますけれども、上伊那8市町村の中で消滅可能性都市とされているのは我が飯島町のみです。そして、消滅可能性都市というのは若い女性がないということを原因に選ばれているものです。

他市町村では既に奨学金返還支援が実施されているという事実が上げられます。

そして、御存じの方もいるかと思うんですけれども、最初に私が述べたとおり、民間では給付型の奨学金というものが存在します。御存じのとおりひなどり奨学金というものがございます。これは資料11を御覧ください。

資料11の一番上、ここにひなどり奨学金の給付人数と給付額が書かれております。「募集人数は5人以内の予定です。」「給付金額は一人50万円以内の予定です。」というふうに書かれております。

この奨学金自体は大変すばらしいものであって、私としてはもう本当に大賛成の奨学金なんですけれども、ただ、やはり民間ということもあって、ひなどり奨学金でカバーし切れない部分というのは多々あるというふうに思います。

その上で、私が先ほどから申し上げているUターンした子どもに限るということであれば予算の見通しも立つというふうに考えております。

したがって、進学により転出した子どものUターンを促進するため奨学金返還免除制度の拡充ということに関しては十分な実現可能性及び実用性があると考えますが、町の所見をお伺いします。

ありがとうございます。

御指摘のとおり、日本学生支援機構や町の奨学金制度については返還していただくことが前提となった制度であります。

町で行っている奨学金制度につきましては、現在貸与期間中の方が2名、償還中の方

教育長

が9名となっている状況であります。

坂井議員の御指摘のとおり、奨学金返還支援に関わる概要や特別交付税措置等について奨学金を活用した若者の地方定着促進要綱の一部改正の通知が総務省から出され、制度の導入の積極的な検討をと各都道府県財政部局に通知されているところであり、その中では、特別交付税の措置率の引上げや返還に関わる支援の取組も示されているところであり、

先日、私が拝聴した上伊那広域連合地域振興課主催の講演会でニッセイ基礎研究所の天野先生が「人口減少をデータで正しく読み解き伊那谷の仕事と暮らしを考える」というテーマで刺激的なお話をしてくださいました。

その中では、伊那谷においては、20代前半の人口減少、特に20代前半の大学、専門学校の新卒女性の人口減少が最大の課題であり、それを防ぐために伊那谷においてその方たちへのキャリア形成を考えていくことが何より重要であることをお話しされておりました。

坂井議員の御提案の奨学金返還免除制度の実施により、20代前半の方々、特に女性のUターン者が増えてくる可能性があるならば、これは人口減少の歯止めのための1つの対応策になるのではないかと感じております。

奨学金返還免除の対策を講じたときにどれだけの方々がUターンを検討していただけるのかという高校生の実情を探ったり、御指摘の特別交付税措置されるという通知については、その要綱において必要要件が示されており、町の総合計画の調整や負担も避けられない状況であり、財政部局との検討の必要があるところです。

この件につきましては、現在、町の人口増プロジェクト会議においても具体的に検討されているところであり、教育委員会といたしましても、坂井議員御提案の趣旨を生かし大事に考えながら検討し、取り組んでまいりたいと考えております。

坂井議員

前向きな御答弁をいただき、ありがとうございます。

教育長の答弁にもありましたけれども、やっぱりお金がかかることなので財政との調整が必要だということで、それはもっともだというふうには考えているんですけども、その上で、不十分ながら私のほうでもし導入したらどういうふうになるのかというところまで御提案をさせていただきます。

それでは、別紙の「試算」というものを御覧ください。

一応試算ということでAとBと2つ書かせていただきましたけれども、Aというのは奨学金の額が最も大きくなる前提で計算した場合に想定される町の負担額です。最も大きくなる前提というのを一応5つ挙げさせていただきました。

前提1 日本学生支援機構で貸与型奨学金を貸与する見込みであった生徒全員が飯島町の奨学金を申請し、町は申請者全員に貸与する、続いて前提2 奨学金を貸与されて進学した生徒のうち全員が卒業後に飯島町にUターンする、前提3 大学、専門学校を卒業した生徒全員が1年目に飯島町にUターンする、前提4 貸与額は従前どおり3万円とする、最後に前提5 貸与額1年分につき1年在住ごとに1年分を免除する、4年在住で全額免除という前提で計算した場合と、Bは現実的な前提で計算した場合に想定

される町の負担額、これは後ほど述べさせていただきます。

では、まず最初にAの前提で額をちょっと試算しましたので確認いただきたいです。

まずめぐっていただいて、①進学が予想される生徒数、これは飯島町在住の高校3年生——資料4を御覧ください。飯島町在住の高校3年生、ちょっとこれは高校3年生の資料がなかったので現時点での飯島中学校の生徒の数から算出しました。そうすると生徒数自身が80人ということになります。

この資料の右下は、ごめんなさい、757人と、ちょっと行政報告書だと754人って書いてあったんで、実際は757人ということなので、757人ということです。

そして、飯島町在住の高校3年生を飯島町の中学生で考えると一応80人になるということになります。

続いて進学率、この82%、これはどこから持ってきたのかというふうに言いますと、これは資料9—1ですね。資料9—1によると、進学率、大学は53.3%、先ほど私が言いましたけれども、それを全部足した数字が82%というふうになります。

したがって、卒業生80人のうち82%が進学するということになります。そうすると人数は65人です。

続いて申請が予想される生徒数について述べます。

資料13を御覧ください。

資料13は今年の3月付、日本学生支援機構の調査結果によるものです。これよりも、大学生の奨学金の受給状況、日本学生支援機構の利用率は47.5%と、平成30年ですね、平成30年時点で47.5%というふうになっております。すみません。これはちょっと令和2年が最新だったんですが、失礼いたしました。平成30年が47.5%。

したがって、進学する65人のうち30人は日本学生支援機構に申請をするであろうということが予想されます。

一方で、資料12を御覧ください。

こちらは去年始まった新しい制度なんですけれども、日本学生支援機構はこれまで貸与型の奨学金しかつくっていませんでしたが、昨年、給付型の奨学金を創設するに至りました。

ただ、誰でも給付型の奨学金がもらえるというわけではなくて、「Point2」ということで「どんな人が対象になるの?」というところなんですけれども、「世帯収入や資産の要件を満たしていること」というのが基準になります。住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯が給付の対象になっております。

そうすると、要保護や準要保護の生徒は新設された給付型奨学金が使えるので、あえて貸与型奨学金を使うということは考えにくいので、この分は30人の中から控除させていただきます。7人に82%の進学率を掛け、30人から引く、そうすると24名というふうになります。

その上で、進学した生徒1学年の分、1年分の額ですね。こちらは現行の奨学金の額をそのままというふうにすると月3万円なので、生徒1人の年額は36万円、そして24人全員が申請し、全員に町が貸与するというふうな前提を取った場合には1年間で864

万円となります。

そして④大学・専門卒業までの総額です。これは、何で④が書いてあるかといいますと、この制度というのは1年限りの制度ではなくて継続して実施されるものであるということから、最大で4学年分を累積するためです。ですので、上の864万円ではなくて、最大の累積数を出す必要があります。

その上で、大学と専門の進学率は2対1と——これは資料9—1に書いてありますので、大学16人、専門8人ということになります。

その上で、年額36万円掛ける24人掛ける2年——これは大学1年から2年、そして専門卒業まで、これが1,728万円。

続いて大学3年・4年次、36万円掛ける16人掛ける2年、そうすると1,152万円。

最後に1,728万円と1,152万円を足して2,880万円というふうな結論に至ります。

その上で⑤、これは先ほど教育長の答弁にもありましたけれども、国からの特別交付税措置、措置率5割のものがありますので、実際には2,880万円あったとしてもそのうちの半分は特別交付税から支出されますので、町の負担は1,440万円となります。これが奨学金の最も大きくなる前提で計算した場合に想定される町の負担額です。

続いて、A4の1枚のほうに戻っていただきたいんですけども、B 現実的な前提で計算した場合に想定される町の負担額、これは現実的に幾らぐらいか、もうちょっと、あまりにも先ほどの試算は大き過ぎるので、現実的な前提で試算するとどうなるというのを私のほうで検討させていただきました。

前提1 申請者数の上限を15名とする、前提2 奨学金を貸与されて進学した生徒のうち半数が卒業後に飯島町にUターンする、前提3 貸与額1年分につき1年在住ごとに半年分を免除する、4年在住で2年分ですね、専門学校の場合は1年分というふうな、こういった前提を取った場合は、A3のほうを見ていただきたいんですけども、先ほどの1,440万円割る2——申請者上限が15名なので、さらに割る2——その半数が卒業後に飯島町にUターンするという前提ですので、さらに割る2——これはトータルの免除額を全額じゃなくて全体の半額というふうにするので割る2にさせていただきます。そうすると、結論として180万円という数字が出てきます。

これはあくまで試算ですけども、前提Bで、要するにもうちょっと現実的に考えますと180万円、もうちょっと行っても200万円とか300万円とか、決して不可能ではない金額でそれに見合うだけの十分なリターンが得られるというふうに考えております。

先ほど教育長の答弁にもありましたけれども、若い女性の確保は大事と、町もレディースファームという政策をされておまして、それ自身は若い女性の確保に向けて頑張っているというふうには思っているんですけども、それ以外にもUターンをするインセンティブを与えるというのは大事だと考えます。

その上で、再度御答弁を求めます。

町 長

ただいま、坂井議員のほうからいろいろと調査、研究し、また試算までしていただいたお話をお伺いしました。なかなか説得のある論拠であるなあというふうに、まずは敬意を払うところでございます。

奨学金の見直しについては、町の人口増プロジェクトでもこれは検討しておるということでございますので、それを改善しようという方向、意識があるということは御確認いただきたいというふうに思います。

それで、実際にUターンをしていただくことが大事なんですけれども、Uターンするっていう動機、これは、やはり、まずはお金の部分もあるでしょう。今おっしゃられたとおりに約200万円の補助があれば帰ってきてもいいなあということもあるでしょうけれども、若い学生が、24、卒業した未来のある人間が、まずはどのような仕事をしたいか、どのような人生を歩むか、まずこれがあるのかなあというふうに思っております。したがって、飯島町だけではなくて、上伊那、お勤めできる範囲の中で魅力ある産業が育っているかということが大事だと思っております。

この地域の求人倍率は1.56ぐらいで、非常に人手不足の状況です。したがって、企業は人材を求めています。だけれども、卒業する学生の希望に合った業種があるのかどうかという、やはり大都市圏のほうがいろいろの業種があるから選択肢は広いだろうなあというふうに思うところがございます。まず、それとの闘いになる。

しかし、上伊那広域連合では、みんな一丸となってこの地域の産業というものをしっかり売っていこうということに努力しております。御本人は東京においてこの地域の産業の状況が分かりませんので、親御さんを通じて地域の産業を紹介しているというようなこともやっております。

そういった将来どのような職業につくかという前提の下、また、あるいは人生観、都市で暮らすんだ、あるいは田舎で暮らすんだ——今は田園回帰の波が起きておるところなんですけれども、都市の大勢のおところで仕事をしたいのか、いや、田舎でも十分、ネット環境がそろっていれば仕事ができるんだよと、こういう状況もあるわけがございますね。ですから、そういった魅力も発信していかなければならないなあと思っております。

また、時代は、10年後にリニア中央新幹線が開通して伊那谷に駅ができると飯島から東京、名古屋、大阪へ1時間足らずで到達するという非常に近い距離になりますから、今までのように袋小路のような伊那谷に入ってくるよりも、すばっと1時間で行けると、こういう環境になると、また働く場所としてインターネットの設備さえあれば働く可能性があるという選択肢は広がるかなあというふうに思っております。

なおかつ、この地域にやはり女性がいて結婚できる、そういった状況の人もいなければならないだろうし、飯島町はおうちを建ててくれると補助しますよと、土地も安いですよと、そういった魅力が幾つかあるわけなんですけれども、そういったことを発信していくということも大事だと思っております。

したがって、奨学金を免除するという、貸与型、貸付けじゃなくて給付型にするということは1つの手段であって、研究しなければならないし、魅力あることだと思っておりますので、この部分はしっかりと補強しなければならないかなあというふうに思っております。

しかし、そのほかにもまだまだいろいろ学生を呼び戻す魅力を磨かなければいけな

坂井議員 　　いって問題はいっぱいあるなというふうに感じております。

　　今、町長がお答えになりました、仕事も大事である——奨学金が大事であるということは答弁いただいて、それはありがとうございます。

　　ただ、仕事も大事だというふうにおっしゃってしまして、それはもう私も全く同感で、求人倍率は1.5倍くらいあるんですけども、ですけども、やっぱり来ないんですよ、若い人は。それは、私としても、やっぱり魅力的な若い人が憧れる仕事という表現が正しいかは分からないですけども、やっぱり仕事の種類が少ないので、若い人がこういうところで働きたいというのはなかなかないのかなあというふうには思います。ですので、そういった仕事を創出していくというのは非常に重要ではないかというふうに思います。

　　それと同等に、奨学金の免除というのは非常に若い世代が帰ってくる動機づけになりますし、親も奨学金が免除されるんだから帰ってこいよというふうに言いやすいと思うんですよ、子どもに。なので、そういった様々な動機づけを若い世代にしてあげていただきたいなというふうに思います。

　　では、ちょっと時間がほとんどなくなってしまったんですけども、すみません、じゃあ次に急いで行きます。

　　すみません、じゃあ2に移ります。

　　すみません。早速質問に行きます。

　　まず、平成29年12月以降、七久保地区には医師がおりません。

健康福祉課長 　　2-1、七久保診療所が開設されたのはいつでしょうか、お答えください。

　　七久保診療所は、昭和31年10月1日に町村合併により飯島町国民健康保険直営診療所として開設がされております。

坂井議員 　　では2-2です。

　　七久保診療は昭和31年10月1日に開院したということなんですけれども、七久保診療所の開業期間中、すなわち昭和31年10月1日から平成29年12月までの間に開業医と町との間で開業医が引退した後の事業承継について協議は行われていなかったんでしょうか、仮に行われていた場合はその内容についてお答えください。

副町長 　　お答えをさせていただきます。

　　昭和31年からの古いことはちょっと承知をしておりますけれども、近年、10年ぐらいの間は、前の七久保診療所の先生に御紹介をいただいた方にアプローチをした経過がございます。

　　2件ございまして、最初はその先生の後輩の方で首都圏のほうにおられる方にアプローチをさせていただきましたが、うまく実りませんでした。

　　あともう一方は、こちらの出身の方、親御さんがこちらにおられる方について当たったほうがいぞというアドバイスをいただきまして当たらせていただきましたが、やはりそれについてもうまくいきませんで、その方につきましては、大きな病院のほうがあれば昭和伊南ともお話をしますよとか、そういう話をさせていただきましたが、結局、やはり来られる先生の方の御都合ですとか御家族の御都合ですとか、そういうのがござ

いまして、一応紹介していただいたところは先生とお話をしながらアプローチをしたということになっておりますけれども、実らなかったというのが現実でございます。

以上でございます。

坂井議員

続いて2—3に移ります。

私としては採算が取れないということが大きな原因の1つじゃないかっていうふうに考えるんですけれども、町としては七久保診療所閉鎖後に七久保地区に新たな医師が来ない理由はなんであると考えますか、お答えください。

副町長

飯島町の医師の関係の誘致をする場合、七久保、飯島という感覚では今のところやっておりません、はっきり申し上げて。

平成23年頃でしたかね、議会、当時の議員の皆様方から医師の後継はどうするんだということを探したほうがいいぞというような話をいただいたことがございます。

それで、医師会のほうも——当時は5人、内科医の先生が飯島町にいらっしゃいました。その方々全員が医師を町のほうで探したらどうだというふうな了解というか、やっってくださいというようなことで要望をいただいて始めたのが本当のところでございます。七久保も、当時の先生は子どもさんで医師になっている方はいらっしゃいませんでしたので後継を探したほうがいいよというアドバイスもいただいておりました。

七久保地区についてだけ採算が取れるとか取れないとかいうことをやったわけではございません。七久保地区におきましても飯島地区におきましても、医療圏調査というのを必ずやります。その中で採算の取れるところへ、先生方もその資料を見ながら来るというのが実際でございます。

あとは、七久保は特に、今空いているところは、当時は紙のカルテで全部診療を行っておりました。実際は、今は電子カルテに全部なっておりますので、そういう費用から設備の関係、全て整えないとやっていけないというふうになっておりますので、そこに膨大な費用がかかるということになってまいります。

そういうものを全部試算して先生方もいらっしゃいますので、それと先ほど申し上げたような御家族の都合ですとか、そういうことがございまして、実際のところ七久保へ開業ということには今のところなっていないというのが現実でございます。

坂井議員

医院の開業個別相談会というのを町で行っているということなんですけれども、ここ5年で何件の相談がありましたか、お答えください。

副町長

ここ5年では2件と承知しております。

坂井議員

すみません、時間の関係で2—9の質問に移ります。

現在、飯島町では開業医に対する補助金や利子補給等の支援を行っております。

補助金、利子補給等の支援については他の市町村も行ってございまして、飯島町独自の取組も必要であると考えているのですが、所見をお答えください、またその具体策をお答えください。

そして、ちょっと先ほどの質問に戻りますけれども、奨学金については令和5年6月の一般質問で再度質問したいと思いますので、よろしくお願ひします。

副町長

今の補助制度は、大体、医療機関は先ほど言いましたようにお金がかかりますので、

先生が開業される場合は新規開業または事業拡大する医療機関の土地、建物及び医療機器の取得に要した費用の 100 分の 20—20%、1,500 万円を限度で補助をすることになっております。

それから、その医師を紹介された方にも 50 万円の奨励金を払うというようなものと、開業医支援の融資といたしまして経営資金の貸付利子補給、設備資金等の利子補給等を行っておる現状でございます。

ただ、今はほかの市町村もだんだんそういうことをやるようになってまいりましたが、この制度をつくったときにはあまりなかったというのが現状でございます——当時、私も健康福祉課長のときに何件もお願いをして回ったというようなことがございます。あまりこういう制度はなかったなというふうに承知しておりまして、当時は長野県でも少なく、それと、あとは島根県で県を挙げて医師の誘致をやっておりました。そういうのを見てこの制度をつくってきたようなことがございまして、今までに 3 件この制度を活用していただきましたので、今のところこの制度で行きたいなあと。

できれば、議員の皆様みんなにお願いするわけでございますが、そういう話があれば御紹介願って、この制度を使いながらやっていきたいというのが町の本音でございますので、よろしく願いいたします。

議長

時間です。

[坂井議員復席]

議長

暫時休憩とします。そのままお待ちください。

休憩再開

午後 2 時 2 2 分

午後 2 時 2 3 分

議長

再開します。

5 番 坂本紀子議員。

[坂本委員質問席へ移動]

5 番  
坂本議員

それでは通告に従いまして緊急質問をいたします。

今回は、1 与田切公園の指定管理者制度、2 空き家対策、3 自治会加入問題についての 3 つのテーマで尋ねます。

まず 1 の「管理者制度を導入してからの与田切公園の状況を問う」であります。

観光基本計画の中に千人塚公園や与田切公園は重要な資源として掲げられ、以前、与田切公園は町の商工観光係が管理していたものが振興公社になり、それからまちづくりセンターいいじまの管理になり、そのときにプールを管理していた現在の運営体がこの 2 年間の指定管理業務を請け負ってきています。

現在、この指定管理者は町内の 6 事業者が出資して 1 つの経営体となり、2006 年からはずっとプールを管理してきております。その中でプール隣のログハウスの改修をし、軽食などを提供したこともありました。



また、2010年には自主事業として県の元気づくり支援金を申請し、光のファンタジーとして8月末から1か月、イルミネーションで秋の夜の与田切公園の活性化を図ったこともありました。地元の駒ヶ根工業高校の生徒たちと協力して飾りつけをし、その期間に野外ステージでコンサートを行うこともやりました。

しかし、近隣からの来場者も増えていいイベントになりつつあったわけですが、この事業が収益につながる事業とはならず、非常に残念ではありましたが、4年目に町の補助金50万円が投入され、それが与田切公園でのファンタジーとしては最後となりました。翌年からは飯島駅前広場でのイルミネーション展示となってしまいました。

それでは1—1です。

与田切公園が民間の指定管理者となり、それ以前とそれ以後における利用ユーザー数及び変化はあったのか、また利用者からの要望、苦情はあるのか、それに対してどのように対応してきたのかを質問いたします。

〔下平町長登壇〕

町長

お答えいたします。

与田切公園は令和3年度から現在の指定管理者が管理を行っております。その前は町や飯島町振興公社が管理を行っておりました。

与田切公園は町民のための憩いの場であると同時に、最近ではキャンプ場がにぎわっております。そういった部分で、観光の場としても最近はその価値を高めてきておるところでございます。

御質問の指定管理導入についてどのような変化があったかということにつきましては、詳細は課長が答弁させていただきます。

〔下平町長降壇〕

地域創造課長

それでは、まず指定管理導入前の令和2年度と導入後の令和3年度の数値での比較をお答えさせていただきたいと思っております。

まず公園の有料施設の利用者数でございますが、令和2年度、令和3年度ともに約7,000人ということでありました。利用者人数、管理状況ともに大きな変化はなかったものと認識しております。

ただし、新型コロナウイルス感染症の影響が大きく出ておりますので、単純な比較は難しいのかなあというふうにも考えているところです。

また、利用者からの要望、苦情等でございますが、9月15日開催の議会の全員協議会でもちょっと配付させていただきましたが、与田切公園に関するアンケート調査があったかと思っております。

その中では、ちょっと触れますと、要望としましては、大型遊具が欲しいとか、カフェがあるといいなあというようなものもありました。その一方で、トイレの衛生状況があまりよろしくないとか、テニスコートの整備があまりできていないなあといった御意見も頂戴したところでございます。アンケートの中では維持管理や清掃といった部分に関わる御意見、要望が多かったというふうに感じております。

施設の有効な活用方法や、例えば問題があった場合など、その都度、指定管理者と協

議をして対応してきたところでございます。

坂本議員　そうですね。苦情の関係なんですけれども、トイレがよくないという話だったんですけれども、トイレは、その以前、令和元年の頃より、そのトイレではない、新しくなったと思うんですけれども、トイレがよくないという苦情は古いトイレに関してのことだったんでしょうか。

地域創造課長　施設の古い新しいというのもございますが、管理がちょっとどうかという御意見もあつたということをお願いしたいと思います。

坂本議員　では、次の1—2に行きます。

平成30年につくられた観光基本計画、8年計画という中で、これは下平町長になりつくられたものと記憶しております。

これを進めるために、行政、観光協会、住民、事業者など、飯島町に拠点を置き活動する全ての人に取り組む必要があると、この計画には掲げられております。

そして、ここに観光戦略会議というのがありまして、これは町長の諮問機関としてつくられたということです。これは2年間、人数はたしか12人だったと思いますけれども、観光戦略会議が何をやったかという、令和2年に関しては、1としては与田切公園・千人塚公園の整備の方針の策定、それから2つ目として観光体験プログラムの企画・開発のためのモニターツアーの開催、そして3つ目として観光の担い手の育成の検討と講演会の実施、4つ目としては上伊那DMO・伊南DMOと連携するとなっております。

観光戦略会議のメンバーには1回目にも2回目にも来年度の指定管理者候補に決まった新会社のメンバーが入っております。現在管理している業者の方は会議のメンバーには入っていない、こういう状況です。これは私から見たらフェアではない状況と思われませんが、指定管理者にする申請書が提出されている状況であります、こういう状況の中で申請書が提出されているという現状があります。

フェアに行くならば、なぜ観光戦略会議に現在の指定管理者を入れなかったのかを尋ねます。

戦略会議のメンバーは町長の指名で行われていると認識しています。

令和3年12月の一般質問でメンバーに現在の管理者も入れるべきだと私は求めていますが、実行されずに来ております。

フェアに指定管理者を選考するならば、いっそ会議のメンバーは指定管理者以外の方々の中で審議するべきだと私は考えます。

このアンフェアな状況をつくった町長の考えを尋ねます。

また、観光戦略会議の会議内容を入札に参加した3者に知らされてからプレゼンテーションが行われたのか、この2点を尋ねます。

地域創造課長　観光戦略会議の委員の任命ですが、令和2年の8月11日に行っており、与田切公園の指定管理者につきましては令和3年4月1日からということになりますので、戦略会議の任命時には指定管理者が決まっていなかったもので入っていないという実態もございませぬ。

しかしながら、年間を通じて指定管理者とは話し合いを常に行っていること、また観光

戦略会議において令和3年10月24日に現地視察を行った際には指定管理者も同行いただき、公園内を実際に回りながらいろいろな意見交換をして、意見もいただいたところでございます。

また、指定管理の申請をいただいた3者に対して観光戦略会議の会議内容を全てはお知らせしてございませんけれども、最終の町長への報告事項につきましては今回の指定管理者公募のプレゼンテーション前に3者にお伝えをしておりますので、お願いしたいと思います。

坂本議員

観光戦略会議という形ができたのは町長が指名という形で作られたと思いますし、観光戦略会議ができて4年たってきています。1期2年ということでたってきております。

それで、観光戦略会議が全てではないと思うわけですが、観光基本計画の中のある部分を占めていることは事実だと思います。

確かに、今、課長が言われたみたいに8月11日に戦略会議ができたときにはそういう状況ではなかったというお話は伺いましたけれども、そういうふうに観光戦略会議に入っていないけれども、その都度、担当と話してやってきたというお話でございました。

では、もっと突っ込みみたいところですが、これは委員会のもっと具体的な、今回の議案の中に入っておりますので、ここまでにしたいと思います。

1-3に行きます。

来年度の指定管理者候補がホームページで示されています。この候補者に選定した理由を尋ねます。

地域創造課長

指定管理の候補者の選定経過をお話しさせていただきますと、まず今年10月24日に指定管理者候補者選定委員会というものを開催してございます。

審査委員としましては外部識者として大学教授を1名、公園の地元代表者として2名、知識経験者であり観光戦略会議の委員であった者1名、それから知識経験者として教育委員である者1名、役場の内部関係者2名の計7名の委員により審査をお願いし、申請のあった3者よりプレゼンテーションを受ける中で約20項目にわたる審査項目について審査し、評点数をつけていただきました。

この審査会では全委員の評価点の合計が一番高かった申請者を指定管理の候補者とするというふうに決定をされたところでございます。

この審査会の決定を受けまして、町の庁議において審査会が決定した候補者が指定管理業務を十分に遂行できる能力を有しているかなどを審議、検討いたしました結果、能力があるという判断をしたため候補者として選定をしたところでございます。

坂本議員

理由を尋ねた中で、今のお話でいくと合計点で一番高かったところに決まったということだと思いますけれども、この選考、プレゼンを見て決定したメンバーの中には——一応、与田切公園は確かに観光という最近は点でクローズアップされてきていますけれども、今まで長いこと税金を投入してきました、近くにある公園ということで、お母さんやおばあちゃんが子どもや孫を連れてぱっと遊びに行く、四季折々の景観のいいところというところはずっとここに来ておりますけれども、選定委員会のメンバーにはそう

いう日頃使っている方たちはいないわけですね、ここの中には。

学識者とか、そういうような形の中で、そういう方たちはどうして、決定する際には、それを見て、そこに1人ぐらいは入ってもいいのではないかと私自身は思うわけですが、どうしても、どうしていないのでしょうか。

地域創造課長

大学教授以外は全員飯島町の住民の方ですので、仕事の状況、それからプライベートな状況でいろんな方と関わりを持っていらっしゃる方々だというふうに判断しております。

先ほど申し上げましたが、公園のある地元の代表者2名、これも地元の住民の代表として出てきていただいておりますので、多くの利用者の意見も反映した考えの中で評価していただいたのかなあというふうに思います。

議員の御指摘いただきましたお母さんやおばあちゃん、そういう方の意見も当然必要だとは思いますが、今回の審査委員の選定の中では、そういった意見も反映できるのではないかとということで地元代表者なり町民ということで出しておりますので、御理解いただきたいとします。

ただ、それにはいろんな御意見があるのかなあということも承知しております。

坂本議員

次に1-4に行きます。

令和3年度の指定管理の委託料は1,000万円でしたが、そのうちの人件費や事務費の内訳はどうなっているのでしょうか。

指定管理者が新企業になり、現在は地元の方がみんな携わっているわけですが、そういった地元雇用は、もし新企業になった場合には守られるのかをお尋ねいたします。

地域創造課長

令和3年度の指定管理者の状況を見ますと、指定管理委託料1,000万円ですが、これは適正に使われたことを確認しております。

ただし、企業努力として指定管理者自らが負担した部分もあったということも判断しております。

今年度につきましても——先月、中間監査を行いました——適正に使われていることを確認したところでございます。

来年度からの指定管理料につきましては、公募の際にお示しした事業費でございますが、単年度の上限を1,100万円と想定しております。これは、来年度より今まで町で行ってきた浄化槽の維持管理に関する業務も新たに委託するため、その必要経費として100万円を増額したというものでございます。

また、地元雇用についてでございますが、指定管理の候補者の事業提案において明確な提案をいただいておりますので、地元雇用への配慮はされるものというふうに判断しております。

坂本議員

1,100万円ということで、浄化槽の分も入るといってお話であります。

また、新しい指定管理者が地元雇用も考えているというお話をいただきました。

次に1-5に行きます。

与田切公園は、町の施設として——先ほども私が言いましたが——町民に愛され親しまれてきた場所です。

遊具における事故はありましたが、現在は小さな子ども向けの遊具しかなく、小学生も使える遊具が欲しいという地元要望というか、お母さんたちやおじいちゃんおばあちゃんたちからそんな要望も出ています。

先ほど課長答弁がありましたように、アンケートの中では大型の遊具が欲しいというような意見も出ておりました。

誰でも手軽に楽しめる状況は新会社の管理になっても担保されるのかをお尋ねいたします。

地域創造課長

まず、指定管理者が替わったとしましても、公園に対する町側の方針が町民の憩いの場であるという点に変わりはありません。

また、この点については応募の要領の中にも明確に示して、3者ともそれに基づいて提案をいただいているというふうに判断しております。

来年度からの与田切公園の管理運営に関しましては、指定管理者が決定後、町と協議を行いまして、基本協定、また年度協定を締結し事業が進められるという手続になっております。したがいまして、今の段階では指定管理の候補者から1つの提案をいただいたということであり、提案いただいた事項が全て実施できるという保証があるわけではございません。

また、4月以降、管理運営を実施していく中でも指定管理者であるからといって町に協議もなく公園の施設を変更していくことは許容しておりませんので、その都度、提案をいただきながら、指定管理者と町と協議をし、判断を行いながら公園の管理を行っていくことになっていくと思います。

今後、より多くの方々が来て楽しんでいただける公園を町としましても引き続き目指して取り組んでまいりたいと考えております。

坂本議員

大まかなところは質問いたしましたので、あとの細かなところは委員会の審査となりますので、そちらにお任せいたします。

それでは2番目の質問に行きます。

「空き家対策について」を質問いたします。

2-1であります。

この5年間の空き家の数の推移はどのようになっているのかをお尋ねいたします。

建設水道課長

空き家についての御質問でございます。

町が把握している空き家の件数でございますが、180件前後を推移してございます。

ここ数年は新たに空き家となる件数と売却や賃貸で活用される件数がほぼ同じくらいでございますので、大幅な増減はございません。

坂本議員

死亡欄を見ていると大分亡くなる方たちも増えているので、ちょっと、大幅に増えているというお話ではなかったのですが、ほっとして聞いておりましたけれども、常時、現在180件あるというお話を聞きました。

2-2であります。

今、私が死亡と言いましたけれども、死亡される方もいらっしゃいますが、介護のために施設に入られて空き家になっているということも民生委員なんかの話では伝わっ

てきておりますが、そういう中で、御親族たちが近くにいればいいわけですが、そうではない場合の管理できていない空き家もこの180件の中に何件かは、結構あると思いますけれども、管理されていない空き家に対して町としてはどんな対応を現在しているのか。

そして、今後、そのできていない部分とかは、そういうふうに介護施設に入られて、そのまま通報されなければ分からない状況とかもあるので、現在取っている対応と、また今後どういうふうを考えていくつもりなのかをお尋ねしたいと思います。

建設水道課長

まず、空き家につきましては所有者や管理者への意向調査を実施しております。将来的な利用や売却、取壊しの予定を把握するとともに、定期的な管理をお願いしているところでございます。

しかし、御高齢であったり遠方にお住まいで管理ができなくなった方には、草刈りや見守りを委託していただくよう、シルバー人材センターや不動産会社を紹介しているところでございます。

また、相続放棄など法律上の手続が取られている空き家も含めまして、管理されていない空き家につきましては取壊しや売却などの処分ができるよう、専門家の意見をお聞きしながら現在進めているところでございます。

坂本議員

空き家に関しては、今はネット上でも非常に様々な取組がされております。ゼロ円で空き家を提供するというような、ネットを見ますとありますし、そういう部分で、今うちの町はシルバー人材を紹介する、不動産会社を紹介しているというようにお話もあつたけれども、全国ネットの中で空き家を紹介しているというメーカーさんもあるわけですが、そういうところでどうですかというお話を声かけするということはいかがでしょうか、そういうもうちょっと突っ込んだやり方もあるかと思いますが。

建設水道課長

全国レベルのネットの情報ということではないんですけれども、飯島で取り組んでおりますI I J I M A NOTEのほうへ、空き家の情報、または空き地も含めて、そういった情報を載せさせていただいている現状でございます。

またいいそういうPRがあれば検討、研究は十分していきたいと考えております。

坂本議員

I I J I M A NOTEにありましたね。そういう中でも町はやっているということでしたので、I I J I M A NOTEに書かれている空き家が空き家の状況でなくなるということが増えていくことを願っております。

2-3に行きます。

以前から問題になっている七久保の空き家は2つあります。1つは上通り、1つは南街道にあります。空家対策等特別措置法に該当するというふうに私は思っておりますが、これを勧告した場合は取り潰しをしなければいけないというふうになっておりますけれども、なぜ勧告をしないのかをお尋ねしたいと思います。

建設水道課長

空家の特別措置法では、一定の基準をもちまして特定空家等と判断した後、除却や修繕の助言、指導、勧告、命令などの措置を進めることが定められています。

また、特定空家等の判断につきましては、町の対策計画で専門家を含めた協議会の意見の聴取を行った上で行うことが定められているところです。

御質問の空き家につきましては、令和3年に協議会を2回実施いたしまして特定空家等に該当するとの意見をいただきました。

しかし、同様の空き家が増えた場合、勧告による固定資産税の特例除外で滞納者が増加したり、行政代執行を実行することで町が負担した取壊し費用の回収ができないなどの問題が生じることが懸念されます。町が一方的な措置を行うことについては慎重な判断が必要なことから、勧告などの措置は現在検討しているところでございます。

現在、これは南街道のほうの空き家の話ですけれども、この空き家については、これに関わります親族の方と情報共有しながら、不動産会社等を通じた有効活用、さらには道路改良事業を見据えた総合的な検討を進めているところでございます。数年にわたってまして地域の皆様からも改善の要望が出されておりますので、最善の方法で進められるよう努めているところでございます。

坂本議員

そうですね、南街道は随分前から議員のほうでも何とかしてほしいということを何度も訴えておりますし、先日伺いましたら、取りあえずの対応ということで、これから冬になって風が強くなって破片が飛んでいったら大変だということで、応急措置を取って、町から頼まれてやっているという方とお話ししましたけれども、早急に——南街道だけではないと思います。町内にはあると思いますが——南街道に関しては、すぐ道路の反対側が郵便局であり、またその場所を子どもたちが通うというか、通学道路になっているということもあり、道路を挟んであっちにもこっちにもおうちがあるという中で、密集地になりますので、やはり町としては早急な対応をしていただきたいということを望みます。

それでは2—4に行きます。

空き家を壊すにもまとまったお金が必要であると住民の方から言われました。それで、補助的な制度が欲しいと言われましたので、私もネットでいろんな市町村でどんなことが、何かそういうものはないのかということで調べてみました。

例としては一宮市、長野市、それから曾於市とあって、鹿児島県なんですけれども、霧島市の隣に当たります。そこでは補助金制度をつくりまして解体に対して補助をしております。

一宮市は木造住宅解体工事費補助事業というのをやっております。それから、長野市は老朽危険空き家解体工事補助金で、所得制限がありますけれども、上限としては壊す部分の2分の1で、上限として50万円までが令和3年度ではあるということでした。それから、曾於市の場合は危険廃屋解体撤去補助金、対象工事の30%ということで35万円～40万円の間であるということでございますが、町としてはこういう補助制度に対してどう考えているのかをお尋ねしたいと思います。

建設水道課長

御紹介いただいたような解体、除却の補助金については、今年の4月に老朽危険空き家除却支援事業補助金制度を創設いたしまして、所有者の自主的な取壊しをお願いしているところでございます。

この補助金ですけれども、国の交付金を活用しております。国が定める不良住宅の基準に該当する危険な空き家が対象となっております。

補助額は、町内業者が行う解体工事費の2分の1以内で、50万円が上限となっております。

本年度につきましては2件の申請をいただいているところでございます。

この補助金につきましては広報紙やホームページで情報提供しておるところですけれども、空き家の老朽化が著しい危険な空き家につきましては直接所有者へ補助金の御案内をしているところでございます。

坂本議員

今年の4月から創設されたという補助金のお話をお伺いしました。

私は、多分これは住民の人から言われたので、私もこの創設——恥ずかしい話ですが——ちょっと総務のほうから外れていたもので、創設したということ認識していなかったもので、創設してほしいというふうに言おうと思いましたが、ほかの長野市と変わらないように50万円が上限ということで、工事費の2分の1ということでございました。

既に2件の申請があつて使っているということなので、広報紙でしっかりこれを広報していただいて、これを使って少しでも、まとまったお金の中で、補助金でひどい状態の空き家は早く壊すようなことをやっていただきたいと思いますので、PRに心がけていただきたいと思います。

次に3に行きます。

「自治会加入問題について」ということであります。

3-1であります。

高齢者の1人・2人世帯は年金暮らしで大変だと住民との懇談会の中、また民生委員との話の中でも話題に上ってきております。

消費税の税率が8%10%になったことや、またコロナになり社会生活の在り方も変わってきております。

また、ウクライナとロシアとの戦争の影響で生活必需品の値上がりもあります。

自治会費、区費の減額を求める声が多く聞かれます。これは町が上から言うっていう問題ではないと思いますが、私に言われた方々にも自治会の中で声を上げていくことも大事なんですというお話はしましたけれども、そういうわけで、これは自治会内の問題ではありますけれども、自治会や区に対して町の立場としても働きかけをしていただきたいというふうには私は思うわけですけれども、この点に関してはいかがでしょうか。

地域創造課長

議員のおっしゃるとおり、自治会費、区費等については自治組織が決定する事項であり、町から自治組織に対して直接減額を働きかけるということは、ちょっとそういう事項ではないというふうに判断しております。

ただし、町としましても自治会において大きな課題となっている事案であるというふうに捉えております。

そこで、先般、自治会長にアンケート調査をした中で、自治会運営に必要な金額というものが大体見えてきた部分もでございます。その結果を全ての自治会長に情報共有いたしまして、それぞれほかの自治会と比べてどうかというような検討をお願いしているところでございます。

中には、年齢、高齢世帯、そういった世帯には集金額や作業の出役を配慮していると



いった自治会の事例もございますので、このような先進的に取り組んでいる自治会の取組も併せて紹介して、よりよい自治組織の運営に努めていただくよう働きかけをしてまいりたいと思います。

坂本議員

町もそうなんですけれども、コロナになって、やはりコロナが増えれば、行事とか、そういうのはほとんどできなくなります。

育成会なんかの——これは自治会での行事ですけれども——そういうのも随分以前よりは年間の行事も減ってきておまして、単年度収支の考えでいけば扱われなかったそういう活動費っていうのが自治会の中で上乘せになってきているというふうにも私は考えております。

コロナの状況がいつまで続くのか分かりませんが、そういう部分で、やっぱり自治会の活動ができなければ、やはりそれを集めるのはちょっと控えていただいたほうがというような考えを自治会員の中には思っている方もいらっしゃると思いますので、そういう点も考えて、やはり早急に各自治会でいい方向に改善していくことも考えていただきたいと思いますし、これは、自治会を束ねる区会——4つの区があるわけですけれども——区会もそうだと思うわけですね。区会は区費という形で会館の維持、活動とかを行っているわけですけれども、区に対しても同じような考えがあるわけなんですけれども、区に対してはどうなのでしょう、今は自治会のお話を伺いましたけれど。

地域創造課長

区会に対しましても実態を共有するように、それぞれの区で先進的にやっている事例があれば、ほかの区にもそういった情報を提供して検討いただくということに取り組んでまいりたいと思います。

坂本議員

それでは3-2に行きたいと思います。

自治会費の問題を今言いましたけれども、高齢者は行事に参加できない、また子どもたちの活動費は単年度であるのではないかということで、そういう自治会の費用に対する問題の中で、高齢者の人たちは自治会を80歳になったらもうやめるかなっていう人たちも出てきております。それに、逆に、一人になられて、とても自治会費を払って自治会に加入していくのはしんどいと言って、お一人になった段階で脱会する人たちもいるわけです。

そうなりますと、町の重要な政策を載せてあります広報紙が自治会を抜けたことによって配られないという状況が出ております。自治会を抜けて配られない状況の中で、広報紙を、私も何度もこの場で町に、何とか、郵送とか——郵送でなくてもいいんですけど、何か別の手段を使って必ず広報紙を配ってほしいというふうに出てきているわけですけれども、これがなかなか実現されていない状況であります。

例えば、高森では地域の職員が自治会未加入のところに配るという努力もしています。

宮田とか箕輪ですかね、たしか宮田だったと思うんですけど、郵送されていると聞きました。

そういう中で、やはり、町の税金を納めている方たちにサービスの内容がよく分かるっていうのは、広報紙が一番分かりやすいと思います。それは特に、若い方たちはインターネットで見れば分かるというのでいいんですけども、年配の方たちに今からインター

ネットを使えというのも酷な話ですし、紙ベースが一番安心して見てわかるしという、一番見てくれる方たちが高齢者の方たちだと私は認識しています。

ぜひ、広報紙に関してはずっと言ってきたので、いつかこれを実現していただきたいと私は思うわけで、別に郵便局の郵便ルートで配らなくてもいいと思わけます。そのところをもう少し庁内でもお話をし、自治会に加入していない方に、例えばそれを配るための費用として各自治会に幾らかお金を出したとしても、そのほうが入っている入っていないということがよく分かってすぐ配っていただけるのではないかと思いますけれども、広報紙を配るということに関しての考えをお尋ねしたいと思います。

総務課長

現在、自治会未加入の方への広報紙の配布方法としましては、役場のほか町内 15 か所の配置場所から御自由にお持ちをいただいているという方法を取ってございます。そのほか、町のホームページから御覧をいただくとか、あと申込みがあった方には年間 1,000 円の御負担をいただくこととなりますけど郵送対応をしているところでございます。そういった方法を御案内しますと、大概の方が町内配置場所から取っていくという方法を選択されているという状況が今の状況となっております。

自治会の負担も今たくさんあるということで軽減を図っている中で、自治会負担によらずに広報紙を全戸に配布する方法としましては業者委託によるポスティングが考えられるものになりますが、ちょっと毎月の広報紙以外に自治会へお願いしている隣組回覧等の扱いの検討も必要になってきますし、費用面でも結構な費用がかかるというところで実施には至っていないのが現実でございます。

仮に、先ほどおっしゃいましたように郵送対応ということで、未加入世帯へ郵送対応をした場合ですけれども、大体年間 190 万円ほど費用が必要と見込まれております。

全体的な自治会負担の軽減を進めていく中で、財政面の課題や自治会負担の軽減の課題を考慮しながら関係各課と研究、検討を進めてまいりたいと思っております。

坂本議員

今の金額、190 万円ということで、郵送だとかかるというお話でしたけれども、お金に関わらず、自治会に配るのをただでっていうのではなく、190 万円かからなくても幾らか手数料を払ってでもやっていただければ、個々人っていうか、自治会はそれぞれお組合に分かれていますので、そういう点では隣の誰かってすぐ分かるわけですよ。そういうやり方もあると思うので、もうこれを持っていってもらおうということだけ考えないで——というのは、どうしてかという、車にみんな乗れなくなるわけですよ。そうしたら 1 人や高齢の方たちはそこに行くのでさえ大変というか、もちろん買物にはスーパーに行くので、スーパーに行けば必ずある状況を考えているっていうこともよく分かりますけれども、広報紙っていうのは、やはり非常に重要なものだと、町の政策を住民に知ってもらうための一番いい PR 紙だと思うわけです。

だから、金額のことはさておき、何か方法があると思うので——もう自分で自主的に持って行ってくださいっていう時代ではないと思うんですよ。だから、もう少しそこを考えて、今後、再度のお答えはいただきませんけれども、もう少し住民サイドに立った考え方の中で対応をみんなで考えていただきたいと思いますので、それを要求しまして、これで質問を終わりにしたいと思います。

議 長	[坂本議員復席] 以上をもちまして本日の日程は終了しました。 これをもって散会とします。 お疲れさまでした。
事務局長	御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼)
散 会	午後3時13分

令和4年第5回飯島町議会臨時会議事日程（第3号）

令和4年12月20日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 第 6号議案 令和4年度飯島町一般会計補正予算（第6号）

日程第 3 第 7号議案 令和4年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第 4 第 8号議案 令和4年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第 5 第 9号議案 令和4年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第 6 第10号議案 令和4年度飯島町水道事業会計補正予算（第2号）

日程第 7 第11号議案 令和4年度飯島町下水道事業会計補正予算（第2号）

日程第 8 第13号議案 与田切公園の指定管理者の指定について

日程第 9 第15号議案 飯島町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第10 第16号議案 令和4年度飯島町一般会計補正予算（第7号）

日程第11 請願・陳情等の処理について

日程第12 議員派遣について

日程第13 議会閉会中の委員会継続調査について

令和4年第5回飯島町議会定例会議事日程（追加日程第2号）

令和4年12月20日

追加日程第1 発議第10号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書

追加日程第2 発議第11号 肥料高騰対策を踏まえた支援の拡充を求める意見書

1 町長挨拶

1 閉会宣言

○出席議員（12名）

1 番	浜田 稔	2 番	久保島 巖
3 番	片桐 剛	4 番	吉川 順平
5 番	坂本 紀子	6 番	星野 晃伸
7 番	三浦寿美子	8 番	堀内 学
9 番	坂井 活広	10 番	伊藤 秀明
11 番	宮脇 寛行	12 番	折山 誠

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者																		
<p>飯島町長 下平 洋一</p>	<table border="0"> <tr> <td>副 町 長</td> <td>宮下 寛</td> </tr> <tr> <td>総 務 課 長</td> <td>大島 朋子</td> </tr> <tr> <td>住 民 税 務 課 長</td> <td>松村 和夫</td> </tr> <tr> <td>健 康 福 祉 課 長</td> <td>藤木真由美</td> </tr> <tr> <td>産 業 振 興 課 長</td> <td>堀越 康寛</td> </tr> <tr> <td>建 設 水 道 課 長</td> <td>片桐 雅之</td> </tr> <tr> <td>地 域 創 造 課 長</td> <td>久保田浩克</td> </tr> <tr> <td>会 計 管 理 者</td> <td>松澤 京子</td> </tr> <tr> <td>企 画 政 策 課 財 政 係 長</td> <td>小林 正司</td> </tr> </table>	副 町 長	宮下 寛	総 務 課 長	大島 朋子	住 民 税 務 課 長	松村 和夫	健 康 福 祉 課 長	藤木真由美	産 業 振 興 課 長	堀越 康寛	建 設 水 道 課 長	片桐 雅之	地 域 創 造 課 長	久保田浩克	会 計 管 理 者	松澤 京子	企 画 政 策 課 財 政 係 長	小林 正司
副 町 長	宮下 寛																		
総 務 課 長	大島 朋子																		
住 民 税 務 課 長	松村 和夫																		
健 康 福 祉 課 長	藤木真由美																		
産 業 振 興 課 長	堀越 康寛																		
建 設 水 道 課 長	片桐 雅之																		
地 域 創 造 課 長	久保田浩克																		
会 計 管 理 者	松澤 京子																		
企 画 政 策 課 財 政 係 長	小林 正司																		
<p>飯島町教育委員会 教育長 片桐 健</p>	<p>教 育 次 長 小林 美恵</p>																		

○本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	林 潤
議 会 事 務 局 書 記	吉澤 知子

## 本会議再開

開 議	令和4年12月20日 午前9時10分
事務局長	御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「おはようございます」) 御着席 ください。(一同着席)
議 長	おはようございます。 これから本日の会議を開きます。 今臨時会も本日をもって最終日となりました。会期中は、それぞれ本会議をはじめ各 委員会において提出された案件につきまして熱心な審査、調査に当たられ、ありがとう ございました。感謝を申し上げます。 去る12月9日の本会議におきまして令和4年度補正予算案件6件、指定管理案件1件 について本日——最終日に採決することとしております。 また、各委員会へ付託をいたしました請願・陳情案件3件につきまして、委員長より お手元に配付のとおり委員会審査報告書が提出されております。 町より条例案件1件、補正予算案件1件の計2件が追加で提出をされました。 本日はこれらの案件について審議を願うこととなっておりますので、議事運営の諸 ルールにのっとり慎重に御審議の上、適切な議決をされるようお願いを申し上げます。 本日の議事日程についてはお手元に配付のとおりです。
議 長	日程第1 諸般の報告を行います。 町側から、座光寺企画政策課長が欠席、代わって小林財政係長が出席の届出がありま した。
議 長	日程第2 第6号議案 令和4年度飯島町一般会計補正予算(第6号) 日程第3 第7号議案 令和4年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第2号) 日程第4 第8号議案 令和4年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) 日程第5 第9号議案 令和4年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第2号) 日程第6 第10号議案 令和4年度飯島町水道事業会計補正予算(第2号) 日程第7 第11号議案 令和4年度飯島町下水道事業会計補正予算(第2号) 以上、第6号議案から第11号議案までの令和4年度補正予算6議案を一括議題といた します。 それでは、本6議案について一括して質疑を行います。 質疑ありませんか。
1 番 浜田議員	それでは、一般会計補正予算5ページ目、債務負担行為、飯島町防災行政無線の操作 卓の改修業務5,900万円、それともう一つ、比較的近い問題だと思っておりますけれど

も、17 ページ、防災対策費、1861、Jアラート電文追加業務 49 万円、この2点についてお伺いしたいと思います。

内容については説明をいただきました。

ただ、残念ながら日本語による説明だけでありまして、実際の装置の内容が分かるようなブロックダイアグラムですとか、そういった判断に必要な情報が今日まで提供されていないというのが、まず残念なところであります。

それで、日本語で提出されました機能の多くはソフトウェアに関わるものでありまして、チャイムが鳴るとか、あるいは切替えができるとか、言葉の種類を変えられるとか、そういうものが多かったという認識であります。このソフトウェアの割合が、たしか説明では6割ぐらいというふうにお伺いしました。

それから、制御しているのはウィンドウズパソコンというお話もお伺いしました。

こういった構成を考えると、この5,900万円、税抜きで5,000万円というお話も伺いましたけれども、少なくとも我々の認識からするとあまりにも巨額だというふうに考えます。

それで、そういう知識をお持ちの方と意見交換したんですけれども、普通にやれば1,000万円ぐらいではないかという認識ですね。

それがそうでなくなってしまう理由がよく分かりませんが、恐らくずっと随意契約かなんかで設備を入れてきて、それとの接続を楽にしようと思うと、当然何かのメーカーを選ばざるを得なくなるのではないかと、こんなことを考えたわけです。

ちなみに、こういう業界を幾つか調べてみました。中堅企業のTOAですとか、それから有名なパナソニックですとか、そこにはカタログがあつていろんな資料が出ているんですけれども、明らかに過剰品質です。

例えばパソコンがあるのに、それとは別にタッチ式のパネルがあると、それでタッチできるから分かりやすいだろうということなんですけれども、単純に考えればパソコンのディスプレイを並べておいたほうが普通の皆さんはよっぽど分かりやすいわけですね、パソコンに慣れた人ならば。それをわざわざ特注のタッチパネルでやるだけの意味があるんだろうとか。

それから、音声合成でいろいろ聞き分けができるというふうにお話しでしたが、ちょっとさっきうっかり鳴らしてしまいましたけど、議員が持っている古いタブレット、これのおまけの機能で、女性、男性、スピードを変えられるみたいなものはただでついているわけです。ですから、音声の制御っていうのはもう50年前からある技術で、今さら珍しくも何にもなくて、そのためのソフトが要るとは思えない。

それやこれやで、幾らなんでもこの金額は過剰ではないかというふうに思っております。

それで、もう一つ、来期の予算を今から計上していく理由については半導体が不足しているからという話なんですけれども、これも私は問題だと思って、そもそも不足するような特殊な半導体を使うような機器装置が本当に危機のときに役に立つのかという問題もあります。

それから、さっきの音声の入替えについても、たった数行と思われるアラートの文章を入れるのに49万円と、これも大変異常な価格じゃないかと思います。

それやこれやで、私としてはこれは過剰な見積りだというふうに思っています、より詳細な精査を求めると同時に、これは競争入札で行うべきだというふうに考えますけれども、町側の見解をお伺いしたいと思います。

副町長 確かに、もう20年くらい前から機械を入れておまして、それに合わせるような操作卓の入替えと——ただし、操作卓も15年ぐらいたっていますので、我々の考えとすると安全に入れ替えるには同じメーカーでやったほうがいいというふうに考えております。

それで、そういうような見積りを業者からいただいたとっておりますけれども、我々も専門家ではございませんので、そのところはこれから——今の5,900万円は、契約のため、それで老朽化のために早く入れ替えたほうがいいという判断をして、そういうふうにお出しをしておるわけでございます、あとは、皆さんのおっしゃったようなことがあるとすれば、設計なり、そういうものをちょっと見させていただいて、5,900万円通ったとしてもそれなりのことをやっていくということで、昨日の質問でございましたので、メーカーのほうにできるだけ詳細なものを出してほしいという話はしてございますので、そういう方法で皆さんのほうにも開示をしながらやっていきたいなあというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長 関連した質問ございますか。

9番

坂井議員

関連して5ページの債務負担行為についてお聞きします。

これまでの町側からの説明で資料等や口頭での説明を受けたんですけども、音声入力機能や聞き逃し機能の追加についてということに対して、そういった需要があるのかどうかという、そういったそれを裏づける事実についてというのは本当にあるのでしょうかというのが1つ。

もう一つは、これは確認なんですけど、この5,900万円っていうのは既存業者からの聞き取りを基に算定された数字であるのかということ。

あと3点目、既存業者がつくった独自のシステムのため既存業者がつくった独自のシステムを入れなければならないのでこの金額になったという理解でよろしいのか。

以上、お答えください。

総務課長

音声の聞き直し等のものになりますけれども、こちらは、今直接こういったものが欲しいとかっていうお声は聞いておりませんが、町内40か所か41か所か、ちょっとすみません、忘れましたが、音声、どうしても風向きとか、そういったことで聞き取りにくいところも出てきてしまうところから、聞き直しの機能はあるといいのかなあというところで、今回加えるものになっています。

近隣の市町村でもやっているというところがあるので、そういったところのお話もお聞きしながら、今回は加えたところでございます。

それから金額になりますけれども、この業者さんのほうに参考見積りを取らせていただいております。



それで、一応、安全に確実に作動ができるということで同じ種類のものを入れることがよろしいかというふうに考えているところでございます。

議長 ほかに関連した質問はありますか。——よろしいですか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 そのほか質問ありますか。

10番

伊藤議員 29 ページのところに 3742、3743 として道の駅の田切と七久保の管理修繕費があるんですが、本郷の道の駅の修繕とか管理というのがなくて、本郷の道の駅のトイレは、3 つとももう——男子トイレですけど、上の天場のところはもう全部ひびが入ってクラックになっていて、あまりにも見苦しい状態です。

それで、道の駅自体が、もう何十年ですか、もう 40 年ぐらいたっているんですかね、古いので、この道の駅自体をもう新しくするとかリニューアルするとか、そういう考えはあるのか。

それで、早急にトイレのぜひ修理の希望と、あれは洋式トイレがないので補正予算に次回組み込みを希望します。

それで、本郷の道の駅が抜けている理由が何かあるんでしょうか。

議長 それじゃあ、なぜ今回はそういった状況を把握しながら載せていないのかという質問だということ。

建設水道課長 まず、本郷の道の駅ですけれども、トイレについては長野県の施設となっております。長野県が本体の構造的なところは修繕なりをするという取決めになっております。その都度、町のほうで簡易的な修理のほうは行っているところですが、本体的なものについては長野県が行っている状況でございます。

そういったことで、今回についてはそういったところについて計上はないんですけれども、県に現場等を見ていただきながら協議をしていきたいと考えております。

議長 リニューアルの考え方については今回の補正とまた違いますので、また別の場所でお願います。

そのほか質問ありましたら挙手願います。

1番

浜田議員 一般会計予算書の 14 ページ、1152 役場庁舎管理費の中で空調設備の更新事業が計上されています。これは何と寒冷地仕様ではなかったという驚くべき問題を今回直そうかという説明を受けていまして、それはそれで結構だし、職員の皆さんは大変我慢強かったのかなあと思うんですけれども。

一方で、私はダクトの中がきれいかどうかは調査されないということだったように聞いています。

それで、ちょっと心配していますのは、インフルエンザが主である頃は——インフルエンザウイルスっていうのは空中をそんなに長時間漂わないと言われていたんですけれども、コロナウイルスはいわゆる空気感染で長時間空中を漂うって言われているんですね。もし万が一、空調がリターンを持っていて庁舎内全体を駆け巡るような構造になっ

ていた場合には全体に空気感染を及ぼすリスクがあるのではないかっていうふうに心配します。

似たような話で、在郷軍人病っていうのが昔アメリカで1世紀ぐらい前にありました。在郷軍人会がホテルかなんかで宴会をやったら周りの人まで病気にかかって30人ぐらい亡くなっちゃったと。それで、在郷軍人会っていうのは英語で言うとレジオネラなんですね、それがレジオネラ菌の語源らしいんですけども。

似たようなことが起こってはいけないということで、この点検に併せて、最低限、吹き出し口からの例えばサンプリングによる菌やなにかの検出とか、そういうことをやるべきではないかと思えますけれども、お考えをお聞きしたいと思えます。

総務課長 御意見いただきました。

今、来年の予算に向けて考えているところなので、また参考にさせていただきたいと思えます。

議長 7番 ほかに質疑ございませんか。

三浦議員

25ページの2821の新型コロナウイルス感染症傷病見舞金について28万円が盛られているわけですが、周知の仕方についてお伺いしたところ、現在はホームページで周知をしているということだったんですけども、個人事業主さんはいろんな方がおいでになるわけで、ホームページで情報を得るだけ、いつもそういうふうになっている方ばかりではないので、やっぱりこの制度があることもきちっと知らせたりする方法を考えたほうがいいのではないかなというふうにお聞きして思いました。

それで、例えばCEKの文字放送もですけども、音声でのお知らせとか、あとは、やっぱり未来飛行、広報紙、分かりやすいところに分かりやすく記事を書くというようなこととか、やっぱり自分がそうした対象になっているって自覚されていなければ申請もありませんから、やはりこれだけコロナが発症していますと、そういう方がいるんじゃないかっていうことも思われますので、ぜひ広報の仕方を検討していただいて、一刻も早くしていただきたいなと思うんですけども、その辺をお聞きしたいと思えます。

健康福祉課長 御意見のほうをいただきまして、ありがとうございます。

周知がまだまだ足りないというような御意見を踏まえまして、音声告知など、周知をしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長 6番 そのほか質疑ございますか。

星野議員

16ページの1178のワーケーション事業についてなんですけれど、旅費が載ってございますが、これは要するに営業に回っているってことなんですか、お聞きします。

地域創造課長 飯島流ワーケーションの企業訪問、これに対して旅費が不足しますので増額をお願いするものでございます。

〔星野議員「関連」と呼び挙手〕

6 番

星野議員

確かに企業回りは大事だと思うんですが、昨日、区会の皆さんと懇談がありました。その際に、まだ飯島町の町民の方が使っていないということが分かりまして、その中で、使った人はあんない場所があるんだからどんどん使ってもらおうよという話があったんですけど、少しワーケーションの事業とは離れますが、あんない施設なので多くの皆さんに使ってもらおうっていう方向性をもう少し考えたほうがいいんじゃないかと思えます。

商工会の婦人部の皆さんも見学に行って、こんなところがあるんならわざわざほかに行ってホテルを取らなくてもいいよというような意見もございますので、ぜひもう一度、足元の町民の皆さんに周知をしてもらって、使用してもらってそこからワーケーションにつなげるというような——親戚縁者もあると思うので、そういうような方法も考えたらいかがかと思いますが、いかがでしょう。

地域創造課長

議員のおっしゃるとおりだというふうに私も認識しております。

オープン前に町民の皆さんを対象にお試しで使っていただいた経過がございます。

今月の広報に半額券もくっつけた中で、こういった施設がありますよということをPRさせていただきました。

まだまだ足りない部分はあろうかと思いますが、町民の皆様にも知っていただき使っていただいて、そういう施設にしてみたいと思っておりますので、よろしく願います。

議 長

ほかに……。

1 番

浜田議員

関連でなんですけれども、お伺いしたところ、旅費を使われたのは主に職員の方、それからマネジャーの方が何回か使われたんですか。

本来この事業はワーケーション推進協議会が担うものではないかと思うんですけれども、それを町の職員が主に担っているというやり方はおかしいのではないかと思います。

一体、ワーケーション推進協議会は、具体的にどのくらいの会合をやって、あるいは客獲得のためにどういう努力をしているのかをお尋ねいたします。

地域創造課長

ワーケーション推進協議会に町も入っております、メンバーに。そういった中で、役場の職員も推進協議会の一員として活動しているということですので、旅費出張でそういったPRをしてくる、企業の契約を取ってくる、これは仕事として当然のことだと思っております。

それで、会議でどのようなことをやったかっていうことは、ちょっと詳細な資料が今は手元にはございませんが、協議会を昨日も開催しまして、いろいろな勉強会、それから料理の試食会、そういったことを今年度は中心にやってきておりますので、よろしく願います。

議 長

関連質疑ございますか。

8 番

堀内議員

今回は出張で関東や名古屋圏に行っているという話を伺いました。それで、企業回り

と福利厚生施設があると思うんですけども、そのどっちが効果的かという話を聞きまして、名古屋は企業ごと、東京は福利厚生施設のほうがいいんじゃないかという話も伺って、大分方向性を定めながらやっているんだなというふうにお聞きをいたしました。

しかし、企業回りをする場合であっても、飯島でワーケーションをやったから農業ヒーリングについてのどのような効果が出たかっていうのはまだしっかりとしたデータは取れていないというところで、なかなか企業にもアピールしにくいんじゃないかというところを伺っております。

その中で、やっぱり飯島の独自性を持たせたいというところであれば、企業さんをお願いして、お金を払ってでもいいかもしれないんですけども、1回たくさんの人に来てもらって、しっかりストレスが緩和されたよというデータをしっかり取った上で回ったほうが、より企業さんや福利厚生施設の方が納得すると思うんですけども、そのあたりの施策についてはどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

地域創造課長

現状で申し上げますと、ヒーリングに対する明確なかつちりとしたデータはまだ収集できていないという状況は議員のおっしゃるとおりでございます。

ただ、何もしていないわけではなくて、今いろいろな企業と話をしながらデータ収集に向けての取組をしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長  
2番

関連ございますか。

久保島議員

これを聞いていますと、営業に行っている職員さんも、どうも飯島流ワーケーションっていうくくりについて、ネーミングについて説明を一生懸命しているんだと思うんですね。

ワーケーションは、もう既に、ワーキングとバケーションの造語であって、国民の中にほとんど認識されているという状況であるんだと思うんですね。そうすると、「飯島流」をつけてみたところでワーケーションはワーケーションなんで、働きながらバケーションを楽しむというようなくくりで見ている国民、ビジネスマンがほとんどだろうと思うんですね。

ところが、我が施設はそういったものとは少し違うということで「飯島流」をつけてあるわけなんですけれども、ここにはちょっと無理がある。

もっと端的に、今、ヒーリングの話がありました。それから農業体験とかありました。そこでは仕事はしないでゆっくりくつろいで心と体を癒やしてくださいねっていう施設だというふうにもっとアピールをしたほうがよろしいんじゃないかと私は思っているんですね。

それで、あそこを見ると、どうもあそこへ行って働きなさいっていうのは酷だ。

昨日も区会の皆さんの中に、あそこへ行って何もしないで焼き肉、バーベキューをやって1日過ごしたと、非常にリフレッシュできたよと、よかったよってくださるんですね。だから、そういったものだろうと、そこをPRしてほしい。

であるならば、飯島流ワーケーションの名前はいいんですけど、その下にもう少し分かりやすいキャッチフレーズなりフレーズをつけて、ここへ来たら働かないでもっと

ゆっくりしてちょうだいねっていうようなものに変えていく、バージョンアップしていくっていう提案をしたい、私は。

私のちょっと頭の中で考えたんですが、NO作業——「NO」と「農」をかけているというふうに「NO作業で心も体もリフレッシュリズム」とかっていうふうな、それはちょっとこじつけっぽいんですけど、そんなことも入れて、あそこでは、いわゆる今までやってきている仕事を続けるんじゃないくて、一旦ここでリフレッシュしませんかっていうような、そういったところですよっていうことをもっと強くアピールしたほうがよろしいんじゃないかというふうにふと思っているんですが、この辺の考え方について町長のお考えをお伺いします。

町長

先日も政府が、東京一極集中から地方の時代だと、地方の転入人口と転出人口のバランスを取りたいと、こういうことですね。そのために、テレワーク事業を中心にして、関連のテレワーク事業を関連して関係人口を構築する自治体、これを増やしていきたいと、二千何百自治体を目標にしていると言っていましたよね。

大きくとらえると、そういった都市と農村の関係人口を構築するための切り口なんです、これは。

今回のワーケーションは農業農業って言っていますけど、一番最初に申し上げました。新しい観光の接点でもあるし、新しい農業の価値を開発することでもあるし、そういうことで、地域の資源、人の資源、農地の資源、そして山、川、湖、こういった資源を使った中で、都会の関係、都会の企業、あるいは都会の人と関係を持つ、その拠点をつくると、こういうことですので、何ら、今、久保島さんのおっしゃった部分において、大きく捉えて間違っているものではないというふうに思っています。

農業を売る場合には農業を売るし、それで、休みたい、癒やしを売りたいときには癒やし、スローライフ、そういったものを売りたいときにはスローライフを売っていくと。

ビジネスは、その時々に応じて相手が何を望んでいるか、それに私たちの施設がどういうふうに応えるか、これがビジネスですから、そういった臨機応変の柔軟な考え方があってしかるべきというふうに思っております。1つに固執しているわけではございません。

2番

久保島議員

町長がおっしゃるとおりだと思います。

それで、営業してくるのに、どうしてもワーケーションっていうことをうたってくるやっぱ無理があるので、それは町長のノウハウを生かしてもらって臨機応変に、この場ではこういう対応が必要なのでっていうことが分かったら、もう少し営業力をアップしてもらって、バージョンアップしてもらって、営業マン、できれば町長が行って営業してくるのが一番アピールが強いかなと思うんですね。

職員の2人に任せるんじゃないくて、もう少し推進協議会のメンバーも行くとか、それから町長も行くとか副町長も行くとかっていうことをぜひとも営業活動にしてもらいたいなあと思っているんですが、そこら辺のお考えはいかがでしょうか。

町長

この事業につきましては、企業に今そういった提案を申し上げましても、今はコロナ

の真っ最中でありまして、企業がそれに積極的に取り組んでくる、そういう状況ではないということをおまづ御理解いただきたいです。

コロナの以前だったら、そういったことも面白いねと、我々の企業にもそういった疲れた方がおるからお任せしたいなと、こういう条件はありました。

しかし、ここ3年間、びたっとその部分のニーズがなくなりました。したがって、営業に一生懸命歩いているんですけども、すぐそれにつかかるといふ企業はないと、これは、私は十分、皆様方にも御理解いただけるもんだと思います。

そして、もう一つは、我々のワーケーションというの、リニア時代、新しいリニア時代を狙っております。飯島から1時間で品川に到着する、大阪へも1時間半で着くと、この距離感が大事なんです。

今の時点で、長野県でこういうワーケーションとか企業が訪れる場所、農業の企業の農地を持つ場所としては、やはり軽井沢、上田、佐久、北信、あそこは新幹線で1時間半で着くからです。この情報は、飯島町で派遣した東京事務所の人間がそういう情報を送ってきました。今、企業を歩いても、やはり1時間半が限度だと。

こういう地理的な条件を考えたときに、今の3時間半～4時間かかるこの場所というのは、今の時点では一応不利な場所です。

しかし、これは農水省の資金の支援も得て、よし、いいタイミングだということでの施設を造らせていただきました。

しかし、今それがどんどん利用されるというよりも、これから数年後にリニア中央新幹線が開通したときに、この伊那谷のポジションというのは東京ー大阪の中心になって1時間足らずで行ける、このポジションになってようやく浮き上がってくるんです。今からそのノウハウ、おいでになったときのサービス、そういったものをしっかりと準備する、こういう段階にあるというふうに思っています。

したがって、前々から言っていますように、時間をかけてしっかりと土台をつくっていきたくて、このように考えておるといふところでございます。

[浜田議員挙手]

議長

関連ですか。(浜田議員「はい」) 4回目になりますが許可します。

1番

浜田議員

いいんですか。

議長

ええ、許可しますので、どうぞ。

1番

浜田議員

今、コロナがあるから客が来ないという御説明だったんですけども、実は、このトレーラーハウスを導入するときには逆の説明を私どもは伺いました。

つまり、古民家やなにかを使うという案もあるけれども、あちこちに散在すると町民の方が非常に危険を感じると。そうではなくて、あそこ1か所にまとめることで、しかも、企業の方をお招きするので、体調管理等が組織的にできているから、だからいいんだと。つまり、コロナが前提であって、コロナの中でワーケーションができるので、あそここの場所にトレーラーハウスを設けるんだと。これは、多分、全協で、議事録じゃな

いけれども、録音かなんかが残っているはずですよ。そのときの考え方をどこかでお変えになったんでしょうか。

随分、時々によって——しかも、リニアを見据えてという言葉はそのときにはなかったんですよ。まさにコロナが発生している中でという説明だったわけです。時々で予算を取るときと現実に行ってみたらうまくいかなかったときとの間で説明を変えているように私には聞こえるんですけども、きちんとした御説明を求めます。

町長 最初から、きちんとした答弁は数年前からしております。

全体的には、ワーケーションというのは、その名のとおり、コロナのためにワーケーションをするということではないんです。ワーケーションのそもそもの始まりは、仕事とバケーションを両立させようということでございますから、コロナ対策のためにワーケーションが始まったということではございません。

私たちがスタートしたときに、ちょうどコロナも始まったんです。ああ、でも、コロナというのは——どういうふうにもその当時は受け取ったかって、もっと軽く受け取って、いや、コロナであっても隔離しておれば拡散しないなど、こういうのが状況で、実際問題、コロナというものにどういう対応をしていくかっていうことは分からなかった。

その中で、いやあ、都会から来ると、地域の方々はコロナの心配があるから危ないよねと、そういう心配があるとしたら、あそこに隔離したような感じでお泊りいただければ拡散がないですよと、もしコロナがあったとしてもあそこで拡散する心配はないですよと、こういう説明をさせていただいたんです。

したがって、そういった需要もあるかなと思いましたが、だんだんに深刻になってきて、いや、そういったまとまった行動は、やめていこうと、こういう流れになってきた。

物事というのは、だんだん時代時代によって環境が変わってくるんです。その都度、その都度、変えていくのは当たり前のことだと思っています。

以上。

議長 関連した質問ありますか。

5番

坂本議員 ではお尋ねします。

関連したことですけれども、町長が立候補したときのマニフェストとして飯島町を観光で売るといふ形の中で、様々なアウトドア、また春日平のi iネイチャーができたわけですけれども、それはあくまでもマニフェストでありますけれども、これは税金を使った、投入した事業となっております。

なので、その長い道のりの先には、飯島町で定住してくれる方、例えば関係人口としてまた飯島に訪れてくれる方たちを多くし、町民利益、つまり飯島で何かを買うとか食べるとか、そういうことになっていくという想定ではあると思いますけれども、今の話でいきますと、結構長い道のりがかかるというために1億円余りのお金を投入した事業となっております。

それに対して、これが妥当かどうか、本当にこの事業にたくさんのお金をかけてこれ

町 長

が成功するという形の中で町長は考えていらっしゃるのでしょうか。

先ほども申しましたように、新しい観光の資源開発ということがございます。そして、新しい農業の価値観、土に触ることだけでも観光の価値があるんですよと、こういう意味合い、新しい農業の価値を再興していく、それと、もう一つは移住・定住の新しいアプローチにも関係してくる、そういうことを私はしゃべっておると思います。

移住・定住に関わることは、今、飯島町について、ああ、あそこは自然があつていいねと来たときに、こんなはずじゃなかった、人との関係が、ああこんなに、どっちかっていうと重荷になるような、そういった場所だとは思わなかったということで離れられる方もおられます。

したがって、こういう施設でいろいろ体験し、地域の方々、農業の方々といろいろ触れ合う中で地域を知っていただく、そういった中で移住をしていただくことのほうが、しっかりとこの地域を理解して移住できるだろうと、そういった場所にも使えらると、こういうふうに思っているわけです。

時間がかかることがどうのこうのって言っていますけども、やっぱりステップステップで時間をかけていかなければ物はできない。

私のマニフェスト部分で観光がありました。その頃は飯島町に観光と言える場所はなかったじゃないですか。千人塚しかり。千人塚にあのトイレ、センターハウスを私が造ろうと言ったときに、皆さんは議会で反対されたんですよ。それを造って、お客さんがまず来るようになったんです。キャンプ場もできたんです。そして櫻山もできました。そういったことで、時間がかかっているんですよ、8年。そういう環境づくりが大事なんです。

あつという間に人がぱつと人が取れるような観光地だったら、さつと水が引くように消えていくでしょう。

しかし、飯島流ワーケーションっていうのは、ただ観光に出かけていく、駒ヶ岳へ登るとか諏訪湖へ行くとか、そういうものではなくて、土着の資源を使う観光資源を掘り起こそうと、こういうことを言っているわけです。

だから、皆さんは知らないんですよ、飯島町のよさを。しかし、入ってみたら、なるほどいいねと、やっぱりそのとき主役になるのは人間との関係、人のお付き合い、これがよかったね、もう一度行きたいねと、こういう場所をつくらなきゃいけない。これが新しい観光地。

観光というのは、その地域の「光」を「観る」って書くんですよ。地域の「光」を「観る」、地域の光を発見する、本来のこれが観光の姿、それを飯島流ワーケーションと私は呼んでおります。

議 長  
2 番

関連して……。

久保島議員

先ほど町長はトレーラーハウス、飯島流ワーケーションをつくる時のコンセプトっていうお話で浜田さんの質問に答えていらっしゃいました。

考えて、思い出してみてください。あのお金は新型コロナ感染症対策臨時交付金の一



部を使ったものであると。そこで町長はおっしゃいました。新しい生活へのチャレンジについてはこの交付金を使えるので、ぜひワーケーションを提案するんだってという話をいたしました。聞いております。

となると、コロナ対策とは全然関係ないということではないはずなんで、しっかりそのところをもう一度御説明いただきたい。

町長 今さら何をおっしゃるんですかっていう感じですけどね、あの交付金はコロナ関連の地方創生交付金なんですよ。

それで、そのときのコロナ対策ですから、いわゆるそういうワーケーション、テレワーク、そういったところに入ってテレワークをするっていうことも政府は勧めていたんです。

その一環で、私たちがワーケーションを立てたときに、農水省も総務省も、ワーケーションという事業はコロナの創生交付金の中の名目に入っているんです。この企画政策の中でも、これは事業に使えるかと言ったときに、使えますと、農水省にも私は行きまして、ああいいじゃないですかと、コロナの時代にぴったりですねと、こういう感じで受け入れてくれた。国は、そういった予算を勝手に内々に全然使う用途も目的も違ったところへ使うことは許しませんよ。

ですから、私たちのコロナに関する事業で、地方が疲弊しているから、そのための地方創生資金として、そのキャパがある、その中での事業です。農水省が8,000万円使うのを認めてくれました。飯島町は800万円出ただけなんです。このチャンスに使わずにどうするんですか。どういうふうに台所をやりくりするんですか。考えてみてください。

〔浜田議員挙手〕

議長 関連ですか。(浜田議員「はい」)じゃあ、5回目ですが許可します。

1番

浜田議員

すみません。議会の本会議で、記録されていることの中で、町民の皆さんが誤解されることがあってはならないという意味で、申し訳ないですけど5回目の質問をさせていただきますと思います。

それは、今の議論の中で町長がおっしゃった千人塚のセンターハウス、これは議会の反対があったんだけど町長が推進されたんだと、これの事実を知っていただきたいと思うんです。

そうではなかったんです。あの頃、町が提案したのはグランピングだったんですね。グランピング施設をあそこに造るという説明があって、全議員がそれに対して違和感を覚えて、それで、各観光施設、松川ですとか、あるいは伊那市の小黒川ですとか、いろんなところを見に行って、ここでグランピングをやるというのは非常に現実離れした話だということで、議会の全員で反対したと、議会が反対したのはセンターハウスではありません、グランピング施設です。その結果、現在のセンターハウスになったんです。

ですから、センターハウスを造ったのは議会の意向だということを申し上げておきたいと思います。

これについて誤りが伝わることは非常に私としては納得できませんので、事実に基づいた答弁をお願いいたします。

町長 ああのセンターハウスは、今、あれは何千万円かかったかなあ、1億円もかかっていなかったですかあ……。約1億円、1億円ですよ。

それで、あの事業は、全体としては1億円の事業なんですけれども、反対されたのはグランピングの部分だけなんです。200万円のグランピングの施設を1棟買うと、その部分が入っていて全体の計画が流れになったんです、全体の進み方は。

だったら、グランピングだけ排除、これ以外はやっていこうと、こういう結論が出てもいいじゃないですか。

グランピングのあの200万円、1億円のうちの中の200万円の施設があるだけに全体の計画が流れたと、こういう経過だと私は認識しています。

議長 関連してありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ほかに質疑ございますか。

〔浜田議員挙手〕

議長 6回目になります……。〔浜田議員「重要なことなんで」〕それじゃあ、重要な内容だということで6回目を許可します。

1番  
浜田議員 すみません。

一般会計の29ページ、3404農地整備事業、農業用排水路改修工事の関係ですね。委託料と工事請負費、全体で4,000万円。それと、実は私の中では関係するんですけども、下水道事業会計の5ページ、動力費、これが約500万円補正になっています。

全然別の話を1つの話として質問するんですけども、どういうことかといいますと、1つは、農業用排水路の修復というのは、町側の説明では、朝待、ちょうどアグリネチャーのところから土砂やなんかを与田切川に戻すと、そこがコルゲート管で造られていて、それが傷んできているので、これを改修したいと、そういう話だったというふうに理解しています。

ただ、私は、コルゲート管は、実は同じようなところで千人塚から北村に落ちるさが坂というところがありまして、ここもコルゲート管が傷んでいてかなり漏水があったということで、至るところでそういう問題が起こるんじゃないかということを懸念しているわけです。

それで、むしろここは、例えばコルゲート管を余水ばけに使って、その上に——ビニール管でかなり頑丈なビニール管があるんですけども、これを上に敷設して、それで発電用の水圧管にすると。つまり、ただ水を捨てるのではなくて、水圧管にしてその下で発電をやると、それで、全体としては——水圧管は丈夫ですから、恒久的な施設に変えると、同時に収益も得られると、こういうことを検討してはいかがかなあというふうに思う次第であります。

それで、保安林の問題ですとか、それから発電機を与田切の管理区域内に造れるかど

うかとか、技術的な問題はあるかもしれません。あとは発電の電柱が来ているか、そこまで私は調べていませんけれども、少なくとも落差と水量から見ればかなり有効ではないかというふうにこの件については思ったわけです。

実は、この提案は、もう実は亡くなられてしまったんですけれども自然エネルギー推進協議会の役員をやっておられました桃沢國光さんかな、あの方がかなりそれを提案されていたんですよ。それで、私もちょっと伏せておられるときにお邪魔して玄関先でお話をして、こういう単なる後ろ向きの修理ではなくて、前向きに、それをカーボンゼロとか地域の発電をする事業にプラスにやるような考え方だというふうに理解して、これを桃沢方式と名づけたいなあということをやったら、勝手にしろというのがお言葉でして、実はその1週間後ぐらいに亡くなられたんですけれども、勝手にしろというのは、実はある意味で非常に肯定的なお話だったというふうに私は思っております。

ですので、私はこの遺志をできれば実現したいということも含めて、朝待地点の水路改修について検討を加えてはどうかというふうに思ったわけです。

もう一つ、関連の話で申し上げたのが下水道事業の動力費ですね。

これも検討してみたところ、例えば鳥居原から天竜川に落ちるかなり急峻な水路があります。これは農業用水の末流にもなっていて、下にも田んぼはあるんですけれども、農集排の排水と合わせるとかなりの水量で落差もあるということで、ざっくり計算して多分40キロワットぐらい——40キロワットっていうのは太陽光にするとその5倍ですから200キロワットアワーぐらいの、ざっくり計算したら今回の動力費の半分ぐらいは——水量にもよりますけれども——低めに見積もってもやれるんじゃないかというふうに考えていまして、いろいろ経済的に厳しい折に、町内に恵まれている落差と水を使って、単なる後ろ向きの修理じゃなくて、前向きにそれを転換する、あるいは電気料のアップの負担を自分たちのところから落としていける水でもって回収する。

もし町側にそれだけの予算がなければ、町内には公設民営の組織もありますし、そのくらいのことをやれる実力はあると思っていますので、そういうところと組み合わせてこういう補修なり電気代の改修をやってはどうかというふうに思うんですけれども、町側のお考えをお尋ねしたいと思います。

副町長

場所は何か所か水力発電できる場所はあるのかなあというふうに思います。

下水道の関係と水路改修と併せてお話をいただきましたけど、朝待の場合は、区から改修してほしいというのが、ずっと要望が出ておられて、それで、余水ばけ、これは、大雨が出たときですとか、そういうのについては、やはりあそこで落としてやるのが下流側については負担がなくなるだろうというようなこともございまして、区のほうから要望いただいておりますので、この際、ちょっと物すごく漏水はしてはいたので、直したほうがいいという判断をいたしました。

水力発電は、今、浜田さんの御提案のとおり、やればできるっていうところもあるのかというふうに思いますし、先ほど言われた北村のところも検討された経過はあるっていうふうに私も承知はしておりますけれども、今回につきましては、そのところ、ちょっと区の要望にも応えなきゃならないということもありまして、あまりにもちょっと

漏水がひどかったもんですから、できるだけ早くやったほうがいいという判断をいたしました。

ほかのところでも水力発電があれば、それはそこで検討していただいて、許可の範囲でいろいろ支障になるものがあるのかもしれませんが、そういう方向づけで、今回はこれをやらせていただきたいなあと考えております。

そうしないと、区のほうも大変心配して、管理がうまくできないということになってまいりますので、そこを勘案して町ではこういうふうに変更したほうがいいという判断をさせていただいておりますので、そんなふうに御理解願いたいというふうに考えております。

議長 ほかにも質疑ございますか。

4番

吉川議員

農林水産費の多面的機能支払い、農地・水ですね。私はこの管理協会の責任者ですので、ちょっと一言申し上げて質問したいと思っておりますけど、国から金が来ないと——農地・水・環境保全、これは非常に重要なんですね。飯島町の自然を守る、あるいは用水路を守るということで大事であります、御承知のとおり。

1,300万円減。それで、国から足りないから500万円を一般財源から緊急性のものをだんだんにやっていくと。これは、だんだん毎年緊急性のもので、どんどん一般財源が減っていくということでもありますけれども、それはいいんですけれども。

町長も上伊那の産業部会委員長だかをやっているという話がありまして、これは国に言っているという形であります。

私が疑問なのは、国が、農林水産関係、こういうものを減らしながらどこへ持っていくかっていうのが分かりませんし、これは聞いてみなきゃ分かりませんが、これからの手法として——要請をしていると町長はしておりますけれども、上伊那全体でということでもありますけれども、具体的に、やはり重要事項でありますから、国会議員を通じるなり、いろいろあるかと思っておりますけれども、ぜひとも農地、水、環境を守るために、飯島町の基幹産業の農業、用水路を含めた中で、ぜひとも強い要望をしておきたいと思っておりますが、ちょっと見解をお願いします。

町長

農業に関わる国の対応っていうのは、このところ、ちょっとその程度の理解でいいのかという部分が多々見られます。

1つは、休耕田、令和4年から令和8年までの間に1滴も水を差さなかった圃場には補助金を出さないとか、今言ったように耕地の整備についても予算が削られているということ。

片や、国では食料自給率を上げようと、こういうことまで言っておるのに、地方ではそういう農業が基盤産業になっているということでも、もう当然知っておるわけですよ、上伊那でも一番米の産出量が多いですし——米だけに限らない部分は、これからは我々が検討しなきゃいけないですよ。いろいろの農作物を検討しなきゃいけないんですけれども、それにしても田畑というのは基本的なものです。これを整備するということは、当然、今、時間が20年以上、整備した後、時間がかかっているわけで、老朽化して

いるわけですね。これを直すのは当然だというふうに思っております。

今、吉川議員から熱い思いがありましたけど、私もそれに負けずに強い気持ちがございます。上伊那ではなくて、県の町村会の中の私は経済部会に入っております、経済委員会。そこで、県の部長さん方、産業関係の部長さんたちがそろっている中で声を大にして言わせていただきました。これはちゃんと議事録に残って、要望書として国へ行きますので、当然行くと思えますけれども、もっともつとほかの角度からも、JAの関係、それぞれの皆様方の所属している団体等を通じて国へみんなで言っていかなきゃいけないことなんじゃないかなというふうに思っております。

私も先頭に立ってそこら辺の申入れをする決意を今はしておるところでございますので、どうぞお使いください。

議長  
8番  
堀内議員

ほかに質疑ございますか。

2点ほどお聞かせをいただければと思います。

まず19ページの1311戸籍住民基本台帳費のマイナンバー交付事務関連というところがあります。あとは広報が進んでおります。

それで、この前お話を聞いたときに庁舎内のマイナンバー取得率100%を目指すというところをお話いただきました。その後の進捗というものをお聞かせいただきたいところと、マイナンバーカード推進広報ということで企業への広報をしていくと思うんですけれども、そこで商工会との連携を含めて商工会の会員のほうに流してもらおうという手もあるのかなと思うんですけれども、その部分についてもお聞かせください。

もう一個なんですけれども、23ページにあります2641認可保育園運営費ということで飯島保育園の駐車場が拡張されるというところがございます。

これについて図面を確認しましたが、かなり段差があったり階段があるというところがございます。利便性を含めて保育園の運営者または保護者の方としっかり話し合いができていのかどうかについてお聞かせください。

住民税務課長

マイナンバーの庁舎内の交付率ですが、ちょっと手元に正確な数字はございませんが、先日確認した内容では約90%を超えております。

また、商工会のほうと連携してというお話を頂戴しましたので、それにつきましては前向きに検討してまいりたいと思います。

教育次長

保育園の駐車場の関係であります。

こちらのほうは、地権者等とも相談し、また現状について協議をいたしております。

保育園の園長、職員等とも相談をいたしながら、あのような現状で工事を進めていくように考えております。

保護者会のほうについては、こちらでは今のところ行っていない状況です。

議長  
3番

ほかに……。

片桐委員

関連ですけれども、保育園の駐車場の件ですけれども、以前、現在の駐車場は行き止

まりになっているという中で、先生方は駐車が進んでいくと車が出しづらいというような話があったのかなあと私は記憶をしておりますが、その辺も加味した中で今回の工事になっているのかお聞かせください。

教育次長 現状の駐車場についてはそのままでございますので、職員については行き止まりのところへ駐車をしていただき、また通常どおりこちらの道のほうへ出ていただくということになっておりまして、保育園の保護者に対して足りない部分につきまして駐車場台数を増やしているという工事になります。

よろしく願いいたします。

議長 ほか質疑ございませんか。

[久保島議員挙手]

議長 4回目ですが、重要案件だということで許可します。

2番

久保島議員 恐れ入ります。よろしく願いいたします。

下水道事業のほうで新規加入者が2名分盛り込まれています。飯島でマイホーム関係でお調べいただきましたら、今年度、新規取得者、マイホーム取得者が37件ということで、予算執行率もかなり高くて、残があと200万円という形で、かなり効果は出てきているなあというふうに思っています。

そこで、合併浄化槽については補助金がありますよね。公共下水道の場合には補助金という形ではないんだというふうに私はちょっと認識しているんですね。

そこで、期間を限定してマイホーム補助金をやっている間は下水道の加入料は免除しますよ、もしくは町が負担しますよってというような施策をしたらどうかなあと、それで光をそそぐマイホーム補助金を活用して住宅が少しでも増えたらいいかなあというふうに思うんですが、その辺のお考え——担当者に聞きましたら一般財源から補助を受けているのでそれはできませんって言ったんですが、じゃあ町長裁量でそれをしてたらどうかなあというふうに思うんですが、その辺のお考えはいかがでしょうか。

副町長 合併処理浄化槽は、皆さんの処理費の関係を個人で払っていただくのに補助をしております。

それで、公共下水、農集排につきましては団体というあれでやっておりますので、その分で補助はないということございまして、マイホーム補助金をやっている間はということでは言われましたけれども、一般会計も、ちょっとそんなにずっと下水道会計に出し続けるとか、そういうことは今のところ考えていなかったんですけども、いろんな施策の中で総合的に検討するということが一番いいのかなあというふうに思っておりますので、これから予算の時期になると思いますし、最終的にどういう判断をするかというのはこれからの検討だというふうに思っております。

議長 そのほか質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案ごとに討論、採決を行います。

初めに第6号議案 令和4年度飯島町一般会計補正予算（第6号）について討論を行います。

初めに原案に反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長  
3番  
片桐議員

次に原案に賛成討論はありませんか。

賛成の立場で討論をいたします。

今回の補正予算でありますけれども、各所を適切に補正がされているものと思います。

中でも排水路の関係の補修であったり道路の拡幅等、緊急性のものもありますので、早急に適切に行うことを望みます。

ただ、同僚議員からもありましたけれども、防災無線の操作具の工事の部分がありました。私も金額については高額であろうと考えておりますので、副町長から答弁ありましたけれども、また業者としっかり打合せをした上で資料を出してという話がありましたので、その辺をしっかりと行っていただくことを申し添えまして、賛成の立場での討論といたします。

議 長

次に反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長  
9番  
坂井議員

賛成討論ございませんか。

賛成の立場で討論いたします。

先ほど同僚議員からも話がありましており、今回の補正予算は各所に適切に配分されたものであるというふうに考えております。

その一方で、債務負担行為については、これは極めて迷いましたが賛成という意味です。すなわち、5,900万円という金額は極めて大きいです。それにもかかわらず町から需要を裏づける資料の提供や説明はありませんでした。

また、5,900万円という数字も既存業者からの見積りを基につくったということで、ほかの業者からの見積りも取っていないと、これについては既存業者がつくった独自のシステムのためということになるということであるんですけれども、そうすると、事実上、今後も既存業者の提示を受入れ続けなければならないのではないかとということを強く危惧します。

加えて、今後メール配信機能も追加すると今の倍くらいかかるといった回答もありまして、操作卓改修関係で際限なく支出が広がっていくことを大変不安に思っております。

一方で、今回は債務負担行為ということですので、詳細な予算の計上はこれからということですので。

したがって、極めて消極的ですが賛成いたします。

今後、予算を計上するに当たっては、需要の裏づけ及び費用の妥当性について十分な説明を強く求めます。

以上です。

議長 長  
1番  
浜田議員 ほかにも討論ございませんか。

この補正予算に賛成する立場から討論いたします。

全般的に必要な項目が盛り込まれておりまして、町民の福祉に寄与する内容だというふうを考えております。

ただ、既に同僚議員が指摘されたように、運用上での的確な改善を求めるものです。

なお、町側の説明の中に議会側の認識と必ずしも一致しない説明があったように思います。この点については、正確な文書上の記録でもって今後突き合わせをする必要があるのではないかというふうに思っております、これは議会側に私が提案をしていきたいということをご条件づけて、賛成といたします。

議長 長  
ほかにも討論ございませんか。

議長 長  
「なし」と呼ぶ者あり  
討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから第6号議案 令和4年度飯島町一般会計補正予算（第6号）について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

議長 長  
異議なしと認めます。したがって第6号議案は原案のとおり可決されました。

次に第7号議案 令和4年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

初めに原案に反対討論はございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

議長 長  
次に原案に賛成討論はありますか。

5番  
坂本議員 賛成の立場で討論いたします。

国民健康保険は県の一括会計となりましたが、その中でも町は健康の予防のためになり細かい事業をやっております。また、それが県に認められている部分もありまして、非常に施策の中では努力していると思っております。

適正に補正されているという点で賛成といたします。

議長 長  
ほかにも討論ありませんか。

議長 長  
「なし」と呼ぶ者あり  
討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから第7号議案 令和4年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について採決します。



お諮りします。  
本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって第7号議案は原案のとおり可決されました。  
次に第8号議案 令和4年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につ  
いて討論を行います。  
初めに、原案に反対討論はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 次に、原案に賛成討論はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これから第8号議案 令和4年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）  
について採決します。  
お諮りします。  
本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって第8号議案は原案のとおり可決されました。  
次に第9号議案 令和4年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第2号）について討  
論を行います。  
初めに原案に反対討論はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 次に、賛成討論はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これから第9号議案 令和4年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第2号）につい  
て採決します。  
お諮りします。  
本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって第9号議案は原案のとおり可決されました。  
次に第10号議案 令和4年度飯島町水道事業会計補正予算（第2号）について討論を  
行います。  
初めに原案に反対討論ございませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 次に、原案に賛成討論ございませんか。

1 番  
浜田議員 修繕に対して適切な補正が行われているという点を評価いたします。  
なお、町側にお尋ねしたところ、金額についてマイナス査定などは行っていないと、現場の声を正確に受け入れたというところを評価して、賛成といたします。

議 長 ほかに討論ございませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これから第 10 号議案 令和 4 年度飯島町水道事業会計補正予算（第 2 号）について採決します。  
お諮りします。  
本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって第 10 号議案は原案のとおり可決されました。  
次に第 11 号議案 令和 4 年度飯島町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について討論を行います。  
初めに原案に反対討論はございませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 次に原案に賛成討論はございませんか。

8 番  
堀内議員 今回の補正予算について賛成の立場で討論をさせていただきます。  
電力が高騰している中で、下水道会計については適切に配分をされているものというふうに確認をいたしました。  
ただし、今後も下水道処理なので電気料はかなり多く使っていくという中で、自分たちで電力を調達するという方法を——同僚議員からもありましたけれども——水力や太陽光を使ってやっていくというところを検討しながらやっていくべきであるということも付け加えまして、賛成の立場といたします。

議 長 ほかに討論ございませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これから第 11 号議案 令和 4 年度飯島町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について採決します。  
お諮りします。  
本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって第 11 号議案は原案のとおり可決されました。  
ここで休憩を取ります。再開時刻を 10 時 40 分といたします。休憩。

休憩  
再開

午前10時24分  
午前10時40分

議長 休憩を解き会議を再開いたします。

議長 日程第8 第13号議案 与田切公園の指定管理者の指定について  
を議題といたします。  
これから質疑を行います。  
質疑ありませんか。

1番

浜田議員 今回の指定管理者の選定で使われました評価表の中には効率重視の点についての項目が非常に多く、それから配点も非常に多い内容になっておりました。

その一方で、地域住民、町の皆様が公園を手作りで楽しむという項目についての配点は非常に少なかったと思います。

もともと与田切公園は町民のために公園だというふうに私は理解しておりますけれども、なぜこういう配点になったのかということをお伺いしたいと思います。

それから、もう一つは、町側から提出されている指定管理者と想定される団体のプレゼン資料には様々なにぎやかなイベント類の羅列がありましたけれども、その中には町民が参加して、あるいは町民が自主的につくり上げるというイベントについてのプレゼンは見当たらなかったと認識しております。そういったところがなぜ優先的に得点を得ることができたのか、この2点についてお伺いいたします。

地域創造課長 まず審査委員会で行いましたプレゼンテーションを受けての評価点ということでございますが、こちらにつきましては、第1回——4年前ですか、にやったときと評価点は一切変えてございません。したがって、前回やった内容を検証したところ大きな問題はなかったということで、同じ評価点と点数をつけてやる方向を採用したというところでございます。

それから、町民の皆さんが参加できるイベント等のプレゼンが少ないんじゃないかというようなお話ですけれども、町民の皆さんのための設置の公園ということは募集要項にもしっかりと町からうたってございます。それを受けての申請書をいただいた中での評価でございますので、今後、指定管理者決定後にまた細かいところは詰めていかなければいけないと思いますが、当然そういった町民の皆様のためのイベントというところはやっていただきたいなあというふうに町は考えているところでございます。

議長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

7番  
三浦議員

初めに原案に反対討論はありませんか。

原案に反対の立場で討論をいたします。

私は飯島町公園条例を見て、ここには「町民に憩いの場を提供することにより余暇の活用及び健康の増進を図るための公園の設置」ということで目的が定められております。その上での管理でありますので、第一の目的は町民のためと——先ほど質問に答えて町民のためということは伝えてあるとは言われましたけれども、本当の意味でちゃんと候補として指定管理をやりたいというふうに公募された皆さんに条例についての意図が伝わっていたかということについてはとても疑問を感じますし、また選考される委員の皆さんがそのことについてよく理解した上で審査をされたかということについても私は疑問を持っておりますので、今回の選考については、私はとても内容的には納得できないかなど。

きちっとした、やっぱり町民のためのということが主体となったことをまず審査の第一に考えていくべきだというふうに私は考えますので、今回のプレゼンテーションを見ましたけれども納得いかないということで、反対をいたします。

議長  
9番  
坂井議員

次に賛成討論はありませんか。

原案に賛成の立場で討論をいたします。

まず最初に、これまでの議論の中で町内業者でなくてよいのかというふうな意見がありました。

この点に関しまして、私は、飯島町の業者ではありませんけれども——今回の候補者として挙げたところは、そもそも審査基準に地域要件というのは設けられておりません。

国から地域要件を設けることが望ましいといった通達なくて、むしろ指定管理者について記載された内閣府の2006年地域経済という書類によると競争性が確保される状態が望ましいということが記載されております。

今回は町外の業者が2社入っておりますけれども、仮に地域要件が設けられていたら競争性が確保されないという状況でありました。

そもそも一般競争入札が入札の大原則でありまして、これを曲げるということは限定的であるべきだというふうに考えます。

続いて審査項目なんですけれども、これも私は条例の趣旨に沿ったもので適切であるというふうに考えております。しかも、審査項目は、前回——令和元年と同様であって、これを今回殊さらに取り上げて問題視することは疑問であると考えます。

続いて、審査員も有識者と地元の区長、町の教育次長、地域創造課長と、外部、内部の意見を取り入れられている構成になっていると考えます。しかも、観光戦略会議のオブザーバーの有識者が前はメンバーに入っておりましたけれども、今回はそういったことはなく、より公平性が確保されているというふうに考えます。

その上で、プレゼン資料を見ると、候補者となっている会社はこれまでの実績も多数

あることが提出された資料から読み取れます。

また、人を呼ぶためには広報が重要であるというふうに考えますけれども、プレゼン資料が分かりやすいということは広報の能力が高いということの裏づけになるというふうに考えております。

また、財務状況も他の業者よりも良好です。

人を呼ぶためには、子どもたちや家族がわくわくする場所をつくる必要があるというふうに考えます。超少子高齢化の社会の中で、外に目を向けなければ衰退、消滅の道を歩むことは必然であるというふうに考えます。千人塚で結果が出ているのは外に目を向けるということが功を奏したものであると考えます。

仮に、今回、地元業者じゃないということで否決すれば、飯島町は極めて排他的な町として評価され、より外部の業者が来なくなり、負のスパイラルに陥ることを危惧します。

今回の町側の提案は、審査員の審査に関しましては公平かつ適正に行ったものと考え、審査員の審査を高く評価します。

したがって原案に賛成です。

以上です。

議 長  
5 番  
坂本議員

次に反対討論はありませんか。

反対の立場で討論いたします。

確かに今言われたような基準に対してあるかとは思いますが、しかし、今までやってきた業者の指定管理状況の過去の実績という点では、もっと評価されるべきと私は考えております。

長いことプールというだけでしたけれども、指定管理という中で全体を管理するようになったこと2年のこととございます。この2年間のPRがどうのところで千人塚と比べていただいても、それはちょっと詮ない話だと思いますし、そういう点でも経営と公園管理はきちっとやってきていると思っております。

また、今度入札になった会社というのは、やはり全体のチームグループとしては大きな会社であり、今後の商業的というか、町民がそこに不在になる可能性もなきにしもあらずのような予測を持った大きな会社で、逆に言えば飯島町が白馬村みたいにクローズアップされるような形もやろうと思えばできるというような感じにも思います。

しかし、元をただせば、長いこと与田切公園を造った目的は町民の福祉、それから健康、お母さんたちが日頃の公園の遊びというところでやってきて、みんなの活動の場所、イベントとか、そういうので盛り立ててきた場所であります。

そういう中で、健全にやってきた今の会社ではなく、伊那スキーに、新しい会社になるということに私は少し不安を感じております。

2年間の指定管理という中ではありますが、今後、もう少し議論を含めると全体の中の与田切公園の在り方というものを町民全体の中で話していく必要性もあるという中で、私はこの決まったことに対しては少し違和感を持っておりますので、反対といたします。

議 長 原案に賛成討論はありませんか。

10 番 伊藤議員 私は、これに 100%賛成ではありません。(笑声) パーセンテージにしたら 20%。  
それで、次回の指定管理者選定に対する要望を 3つ挙げました。この条件を次回は採用していただくならば賛成という立場で賛成します。  
それで、その項目は、まず 1つ希望することは、指定管理者の選定委員会のメンバーを公募により募集して最大 10 人ぐらいにするという条件。  
2つ目は、審査評価表の内容が非常に分かりにくい。そのため、もう一度内容を見直しする。町民にも分かりやすく、加点とか、そういうことはなくしてもらいたいと思います。  
3つ目は、現地説明会を応募条件にする。これは時期的な問題があつていろいろあつたみたいですが、もう現地説明会を最初の段階で設定して、何月何日にしますので応募する意思のある方は出席してくださいということで、現地説明会というものは非常に大切であります。  
いろいろインターネットで探すと「指定管理者選定対策」という項目がありまして「現地説明会が重要すぎる 10 個の理由」ということが載っており、非常に重要です。入札と同等の考えぐらいに思ってもらいたいと思います。それで、一番最後にこういうことが書いてありました。「事業計画書とプレゼンだけが指定管理者に選ばれるためのポイントではありませんよ。」ということで、現地説明会が非常に重要だということがありますので、この 3 点を要望いたしまして、賛成といたします。

議 長 伊藤議員、大変恐縮なんですけど、条件付きの賛成っていうのはありませんし、賛成する趣旨をもう一度述べてください。  
あるいは反対——今言われておることは反対の表明のように聞こえるんですが……(伊藤議員「はい。失礼いたしました」) 賛成の趣旨を述べてください。

10 番 伊藤議員 賛成は、いろいろの委員会で決定したことを恐らく覆すことはできないということもありますし、これが否決されたら行政も大変混乱するかと思いますので、やむを得ずという表現がいいかどうか分かんないですが、賛成いたします。

議 長 それじゃあ、行政側は、ただいまの発言は、次回にはこういったことがいいんではないかという提言が添えられたということで、行政が困らないように賛成をいただいた、こういった趣旨でありますので、御理解いただいて、次に反対討論ありますか。  
〔浜田議員挙手〕

議 長 討論 1 回の原則で……。ああ、質問しただけか。失礼しました。

1 番 浜田議員 反対の立場で討論いたします。  
まず、個人的というか、議会として与田切公園にどう関わってきたかということ古い議員として御紹介させていただきたいと思います。  
私が多分 1 期目だったと思いますけれども、あそこではイルミネーションの祭りが行

われていまして、それで議員有志で、点滅の激しいとげとげするんじゃないなくて、もっとまったりとした蛍のように光るイルミネーションがいいねということで、そんなものを作って展示したりしたこともありました。

それから、当時、飯島町では軽トラック市というのが行われていませんでした。それで、各地で少しずつそういったことが始まりましたので——この中にも一緒になさった坂本議員、久保島議員がいらっしゃいますけれども、たしか久保島議員を委員長にしたのかな、それで軽トラック市研究会というのを作りまして、全国、特に静岡県が多かったと思いますけど、何地域かを視察して、大体やり方はこんなもんだろうということで見極めて、それで町内の賛同者を募りました。あまり個人名は申し上げないほうがいいかもしれませんが、果樹農家さんですとか、それからDIYのお店さんですとか、そういう方々にも参加していただいて、かなりの規模の軽トラ市を毎年のようにやってきたことがあります。

そういったことができたのは、やはり町民のための公園、みんなが自分たちで、手作りで、あそこで楽しむ公園、そういう性格が明らかに与田切公園にはあったからです。つまり、このことが私は与田切公園の基本的な性格ではなかろうかというふうに思うわけです。

一方で、地域要件ということに関して言いますと、今回の評価表は逆地域要件だというふうに思っております。どうしてかって言いますと、経営的な効率、それから、先ほど賛成の意見で述べられた面もありましたけれどもプレゼンが上手、それから広告も大きく出る、これは、もともと町内の事業者にとりだけの能力が備わっていないことは、既に始める前から明らかです。これだけでもって町内の事業者は自動的に排除されるような構造になっているという評価表だというふうに私は思っています。

それで、結局のところ、巨大事業者が自動的に選ばれるような評価表になっていて、採点される票もそんなふうになっている、その結果、何が起こるかということなんですよ。

その中には、先ほど質問の中で申し上げましたように手作りの公園にするという要素はほとんどありません。どんちゃん祭りはうらやましいなという声はあちこちで聞くんですけども。

多分、公園の事業としては恐らく今回の町側が推薦する事業者は成功を収めるでしょう。なぜならば、全国のネットワークを持っていて、夏の期間には例えば涼しい北海道のほうにプログラムを重点化する、その逆のときには例えば避暑地として飯島町も含めたこちらのほうの地域を紹介するというふうな巨大なプログラムを組むことができるためです。

その結果、与田切公園はある意味でにぎわうと私は思っています。けれども、こういったことが起こった結果、取り返しのつかない状態を引き起こすんじゃないでしょうか。つまり、町民がそこに自主的に参加する機会は失われて、あくまでも事業性の高い業者が自分たちの巨大な事業の一部として与田切公園を使うと、そういう姿しか私は目に映らないと思うんです。2年後にそれをひっくり返すなどということは、一旦町民が手を

放してしまえば二度と起こらないというふうに私は思っています。

そういうやり方でもって与田切公園を巨大な観光事業の道具に譲り渡していいのかということ私を私は非常に心配いたします。

そうではなくて、昔からそうであったように、夏休みに帰ってくる子どもたちがあそこの場で遊ぶ、あるいは、あのときもたしか天竜川河川事務所ですか消防団の皆様とか、町内の人たちが一堂に会していろんなものを食べたりゆったりしたり、マスつかみをやったり、そういう場所がよみがえることがなくなってしまうんじゃないかと。

一旦潰れたものに改めて手を挙げるっていうのは物すごくエネルギーがいることです。

町内では若い皆さんもそういうことでいろんなイベントに取り組んでいますけれども、その可能性のある与田切公園がそれとは違う姿になってしまう、このことを私は非常に恐れるものであります。

したがいまして、今回の町の提案の事業者の選定については反対するものであります。

議 長  
8 番  
堀内議員

次に原案に賛成する討論はありますか。

今回の議案に賛成する立場で討論をさせていただきます。

聞き取りをしている中で、しっかり選定委員の方には事前に説明をして、どういう公園であるべきかというところもしっかり説明を受けた中で採点をしているというところがありますし、一部ではその選定委員についてもしっかり責任を持ってもらうっていうところもありますので、そこを信頼いたしまして、今回は承諾をするものといたします。

ただし、候補で挙がっている団体については外向きの発信がかなり多くあります。それで、町民向けのものについては、いろんなプールとかを排除しようみたいな動きがある中ですが、課長のほうから答弁がありましたとおり、これからはしっかり飯島の公園ということで手綱を握っていただけるということがありましたので、2年間ではありますけれども——また与田切の観光戦略会議という中で新しい与田切をつくっていくというところもありますので、外部の新しい意見を聞きながら、より飯島に沿った飯島の町民が使いやすい公園にさせていただけるように希望をいたしまして、賛成とする立場でございます。

議 長  
議 長  
議 長

原案に反対する討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

そのほか討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから第13号議案 与田切公園の指定管理者の指定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議 長

御着席ください。(起立者着席)



起立多数です。したがいまして第 13 号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第 9 第 15 号議案 飯島町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例

を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔下平町長登壇〕

町 長 第 15 号議案 飯島町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

令和 4 年度人事院勧告に基づき一般職の職員の給与が改正されたことに準じて特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、町の常勤の特別職及び議会議員の期末手当の支給月数を 0.05 月分引上げ年 3.30 月分とするよう改正するものでございます。

細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

〔下平町長降壇〕

総務課長 補足説明

議 長 これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに原案に反対する討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 次に原案に賛成する討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから第 15 号議案 飯島町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがいまして第 15 号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第 10 第 16 号議案 令和 4 年度飯島町一般会計補正予算（第 7 号）

を議題とします。

町 長 本案について提案理由の説明を求めます。  
〔下平町長登壇〕

第 16 号議案 令和 4 年度飯島町一般会計補正予算（第 7 号）について提案理由の説明を申し上げます。

予算の規模につきましては、歳入歳出予算の総額 60 億 9,599 万 1,000 円は変わらず、歳出内容の補正をするものでございます。

内容につきましては、令和 4 年度人事院勧告に基づき特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、これに準じ町の常勤の特別職及び議会議員の期末手当の支給月数が 0.05 月分引き上げられるため、職員手当や共済費を増額し、予備費で調整するものです。

細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

〔下平町長降壇〕

財政係長 補足説明

議 長 これから質疑を行います。  
質疑ありませんか。

議 長 〔「なし」と呼ぶ者あり〕  
質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
原案に反対討論はございませんか。

議 長 〔「なし」と呼ぶ者あり〕  
次に原案に賛成討論はございませんか。

議 長 〔「なし」と呼ぶ者あり〕  
討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これから第 16 号議案 令和 4 年度飯島町一般会計補正予算（第 7 号）について採決します。

議 長 お諮りします。  
本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

議 長 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
異議なしと認めます。したがって第 16 号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第 11 請願・陳情等の処理についてを議題とします。  
去る 12 月 9 日の本会議におきまして各常任委員会へ審査を付託しました案件 3 件についてお手元に配付のとおり各委員長から請願・陳情審査報告書が提出されております。  
各請願、陳情等の審議については、一括して委員長より委員会審査報告を求め、これに対する一括質疑の後、案件ごとに討論、採決を行います。

これから委員長報告を求めます。

〔吉川総務産業委員長登壇〕

4 陳情第 13 号 肥料高騰対策実施に関する陳情について、12 月 15 日 1 時 45 分から 2 時半まで審査をいたしました。

出席参考人として上伊那農民組合 竹上一彦氏をお招きし、参考人に対する質疑を行いました。

陳情のほうも議長宛てに出ておりますが、総体的には、この陳情は町へ出すのか国へ出すのかというポイントになりました。その質問に対しては、竹上氏は当町で支援をしているってことは分からずに陳情を出してきたという回答でございました。ですが、やっていると思いますけれども、それ以上に、また増してお願いができたらという回答でございました。

ただ、水稻等につきましては、山際は非常に収量が減って、非常に赤字だと、肥料高騰も出ておるし赤字だということを強調しておりました。ですが、国へ対してもまた陳情していただければありがたいという、そんなようなちょっと分かりづらいような参考人の言葉でございましたけれども、そんなことでございました。

それで、私が失礼でございましたけど、委員長として私のほうで話合いの材料として状況、情勢を報告させていただいて、一緒に討論をさせていただきましたけれども、町に対しては、販売農家に対し——まだ 2 月末までの申請でございまして、現在しておりますけど——販売農家に 10 アール当たり 2,000 円の支援をしているということの説明。それから、国に対しての——農林省の、今、考えがいろいろ出ておりますけれども——国は肥料コストの増加分の 70%を補助するという農林省の今の見解が出ております。こういったいろいろ資料がございましてけれども、細かく計算式がありますけれども、肥料コストの増加分に 7 割を掛けるということですが——肥料コストの増加分というのは、当年の肥料購入費、要するに秋肥と春肥があるわけですが、それに対して当年の肥料購入費に価格上昇率を掛ける。価格上昇率っていうのはなかなか来年になってもちょっと分かりませんが、国では今 1.4 というふうに見ております。それに使用料の低減率を掛ける。使用料の低減率、これは 0.9 っていうふうに見ておりますけど、この価格上昇率っていうのが分からないので、まだ農林省のほうでは 2 月末なり 3 月まで状況を見ていくということで、まだまだこれは成案にはなっておりません。

したがって、そんな形の中で説明をさせていただき、特に我が JA なるの肥料につきましては、例えば田んぼの肥料のオンリーワンにつきましては昨年の同時期に対して 1 袋当たり 1,620 円ぐらい高くなっているんだと、かなり高いということで、非常に苦労しておるということを申し上げて、失礼でございましたが参考とさせていただきました。

そういうことで、いろいろ御意見も質疑も出ましたけど、ちょっと私のほうでかなりの質問を——質問っていうか、参考としてさせていただき、討論に入りました。

討論につきましては、反対討論なし。

賛成討論につきましては、議員の中で「農業は町の基幹産業である」と、「離農者がで

きないよう、新規就農者が増えるよう町的には緊急対策はしたが、さらに町で手厚くできるように賛成をしたい。さらに意見書を国に提出していきたい」ということで、採択に賛成5、採択に反対ゼロということで、採択すべきものと決定いたしました。

よろしくお願ひします。

議長 長 これから委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑ございませんか。

議長 長 「なし」と呼ぶ者あり  
質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
吉川委員長、自席へお戻りください。

議長 長 「吉川総務産業委員長復席」  
次に社会文教委員長からの報告を求めます。  
「星野社会文教委員長登壇」

社会文教委員長 15日13時30分より社会文教委員会を開催しました。  
4陳情第12号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める陳情書。  
陳情者 小林吟子氏。  
質疑に入りました。

「始業時前の時間外労働は、国の設置基準とは」、答えが「主に患者の情報を収集したり看護師の看護記録の作業。現在は患者7人に対し看護師が1人。患者10人に対し看護師が1人という状況を5対1や6対1にしてほしい」ということでした。

問い「始業時前の勤務は無給か」、残業の申請がないということが多いということで、サービス残業ということがあるということでした、個人差もあるということ。

問い「年次休業が取れないのは人員不足のためか」、「そのとおり」ということでした。

討論に入り、「これが現場の状態と考え、陳情に賛成とする」と、「人員確保のために体制を整える必要があり、賛成」「賛成の立場から始業時前の労働に対し組合として頑張してほしい」という意見が出ました。

全員が採択に賛成ということで採択すべきものに決定しております。

続きまして4請願第3号 食の安全を守るため、小学校にてゲノム編集トマト苗を受け取らないことを求める請願。

請願者 紫芝さん、紹介議員が坂本議員です。

質疑に入って、「昨年、厚生労働省が安全に問題はないと会見を出したが」という問いに対し、答えが「問題が分からないことがリスクと考える」ということでした。

問い「倫理的な問題と考えるか」、「自然界ではあり得ないこと」と答えがありました。

「苗を受け取らないようにすると選択の余地がないが」という問いに対し、答えが「欲しければ申し込めばよい」という答えでした。

討論に入り、「安全性が分からない自然界ではあり得ないものを配布するのは心配なので請願に賛成する」、「厚生省の会見もあるが、抽象的なリスクは理解する。疑問を呈しながら請願に賛成」。

全員が賛成ということで採択すべきものと決定しております。  
 以上です。

議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。  
 質疑ありませんか。  
 [「なし」と呼ぶ者あり]

議長 質疑なしと認めます。  
 これで質疑を終わります。  
 星野委員長、自席へお戻りください。  
 [星野社会文教委員長復席]

議長 以上で請願、陳情等の処理に係る委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。  
 これから案件ごとに順次討論、採決を行います。  
 最初に4陳情第12号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める  
 陳情書について討論を行います。  
 本陳情についての委員会審査報告は採択ですので、初めに原案に反対討論を求めます。  
 反対討論ありませんか。  
 [「なし」と呼ぶ者あり]

議長 次に原案に賛成討論はありませんか。  
 [「なし」と呼ぶ者あり]

議長 討論なしと認めます。  
 これで討論を終わります。  
 これから4陳情第12号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求め  
 る陳情書について採決します。  
 お諮りします。  
 本陳情に対する委員長の報告は採択です。  
 本陳情を委員長報告のとおり採択とすることに御異議ございませんか。  
 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長 異議なしと認めます。したがって4陳情第12号は採択することに決定をいたしました。  
 次に4陳情第13号 肥料高騰対策実施に関する陳情について討論を行います。  
 本陳情について委員会審査報告は採択ですので、初めに原案に反対の討論を求めます。  
 反対討論ありませんか。  
 [「なし」と呼ぶ者あり]

議長 次に賛成討論ありませんか。  
 [「なし」と呼ぶ者あり]

議長 討論なしと認めます。  
 これで討論を終わります。  
 これから4陳情第13号 肥料高騰対策実施に関する陳情について採決します。  
 お諮りします。

本陳情に対する委員長の報告は採択です。  
本陳情を委員長報告のとおり採択することに御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって4陳情第13号は採択することに決定をいたしました。

次に4請願第3号 食の安全を守るため、小学校にてゲノム編集トマト苗を受け取らないことを求める請願について討論を行います。

本請願についての委員会審査報告は採択ですので、初めに原案に反対討論を求めます。  
反対討論ございませんか。

2番  
久保島議員

私は、この請願について不採択すべきと討論させていただきます。  
審査の中で自然界では起こり得ないことだという話がありました。これは起こり得る話だというふうに私は理解しております。  
ゲノム編集っていいましても、このトマトにつきましては一部遺伝子のところをカットするだけで、何も加えているわけではございません。これはどこでも起こり得ることです。誠に安全であるということが証明されております。  
それよりも、健康的に非常に有効なものが抽出できるということも証明されております。  
また、生産的にも非常に効率がよくなるという話も出ております。  
こういう技術に対して否定することは誠によろしくないと思います。子どもたちにもこういう技術をしっかり継承し、見てもらって、安心・安全な、そして人類が生き残っていくために——食糧危機っていうことも叫ばれているわけですので、何とぞこの辺のことについては関心を持っていただきたいということを思うと、やはりこれを配布して育てていくということも非常に大事なことだというふうに思っています。  
この請願に対しては不採択すべきと討論いたします。

議長 次に原案に賛成する討論はありませんか。

1番  
浜田議員

この請願に賛成する立場から討論いたします。  
まず、ゲノム編集が安全である、非常に分かりにくい技術ですので、まだ十分に議論が行われていないような気がしますけれども、決して切断だけがゲノム編集ではありません。挿入する技術もあります。  
それから、ここで大変危惧されているのは、ターゲットとなるある特徴を持ったところを切り取るんだということを主張されていて、それは自然界でも起こり得るんだというふうに推進する方々はおっしゃっていますけれども、そうではないところまで切断する可能性は排除されていません。ですので、それがどんな影響を及ぼすかということについて研究し尽くされたわけではありません。  
それから、第3に自然界で起こり得ることを人工的に起こすんだから同じではないかということなんですけれども、自然界で起こる確率は極めて低いわけでありまして。なぜ

かといいますと、ゲノム編集は、実際には、種等、生殖する細胞を改変して、そこから植物を育てるわけです。自然界では、確かに放射線は浴びますけれども、多くの場合は体細胞、要するに生殖と関係ないところが浴びているわけでありまして、それとこれから成長するところに意図的に浴びせる操作とは同じでは到底ないわけでありまして。

しかも、その肝腎のところの遺伝子——塩基といいますけれども——その役割が1つだけなのかということも、実は生物学的に十分に研究されたわけではない。つまり開発途上の技術、ある場合には役に立つかもしれませんが、まだ確定されていない、しかもヨーロッパの多くの国々では禁止されている技術を十分な説明もなしに子どもたちに育てさせる、これは大変危険なことだというふうに思います。

それで、何よりもこれがどういうものであるかということをも十分な説明なしに新しい技術だとして教えることほど非教育的なやり方はないのではないかというふうに思います。

そういった意味で、この請願に賛成する討論といたします。

議長 次に原案に反対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 5番 討論ほかにありませんか。

5番

坂本議員

原案に対して賛成の立場で討論いたします。

これを提出してきた方はお母さんでありまして、提出者はこの技術に対して不安を抱いているので、取りあえず子どもたちが認識もなくそれを作って、見るだけではなく食べてしまうことに危険を感じるので受け取ってほしくないという思いの中で提出をできております。

ゲノム編集と遺伝子組み換えに対しては、遺伝子組み換えは、種を越えた、例えば植物と動物のようなものでありますが、ゲノム編集というのは、端的に言えば同じDNAの中の塩基という——今言われました、その細胞を切るというようなことで、このところゲノム編集は急速に世界に広がっております。

遺伝子組み換えに関しては、ずっとマウスを使いながら、どこの国でも人的ながん発生とか、そういうことに対しては追っております。しかし、ゲノムに関しては、日本政府はそういう具体的にマウスを使って危険性はどうかということとは調べておりません。現在のところ、ゲノムは、そういう状況の中で、届出をすればいいというだけの中で開発が進んでいるのが現状であります。

そういうことに対して親が不安感を抱いて、子どもには食べてもらいたくないという中でこういう趣旨の請願を出してきておりますので、親の意見を酌み取りまして、危険性を感じるものを食べさせたくないという親の意見を取りまして、またゲノムの危険性に対してもまだ分かっていないという中で、私はこの趣旨に対して賛成をいたします。

議長 次に反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 討論ありませんか。

議	長	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p> <p>これから4請願第3号 食の安全を守るため、小学校にてゲノム編集トマト苗を受け取らないことを求める請願について採決します。</p> <p>この採決は起立によって行います。</p> <p>本陳情に対する委員長の報告は採択です。</p> <p>本陳情を委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方の起立を求めます。</p> <p>〔賛成者起立〕</p>
議	長	<p>御着席ください。(起立者着席)</p> <p>起立多数です。したがって4請願第3号は採択とすることに決定をいたしました。</p>
議	長	<p>日程第12 議員派遣についてを議題といたします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>会議規則第124条の規定によりお手元に配付のとおり議員派遣することに御異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。したがって本件については別紙のとおり議員派遣することに決定をいたしました。</p>
議	長	<p>日程第13 議会閉会中の委員会継続調査についてを議題といたします。</p> <p>会議規則第72条の規定によりお手元に配付のとおり議会閉会中の継続調査について各委員長から申出があります。</p> <p>お諮りします。</p> <p>申出の事件について議会閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。したがって本件については各委員長から申出のとおり継続調査といたします。</p> <p>ここで暫時休憩といたします。そのままお待ちください。</p>
休	憩	午前11時34分
再	開	午前11時35分
議	長	<p>会議を再開いたします。</p> <p>ただいまお手元へお配りしましたとおり、坂井活広議員から1件、堀内学議員から1件、計2件の議案が提出されました。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本案を日程に追加し追加日程第1・第2として議題にしたいと思いますが、御異議ご</p>



ざいませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがいまして議案2件を日程に追加して議題とすることに決定をいたしました。

議 長 追加日程第1 発議第10号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書

を議題といたします。

事務局長 事務局長に議案を朗読させます。

事務局長 議案朗読

議 長 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

〔坂井議員登壇〕

9番  
坂井議員

それでは、これより提案理由を説明いたします。

新型コロナウイルス感染の拡大により、入院が必要にもかかわらず入院できない医療崩壊や介護を受けたくても受けられない介護崩壊が現実となりました。これは、感染対策の遅れはもちろんのこと、医師や看護師、介護職員や保健師の不足が根本的な原因であると考えます。

そこで、安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求めます。

以上が提案理由です。

議 長 これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

提出者は自席へお戻りください。

〔坂井議員復席〕

議 長 これから討論を行います。

討論はありませんか。

1番  
浜田議員

この意見書を支持する立場から討論申し上げます。

現実に、コロナと、それから医療体制の弱体化の下で、私どもの身の回りでもかなり深刻な事案が発生しています。交通事故に遭われた方が1週間近くも骨折状態を放置されたまま痛みを苦しんでいた事例ですとか、あるいは重度の病気をお持ちで、なおかつそれでも自分で運転して病院に通っていた方が交通事故で亡くなったとか、やはり医療の弱さというのが現実に人の命を脅かすところまで来ているというのが現実ではないかと思えます。

そういう意味で、ぜひこの意見書を提出して大きく国に働きかけるということに賛成

するものであります。

議 長 反対する討論はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ほかに討論ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これから発議第 10 号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める  
意見書について採決いたします。  
お諮りします。  
本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがいまして発議第 10 号は原案のとおり可決されました。

議 長 追加日程第 2 発議第 11 号 肥料高騰対策を踏まえた支援の拡充を求める意見書  
を議題といたします。  
事務局長に議案を朗読させます。

事務局長 議案朗読

議 長 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。  
〔堀内議員登壇〕

8 番  
堀内議員

それでは提案理由の説明をいたします。  
当町では、基幹産業である農業が持続していくように支援をしていく必要があり、緊  
急的な物価高騰対策として独自の施策を実施しております。  
しかし、今回、町に出された陳情書を見ていく中で、農家が安心して仕事に打ち込め  
るよう、さらなる支援を国に上げていく必要があるということを総務産業委員会では考  
えました。  
また、離農者を抑えるだけではなく、新規就農者に対してもさらなる支援を求めてい  
くことを付け加えまして、意見書を提案させていただきました。

議 長 これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
提出者は自席へお戻りください。  
〔堀内議員復席〕

議 長 これから討論を行います。  
討論はありませんか。

1 番

浜田議員

この意見書に賛成する立場から討論いたします。

私も中規模な農業者として肥料高騰には本当に悩まされております。このままでは全く成り立たないというのが現実になってきています。

特に私がやっているのは白ネギで、恐らく米の数倍の肥料を食う作物なんですけれども、そもそも肥料がとんでもなく上がって、正直言って、来年度は経営規模を縮小しようかというふうに思っています。

こういう状態が続けば、農業を見てヒーリングするどころではなくて、農業者をヒーリングしなければいけないことになるんじゃないかということさえも私は心配するわけでありまして、やはり飯島町が農業で心豊かに暮らせる町であるためには国、県を挙げて支援をすることが必要だと考えまして、賛成の討論といたします。

議 長

ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第 11 号 肥料高騰対策を踏まえた支援の拡充を求める意見書について採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

異議なしと認めます。したがって発議第 11 号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

ここで町長から議会閉会の御挨拶をいただきます。

〔下平町長登壇〕

町 長

議会臨時会の閉会に当たりまして御挨拶申し上げます。

去る 9 日から本日まで 12 日間の会期をもって開催されました議会臨時会ですが、議員各位におかれましては、慎重審議をいただき、追加議案も含めて上程しました全ての案件につきまして原案のとおり御議決いただきまして、誠にありがとうございました。

あわせて、議案審議並びに緊急質問などを通じていただきました御意見や御提案等につきましては、真摯に受け止め、今後の行財政運営に全力で努めてまいる所存でございます。

さて、12 月も半ばを過ぎ、今年は行動制限のない年末年始を迎えられることで、久々の帰省をされる御家族の方もいらっしゃるのではないかと思います。しかし、毎日発表されるコロナ新規陽性者は増減を繰り返しています。帰省される方も迎えられる方も、お互いに感染症の対策をしながらゆっくと楽しく年末年始を過ごしていただければと思っております。

年が明けますと、日本でコロナ感染症が確認されて丸 3 年になります。

この間、外食や会議、旅行等々の自粛や制限の日々を送り、また感染症対策のためマスクの着用、手指消毒などを日常的に行い、私たちの生活は一変してしまいました。

そのような中、経済を止めないように、飲食業をはじめ各種事業者の皆さん、住民の皆さん、それぞれがウィズコロナ、アフターコロナを見据えて日々努力し続けてきた3年間だったと存じます。一日も早くこの状態が元に戻ることを願ってやみません。

さて、日本経済は、先日、日銀が発表した短観によりますと、製造業では受注の勢いに一服感があり悪化をしている一方、非製造業は、感染再拡大の中でも行動制限がなかったことや全国旅行支援の効果により、宿泊・飲食・サービス業の一部を中心に改善したとのことでございます。

町といたしましては、住民の皆様には感染症対策に御協力いただきながら、時々に応じた支援対策を今後も引き続き講じてまいりたいと思っております。

加えて、燃料や原材料などの高騰に対する対策につきましても、国の情勢を見ながら、町ができることは後れを取ることなく取り組んでまいり所存でございます。

現在、令和5年度予算編成を進めているところでございます。新型コロナウイルス感染症の対策も考えながら、町税の増収は見込めないなど、引き続き厳しい状況ではありますが、第6次総合計画に基づき計画された事業に取り組み、国の経済対策等と連動した事業に取り組んでまいりたいと思っております。

さて、先日、今年一年の世相を一字で表す「今年の漢字」に「戦」の字が選ばれました。ロシアによるウクライナへの軍事侵攻など戦争を意識した年であったことや、円安、物価高など生活の中での「戦い」を多くの方が体験したことが理由に上げられております。

来年は皆様が心穏やかに過ごすことができるよう願うところでございます。

先週の土曜日には、飯島駅前で、あいにくの雪降りの天気ではありましたがイルミネーションの点灯式が行われました。コロナや物価上昇、円安、戦争などなど、暗い話題の多い一年ではありましたが、2月頃まで毎晩、駅前を明るく照らしておりますので、イルミネーションを見ながら癒やされたいと思います。

今年も余すところ10日ほどとなりました。議員各位におかれましては、今年一年間の御苦勞、御協力に対しまして心からお礼を申し上げますとともに、御健勝でよい年を迎えられ、飯島町の発展のためにより一層の御活躍を心からお祈り申し上げます、議会臨時会の閉会の挨拶といたします。

誠にありがとうございました。

〔下平町長降壇〕

議 長

以上で令和4年第5回飯島町議会臨時会を閉会といたします。

お疲れさまでございました。

事務局長

御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「お疲れさまでした」)

閉 会

午前11時50分

上記の議事録は事務局長 林潤の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

飯島町議会議長

署名議員

署名議員